

平成28年11月

熊野市議会定例会会議録

平成28年11月28日 開会

平成28年12月16日 閉会

熊野市議会

平成28年11月熊野市議会定例会会議録目次

第1日目（11月28日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	3
開 会	5
市長の挨拶	5
諸般の報告	7
説明のための出席者	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案の上程	8
提案説明	9
議案第1号	11
議案第2号	12
議案第3号	12
議案第4号	13
議案第5号	13
議案第6号	14
議案第7号	14
議案第8号	17
議案第9号	18
議案第10号	18
議案第11号	23
議案第12号	25
議案第13号	26
議案第14号	27

議案第15号	28
報告第1号	28
散 会	29
署名議員	31
第2日目（12月7日）	
出席議員	32
欠席議員	32
説明のため出席した者の職氏名	33
会議に出席した事務局職員の職氏名	33
議事日程	33
開 議	35
会議録署名議員の追加指名	35
一般質問	35
1 班代表者 2 番 端無徹也君	36
3 班代表者 3 番 久保 智君	47
2 班代表者 5 番 濱 重明君	59
14番 前田桂之助君	71
2 番 端無徹也君	80
1 番 川口 朋さん	90
延 会	107
署名議員	108
第3日目（12月8日）	
出席議員	109
欠席議員	109
説明のため出席した者の職氏名	110
会議に出席した事務局職員の職氏名	110
議事日程	110
開 議	112
一般質問	112
12番 中田征治君	112

9 番 岩本育久君	127
8 番 下田克彦君	143
4 番 大橋秀行君	154
散 会	166
署名議員	167
第 4 日 目 (12 月 9 日)	
出席議員	168
欠席議員	168
説明のため出席した者の職氏名	169
会議に出席した事務局職員の職氏名	169
提出議案	169
議事日程	169
開 議	171
議案の上程	171
提案説明	171
議案の質疑	172
委員会付託の省略	172
採 決	173
同意案第 1 号	173
同意案第 2 号	173
議案の上程	173
議案の質疑	173
議案第 1 号	173
議案第 2 号	174
議案第 3 号	174
議案第 4 号	174
議案第 5 号	174
議案第 6 号	174
議案第 7 号	175
議案第 8 号	175

議案第9号	175
議案第10号	177
議案第11号	179
議案第12号	179
議案第13号	179
議案第14号	179
議案第15号	180
委員会付託	180
議案の上程	180
議案の質疑	180
報告第1号	180
散 会	180
署名議員	182
第5日目（12月16日）	
出席議員	183
欠席議員	183
説明のため出席した者の職氏名	184
会議に出席した事務局職員の職氏名	184
提出議案	184
議事日程	185
開 議	187
議案の上程	187
各常任委員長報告	187
討論、採決	190
議案第1号	190
議案第2号	190
議案第3号	191
議案第4号	192
議案第5号	192
議案第6号	193

議案第 7 号	193
議案第 8 号	194
議案第 9 号	194
議案第10号	195
議案第11号	195
議案第12号	196
議案第13号	197
議案第14号	197
議案第15号	198
議案の上程	198
議員提出議案第 1 号	198
提案説明	198
議案の質疑	199
委員会付託の省略	199
討 論	200
採 決	200
議案の上程	200
議員提出議案第 2 号	200
提案説明	200
議案の質疑	202
委員会付託の省略	202
討 論	203
採 決	203
議員派遣について	203
閉 議	204
閉 会	204
署名議員	205

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

(第1日)

平成28年11月28日(月曜日)

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

平成28年11月28日（月曜日）

第 1 日

招集年月日 平成28年11月28日（月）
招集の場所 熊野市議会議場
開 会 平成28年11月28日（月）午前9時00分
開 議 平成28年11月28日（月）午前9時07分
出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

- 議案第1号 熊野市総合計画基本構想条例案
- 議案第2号 熊野市議会議員及び熊野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第3号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第4号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条

例案

- 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 熊野市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- 議案第7号 熊野市税条例等の一部を改正する条例案
- 議案第8号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 財産の取得について
- 議案第10号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第11号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第12号 平成28年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第13号 平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第14号 平成28年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第15号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 報告第1号 専決処分の報告について

議事日程

開 会

諸般の報告

- 1 中南勢都市議会議長会出席報告
- 2 議員調査活動実績報告
- 3 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明]

- 日程第3 議案第1号 熊野市総合計画基本構想条例案
- 日程第4 議案第2号 熊野市議会議員及び熊野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第5 議案第3号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第4号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第6号 熊野市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第9 議案第7号 熊野市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第8号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第9号 財産の取得について
- 日程第12 議案第10号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第11号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第12号 平成28年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第13号 平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第14号 平成28年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第15号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 報告第1号 専決処分の報告について

午前 9時 00分 開会

開会・開議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年11月熊野市議会定例会を開会いたします。

市長の挨拶

○議長（前地 林君） 開議に先立ち、市長から今期定例会招集の挨拶を受けます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本日、平成28年11月熊野市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、定例会の開会に当たりまして、これから取り組む、また現在取り組んでいる主な事業の概要や進捗状況など5項目について、簡単にご報告申し上げます。

その前に、10月21日に発生しました鳥取県中部地震、そして11月22日の福島県沖を震源とする地震、津波により被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧を願うところでございます。また、11月19日の和歌山県南部を震源とした地震では、市におきましても震度3の揺れがございましたが、幸い大きな被害はございませんでした。市民の皆さんには、改めてこの地域に想定される南海トラフ地震等に備え、家具の転倒防止や避難経路の確認、非常持ち出し品など、日ごろの備えの再点検をお願いしたいと思っております。

それでは、1点目の奈良県桜井市との友好都市盟約についてでございます。

去る10月25日に、桜井市、松井市長さんを初め5名の方に熊野市にお越しいたゞき、友好都市盟約を再確認するための調印をとり行いました。ことしで友好都市締結30周年を迎えることを契機に、これまで以上に経済・産業、観光・スポーツなど多くの分野において両市の交流を促進し、相互の理解と友情を一層深めることを確認いたしました。11月6日には、市民の皆さん60名に、第31回桜井市ウオーキングフェスティバルに参加をしていただきました。今後も両市間における交流を加速させてまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、宮崎県日向市との協力連携協定でございます。

日向市とは、碁石文化と神武東征のつながりを縁に平成24年から交流事業を行っており、神武天皇東征に関する歴史や碁石文化における対外的な情報発信の強化と、両市における産業振興の発展を目的に、10月22日に日向市、十屋市長さんと、碁石と神武東征がつなぐ協力連携協定を締結したところでございます。今後は、この連携協定に沿った事業を実施し、神武東征の神話のPRや那智黒石を初めとした特産品のPRを、日向市と協力して行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の観光DMOによる台湾訪問についてでございます。

東紀州地域では、本年4月に世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進協議会を設置し、その業務の一環として、本協議会委員である東紀州5市町の首長、そして三重県南部地域活性化局長が、年々増加している外国人観光客、中でも東紀州地域に既に多く訪れている台湾から一層の集客を図るため、11月7日から10日の期間で台湾を訪問し、東紀州のPR活動を行ってまいりました。今後の取り組みとしまして、台湾の旅行会社等を対象に、東紀州地域への招聘ツアーを来年2月ごろに実施する予定でございます。

次に、4点目の婚活サポーター事業についてでございます。

くまの縁結びの会の活動につきましては、ことし2月に報告をさせていただいたところでございます。この間、婚活サポーターの皆さんが市内外の施設や企業を積極的に訪問してポスターやチラシを配布し、PRを重ねていただき、現在の登録者数は男性54名、女性44名、合わせて98名と、2月時点より倍増しているということでございます。その結果、婚活サポーターの皆さんの大変熱心なお世話が実を結び、これまで2組の方が入籍され、11組が結婚に向け交際を進めていると伺っております。市民の皆さん、議員の皆さんにおかれましても、もしお近くに結婚を希望される方が見えたら、ぜひくまの縁結びの会をご紹介くださるようよろしくお願い申し上げます。

次に、5点目の囲碁サミット2016 in 熊野についてでございます。

11月19日に、9回目となります囲碁サミットを開催し、日本棋院及び全国から囲碁文化の振興に取り組む10の自治体代表者にお越しいただき、日本棋院の棋士2名による講演や、「こどもたちが継続的に囲碁に親しめる環境づくり」をテーマに意見交換会などを行い、参加者の方々とさらなる囲碁文化の普及、囲碁の普及を通じた地域振興を誓ったところでございます。

以上、主な事業の進捗状況などについてご報告申し上げます。

なお、今定例会におきましては、条例案など15件、報告1件、合わせて16の案件を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての市政報告とさせていただきます。

諸般の報告

○議長（前地 林君） 次に、諸般の報告につきましては、去る11月16日に中南勢都市議会議長会が松阪市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

また、11月7日に下田克彦議員が議員調査活動を行いました。

いずれも、その報告書はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（前地 林君） 地方自治法第121条第1項の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付しております文書のとおり通知を受けております。

○議長（前地 林君） これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 議長（前地 林君） 日程第1 今期定例会の「会議録署名議員の指名」を行います。
- 会議規則第86条の規定により、議長において
- 1番 川口 朋 議員
- 10番 樋口 雄史 議員
- を指名いたします。
-

会期の決定

- 議長（前地 林君） 日程第2 「会期の決定」を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 今期定例会の会期については、本日から12月16日までの19日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。
- よって、今期定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間と決しました。
-

議案の上程（議案第1号～報告第1号）

- 議長（前地 林君） 日程第3 議案第1号「熊野市総合計画基本構想条例案」から日程第18 報告第1号「専決処分の報告について」まで、以上16件を一括議題といたしま

す。

提案説明

○議長（前地 林君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 平成28年11月熊野市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「熊野市総合計画基本構想条例案」につきましては、熊野市第2次総合計画の策定に当たり、市の将来像等を示した基本構想の策定に必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第2号「熊野市議会議員及び熊野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、平成28年4月8日に施行された公職選挙法施行令の一部を改正する政令に準じて、市議会議員及び市長の選挙における選挙用自動車の使用等の公営に関する経費に係る限度額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第3号「熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、本年度の人事院勧告に準じて議会の議員の期末手当の額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、第3号議案同様に、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、本年度の人事院勧告に準じて職員の給料及び勤勉手当を引き上げ、扶養手当の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第6号「熊野市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案」につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律により一部が改正され、平成29年1月1日から施行される国家公務員退職手当法に準じて失業者の退職手当について改正するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第7号「熊野市税条例等の一部を改正する条例案」につきましては、平成28年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、熊野市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

議案第8号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第9号「財産の取得について」につきましては、市の戸籍システムの更新のため、平成28年10月31日、指名競争入札に付した結果、株式会社松阪電子計算センター、代表取締役社長熊崎孝氏が2,397万3,840円で落札したので、売買契約を締結するに当たり、熊野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）について」につきましては、臨時福祉給付金支給事業、職員の給与改定、異動、退職手当等に伴う人件費等の補正で、補正額は3億7,669万1,000円の増、予算総額133億9,272万6,000円となっております。

議案第11号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」につきましては、保険財政共同安定化事業医療費拠出金及び職員の給与改定、異動に伴う人件費等の補正で、補正額は1,069万2,000円の減、予算総額30億4,591万2,000円となっております。

議案第12号「平成28年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、職員の給与改定に伴う人件費の補正で、補正額は7万2,000円の減、予算総額5億6,151万9,000円となっております。

議案第13号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について」につきましては、職員の給与改定に伴う人件費の補正で、補正額は1万7,000円の増、予算総額8,248万2,000円となっております。

議案第14号「平成28年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第1号）について」につきましては、職員の給与改定に伴う人件費の補正で、補正額は2万円の増、予算総額6,822万円となっております。

議案第15号「平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について」につつま

しては、職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の補正で、補正額は32万円の減、予算総額は6億7,762万7,000円となっております。

以上で議案の提案理由の説明を終わり、次に報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号「専決処分の報告について」につきましては、平成28年8月17日、久生屋町地内で発生いたしました自動車事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年9月23日、損害賠償の額を定めることについて専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（前地 林君） 議案第1号から順次内容の説明を求めます。

まず、議案第1号について。

市長公室長。

（市長公室長 大西浩文君 登壇）

○市長公室長（大西浩文君） 議案第1号「熊野市総合計画基本構想条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本条例案は、平成23年5月の地方自治法の改正により、法的な策定義務がなくなった総合計画基本構想について、市の将来像とそこに至る道筋を描き、まちづくりの目標や実現のための施策の大綱を示す重要な計画であることから、市の自主的な判断により、引き続き議会の議決を経て基本構想を策定するため、策定に関して必要な事項を定める条例を制定しようとするものでございます。

条を追ってご説明いたします。

第1条は本条例案の目的を定め、第2条は策定方針について、長期的な視点から総合的かつ計画的に行政運営を図るため、社会経済情勢の変化、地域の実情等に応じ、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、市民との協働によって基本構想を策定することを定めるものです。

第3条は、基本構想の計画期間を10年と定めるものです。

第4条は、基本構想を策定し、または変更しようとするときは、軽微な変更を除き、議会の議決を経なければならないと定めるものです。

第5条は、基本構想に関して調査、審議するための審議会の設置について、第6条は、基本構想の公表について定めるものです。

第7条は市長への委任を、附則は、本条例の施行日を公布の日からと定めるものです。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号について。

総務課長兼選挙管理委員会書記長。

（総務課長兼選挙管理委員会書記長 清嶺地利夫君 登壇）

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（清嶺地利夫君） それでは、議案第2号から議案第6号まで一括して内容のご説明を申し上げます。

議案第2号「熊野市議会議員及び熊野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の2ページをごらんください。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月8日に施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用等の公営に関する経費の限度額が引き上げられたため、本市においてもこの政令に準じて同様の経費の限度額を引き上げるために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、第4条で、熊野市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の借り上げの限度額とその燃料費を引き上げようとするものでございます。

第5条では、市長選挙におけるビラ1枚当たりの作成単価を、続いて第6条では、市議会議員及び市長の選挙用ポスターに関する公費の支出について、ポスター1枚当たりの作成単価と企画費を増額しようとするものであります。

附則は、本条例案の施行日を公布の日からと定めようとするものです。

議案第3号から第5号の3件は、いずれも本年度の人事院勧告に準じて期末手当の引き上げや給与改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、議案集5ページから、議案第3号「熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、内容をご説明申し上げます。

大きな第1条は、本年度の12月期末手当を0.1カ月分引き上げるため、その第5条において、12月の支出割合を100分の165から100分の175に改めるものであります。

大きな第2条は、平成29年4月1日から施行するもので、第1条において、一旦12月に上乘せした支給率の引き上げ分を、6月と12月分に割り振ろうとするものであります。

附則につきましては、それぞれ条の施行日及び適用日を定めるとともに、本条例の施行前に支給する期末手当を内払いとみなすためのものでございます。

7ページをごらんください。

議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましても、議案第3号と同様に、第1条で本年度の期末手当の引き上げ分を一旦12月の支給率に上乘せし、平成29年4月から施行の第2条において、引き上げ分を6月と12月に割り振るものであります。

次に、9ページをごらんください。

議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本案につきましても公布の日から施行し、さかのぼって適用する第1条と、平成29年4月1日から施行する第2条による構成としております。

大きな第1条のうち、第28条の期末手当に関しましては、支給率を100分の10引き上げるものでございます。

10ページの附則第15項は、附則第12項の減額措置の対象となっております職員に対する勤勉手当の額に関する改正であります。

別表の給料表につきましても、人事院勧告による国家公務員の俸給表に準じて引き上げを行うものでございます。

13ページの大きな第2条は平成29年4月1日から施行するもので、第10条の扶養手当について、人事院勧告に準じて段階的に改めるもので、配偶者を減額し、子を増額するものであります。

16ページ、第28条の勤勉手当に関しましては、第1条で本年12月分勤勉手当に上乘せした支給率が、翌年度からは6月と12月の2回に割り振るため、支給率を定めるものであります。

17ページの附則第15項につきましては、附則第12項の減額措置の対象となっております職員に対する翌年度以降の勤勉手当の額に関する改正であります。

本条例の附則では、第1項、第2項で条例の施行日及び適用日を規定するとともに、第3項では、施行日前に支給した給与を内払いとみなすもので、第4項は扶養手当に関する特例を、第5項は規則への委任を定めるものでございます。

19ページをごらんください。

議案第6号「熊野市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案」につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律により失業等給付の内容等が変更されたことに伴い、平成29年1月1日から施行されます国家公務員退職手当法に準じて、本条例第15条の失業者退職手当について、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第2号から議案第6号まで5つの議案につきまして、その内容をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第7号及び議案第8号について。

税務課長。

（税務課長 福嶋雅人君 登壇）

○税務課長（福嶋雅人君） 議案第7号及び議案第8号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第7号「熊野市税条例等の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の22ページをごらんください。

第1条熊野市税条例（平成17年熊野市条例第60号）の一部を改正する条例の改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

納期限後に市税を納付した場合の延滞金の計算方法などについて規定した第19条につきましては、法人市民税について、申告書が提出期限後に提出され、税金が納期限後に納付された場合の7.3%の延滞金の適用期間の改正を行うものでございます。

22ページのアンダーライン部分は、改正に伴う字句の整備でございます。

23ページの第2号及び第3号は、法人市民税の申告についての規定を削除し、新たに第5号及び第6号として法人市民税の申告について規定するもので、第5号は、申告書が申告期限までに提出された場合の7.3%の延滞金の計算期間について、第6号は、申告書が申告期限後に提出された場合の7.3%の延滞金の計算期間について規定するものでございます。

次に、普通徴収の個人市民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収について規定した第43条につきましては、所得税の税額を減少させる更正があった後

に税額を増額させる更正があった場合、それに基づき計算した個人市民税について、当初の税額から減少した税額を除いた額につきまして、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに改正を行うものでございます。

第1項から24ページの第3項までは、改正内容を新たに第4項として規定したことによる字句の整備で、25ページの第4項は、延滞金の計算期間を一定期間控除する期間を新たに規定したものでございます。

次に、法人の市民税の申告納付について規定した第48条は、当初申告書の提出から減額の更正があった後に税額を増額させる修正申告書が提出された場合、当初の税額から減額更正した税額を除いた額については、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに改正を行うものでございます。

第3項と26ページの第4項は、改正内容を新たに第5項として規定したことによる字句の整備で、27ページにかけての第5項は、延滞金の計算期間を一定期間控除する期間を規定したものでございます。

第6項及び第7項は、新たに第5項を規定したことに伴う項ずれでございます。

次に、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続について規定した第50条につきましても、当初申告書の提出から減額の更正があった後に税額を増額させる修正申告書が提出された場合、当初の税額から減額更正した税額を除いた額については、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに改正を行うものでございます。

第2項及び28ページの第3項は、改正内容を新たに第4項として規定したことによる字句の整備で、29ページにかけての第4項につきましては、延滞金の計算期間を一定期間控除する期間を規定したものでございます。

次に、30ページにかけての固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について規定した第59条につきましては、その申告の対象となる固定資産として、独立行政法人労働者健康安全機構が非課税の対象となる業務の用に供する固定資産を加えるものでございます。

次に、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を新たに規定するもので、平成30年度から平成34年度までの個人の市民税に限り、特定一般用医薬品等を購入した場合には、年間10万円を限度とし、その購入費用のうち1万2,000円を超える額を所得控除することができることを規定するものでございます。

次に、附則第10条には、地域決定型地方税制特例措置について、新たに再生可能エネ

ルギー発電設備に係る特例措置を規定し、特例割合を定めるもので、第2項は、対象となる太陽光発電設備に係る課税標準に乗ずる割合を3分の2に、第3項は、対象となる風力発電設備に係る課税標準に乗ずる割合を3分の2に、第4項は、対象となる水力発電設備に係る課税標準に乗ずる割合を2分の1に、第5項は、対象となる地熱発電設備に係る課税標準に乗ずる割合を2分の1に、第6項は、対象となるバイオマス発電設備に係る課税標準に乗ずる割合を2分の1とするものでございます。

第7項及び第8項は、新たに第2項から第6項を規定することに伴う項ずれによるものでございます。

次に、31ページの附則第10条の3第8項は、熱損失防止の改修を行った住宅について、固定資産税の減額を受けようとする場合の申告書に記載する事項を規定しているもので、平成28年4月1日以降に改修された住宅等については、その改修に要する費用に充てるため国または地方公共団体から補助金などの交付を受ける場合には、その費用からその補助金などの額を控除することと改正されたため、申請書の記載事項の改正を行うものでございます。

続きまして、第2条熊野市税条例（平成25年熊野市条例第28号）の一部を改正する内容についてご説明申し上げます。

31ページから32ページにかけましての附則第20条の2第1項は、特例適用利子等に係る個人の市民税の課税の特例について新たに規定するもので、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正により、外国の事業所などから支払いを受ける利子などについては、市民税の課税標準である他の所得と区分し、分離課税することとするものでございます。

33ページにかけたの第2項は、新たに規定された第1項の規定がある場合に、市税条例を読みかえて適用することを規定するものでございます。

34ページにかけたの第3項は、特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例について新たに規定するもので、第1項の規定と同じく、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正により、外国の事業所などから支払いを受ける配当などについて、市民税の課税標準である他の所得と区分し、分離課税することとするものでございます。

第4項は、第3項に規定する特例適用配当等について、分離課税の適用を受けようとする場合は、申告書により適用を受ける旨を申し出なければならないと規定するもので

ございます。

35ページにかけての第5項は、第3項の適用がある場合に、市税条例を読みかえて適用することを規定するものでございます。

次に、附則第20条の3第1項から39ページの第6項までは、附則第20条の2が新設されたことに伴う条ずれ及びその条ずれに伴う字句の整備でございまして、内容についての変更はございません。

続きまして、第3条熊野市税条例の一部を改正する条例（平成27年熊野市条例第24号）の一部を改正する内容についてご説明申し上げます。

40ページ、41ページにかけての附則第5条第7項は、市たばこ税の経過措置として、手持ち品課税を行う場合の延滞金等の計算方法について、第19条を読みかえることを規定したものでございますが、その第19条第3号中の法人市民税に関する規定を削除することに伴う規定の整備によるもので、市たばこ税の経過措置の内容についての変更はございません。

附則第1条は施行期日を、第2条は市民税に関する経過措置を、第3条は固定資産税に関する経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第8号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の43ページをごらんください。

今回の改正内容につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴い、市民税において課税されることとなった特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割等の算定についても含めることとするものでございます。

附則第14項は、特例適用利子等に係る保険税の課税の特例について新たに規定するもので、外国の事業所などから支払いを受ける利子等に係る所得がある場合には、保険税条例を読みかえて適用することとするものでございます。

また、44ページの附則第15項は、特例適用配当等に係る保険税の課税の特例について新たに規定するもので、外国の事業所などから支払いを受ける配当などに係る所得がある場合には、保険税条例を読みかえて適用することとするものでございます。

附則第16項及び第17項は、附則第14項及び第15項の新設に伴う項ずれでございます。

附則第1条は施行期日を、附則第2条は適用区分を規定するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第9号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

○市民保険課長（仲 俊光君） 議案第9号「財産の取得について」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案集の46ページをごらんください。

本件は、平成23年に電算化を行った戸籍システム機器の保守契約が平成29年3月31日で終了となるため、機器を更新し、安定した運用を行うため、平成29年4月から運用する戸籍システム機器を購入するに当たり、株式会社松阪電子計算センターほか1業者を指名し、平成28年10月31日、指名競争入札を実施した結果、松阪市石津町字地蔵裏353番地1、株式会社松阪電子計算センター、代表取締役社長熊崎孝氏が2,397万3,840円で落札し、同日付で仮契約を締結しております。納入期限は平成29年3月31日となっております。

今回購入した戸籍システムは、サーバー関連機器のほかデスクトップパソコン、スキャナー、プリンター、戸籍パッケージソフト等であります。

物品売買契約締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第10号について。

市長公室長。

（市長公室長 大西浩文君 登壇）

○市長公室長（大西浩文君） 議案第10号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業の実施や職員の給与改定、異動、退職手当等に伴う人件費の補正などによるものでございます。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをごらんください。

1ページの第1条は補正予算の規模などを定めたもので、補正額としては3億7,669万1,000円の増額、歳入歳出予算の総額はそれぞれ133億9,272万6,000円となります。

第2条は繰越明許費、第3条は地方債の補正について記載したものでございます。

2ページから6ページまでは、第1表歳入歳出予算補正として今回補正の全容をまとめたもの、7ページの第2表繰越明許費は、予算措置した事業のうち、その性質上の事由により当該年度内に支出できない見込みのあるものを翌年度に繰り越すものでございまして、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業9,890万円を新たに繰越明許費としようとするものでございます。

8・9ページの第3表地方債補正は、今回補正に伴う起債限度額の変更について整理したものでございます。

11ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

11ページは歳入の総括、12・13ページは歳出の総括でございます。

次に、14ページからの歳入について順次内容をご説明いたします。

款8、項1、目1地方特例交付金135万1,000円の増額補正、款9、項1、目1地方交付税7億5,019万2,000円の増額補正は決算見込みによるもの、款11分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金222万7,000円の減額補正、目2民生費負担金5万8,000円の増額補正及び目3消防費負担金142万7,000円の増額補正については、いずれも精算見込みに伴う負担金の増減によるものでございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金427万2,000円の増額補正は各種負担金の精算見込みに伴うもの、16ページ上段の項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金9,159万2,000円の増額補正は、臨時福祉給付金支給事業費補助金の増額等によるもの、目5土木費国庫補助金2,613万円の増額補正は、社会資本整備総合交付金の増によるものでございます。

次の中段の款14県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金9万4,000円の増額補正は交付決定によるもの、目2民生費県負担金452万5,000円の増額補正は、各種負担金の精算見込みによるもの、下段から19ページにかけての項2県補助金、目2民生費県補助金148万円の増額補正、18ページの目4農林水産業費県補助金907万7,000円の増額補正、目7消防費県補助金246万7,000円の減額補正は、各種補助金等の精算見込みなどによるものでございます。

目9災害復旧費県補助金241万6,000円の増額補正は、林道災害復旧事業に係る補助金の精算見込みによるものでございます。

下段から21ページにかけての款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金118万8,000円の減額補正は、各基金の利子確定によるものでございます。

20ページの款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金6億4,397万4,000円の減額補正は、地方交付税が見込みを上回ったこと等によるもの、目5こどもは宝・未来への希望基金繰入金237万5,000円の増額補正は、私立幼稚園の入所児童数の増などによるものでございます。

款18、項1、目1繰越金8,461万6,000円の増額補正は、前年度剰余金の決算額を計上したもの、款19諸収入、項4、目1雑入644万4,000円の増額補正は、紀南介護保険広域連合に対する負担金の27年度分精算に伴うものなど、目2過年度収入34万4,000円の増額補正は、平成27年度漁港災害復旧費国庫負担金でございます。

歳入の最後、款20、項1市債、目1臨時財政対策債814万6,000円の減額補正、目5農林水産業債2,430万円の増額補正、23ページにかけての目7土木債1,560万円の増額補正、22ページの目10災害復旧債840万円の増額補正につきましては、いずれも各種事業に充当する起債について調整したものでございます。

続きまして、24ページからの歳出についてご説明いたします。

款1、項1、目1議会費88万2,000円の増額補正は、議員報酬等人件費及び職員人件費の調整によるもの、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費9,022万5,000円の増額補正は、市長、副市長人件費の調整並びに職員の給与改定、人事異動等に伴う人件費の調整及び希望退職職員の退職手当などによるものでございます。

27ページにかけての目3財政管理費118万8,000円の減額補正は、基金運用利子の精算見込みに伴う積立金の増減によるもの、26ページの目6企画費2,430万5,000円の増額補正は、ふるさと納税返礼品及び総合計画審議会委員報酬などに係るもの、項2徴税费、目1税務総務費29万6,000円の増額補正、下段から29ページにかけての項3、目1戸籍住民基本台帳費3万6,000円の増額補正、28ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費10万円の増額補正、項6、目1監査委員費14万7,000円の増額補正は、職員の給与改定等に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、下段から33ページにかけての款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1億1,658万2,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、障害者自立支援給付費負担金等の平成27年度分国・県負担金等の精算に伴う返還金、特別障害者手当等給付費の受給見込み者数の減による社会福祉扶助費の減額、その他主なものとして、年金生活者等支援臨時福祉給付金の減額や、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業の実施などによるものでございます。

32ページの下段から35ページにかけての目2 老人福祉費1,980万4,000円の増額補正は、平成27年度地域支援事業費委託金の精算に伴う返還金のほか、紀南介護保険広域連合負担金並びに若返りクラブ事業費補助金の増額及び人件費の調整などによるものでございます。

34ページ中段、目3 国民年金費491万円の減額補正は職員人件費の調整、目4 医療助成費132万円の増額補正は、一人親家庭等医療費等の増額などによるものでございます。

次に、下段から37ページにかけての項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費1,473万2,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、平成27年度児童手当負担金等の精算に伴う返還金、障害児通所支援事業費の増額などによるものでございます。

36ページ下段から39ページにかけての目2 児童福祉施設費677万1,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、保育所広域入所児童数の増に伴う委託料の増額や、私立幼稚園入所児童数の増に伴う子どものための教育・保育給付費負担金の増額などによるものでございます。

38ページ中段の項3 生活保護費、目1 生活保護総務費1,156万1,000円の増額補正は、職員人件費の調整及び平成27年度国・県負担金等の精算に伴う返還金によるものでございます。

次に、下段から41ページにかけての款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費195万1,000円の減額補正は、職員人件費の調整のほか、紀南病院分に係る普通交付税の確定に伴う紀南病院組合負担金の増額、平成27年度未熟児養育医療費の国・県負担金精算による返還金、紀和診療所事業特別会計繰出金の減額によるものでございます。

40ページ中段の項2 環境対策費、目1 環境対策総務費268万9,000円の減額補正は、職員人件費の調整及び紀和地区水道事業特別会計繰出金の減額によるものでございます。

次に、下段から43ページにかけての款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費15万7,000円の増額補正は職員人件費の調整、42ページの目2 農業総務費1,138万3,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、東紀州農業共済事務組合解散に伴う負担金などに係るもの、目3 農業振興費51万5,000円の増額補正は、中山間地域等直接支払事業の対象面積の確定及び補助金交付決定による減額のほか、農産物乾燥加工施設設置工事の実施による増額、人・農地問題解決加速化支援事業の補助金交付決定に伴う事業費の減額によるものでございます。

下段から45ページにかけての目4 農地費32万2,000円の減額補正は、多面的機能支払

事業の対象面積の確定及び補助金交付決定によるもの、44ページ上段の目6 土地改良事業費241万8,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、県単土地基盤整備事業工事費の増額等によるものでございます。

次に、下段の項2 林業費、目1 林業総務費758万9,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか林道改良工事費の増額によるもの、47ページにかけての目3 林道開設費29万8,000円の増額補正は、職員人件費の調整によるものでございます。

46ページ中段の項3 水産業費、目1 水産業総務費69万4,000円の減額補正は、職員人件費の調整によるもの、目4 漁港建設費1,978万6,000円の増額補正は、職員人件費の調整及び磯崎漁港北防波堤改良工事の工法変更に伴う市単漁港改良工事費の増額によるものでございます。

次に、下段から49ページにかけての款6、項1 商工費、目1 商工総務費388万2,000円の減額補正は職員人件費の調整によるもの、48ページ上段の目3 観光交流費285万円の増額補正は、紀和地域振興総合拠点整備事業の実施に伴う基本設計に係るものでございます。

中段の款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費618万円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、急傾斜地崩壊対策県営事業費負担金の増によるものでございます。

下段の項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費11万8,000円の増額補正は職員人件費の調整によるもの、51ページにかけての目3 道路新設改良費4,012万9,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、側溝・舗装修繕事業の国交付金追加内示に伴う事業費の増によるものでございます。

50ページ中段の項5 都市計画費、目2 公園費58万9,000円の減額補正は職員人件費の調整によるもの、下段から53ページにかけての項6 住宅費、目1 住宅管理費16万4,000円の増額補正は、職員人件費の調整のほか、市営住宅修繕料の増額によるものでございます。

52ページ中段の款8、項1 消防費、目1 常備消防費101万7,000円の減額補正は、職員人件費の調整のほか、契約差金による備品購入費の減によるもの、目2 非常備消防費17万9,000円の減額補正は、契約差金による備品購入費の減及び財源更正、目3 消防施設費91万5,000円の増額補正は、非常用発電機及び木本分団車庫の修繕によるものでございます。

下段から55ページにかけての款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費33万7,000円の増額補正は、教育長及び職員人件費の調整のほか、イントラネット用パソコン購入に係るものでございます。

54ページ中段の項2小学校費、目1学校管理費80万7,000円の増額補正は、予算の組み替えのほか、学校事務職員用パソコン購入に係るもの、下段から57ページにかけての項3中学校費、目1学校管理費62万8,000円の増額補正は、予算の組み替えのほか、事務職員及び教職員用パソコン購入に係るものでございます。

56ページ中段の項4、目1幼稚園費5万3,000円の増額補正は職員人件費の調整によるもの、下段から59ページにかけての項5社会教育費、目1社会教育総務費4万円の減額補正及び58ページのみ5市民会館費14万円の減額補正は職員人件費の調整によるもの、58ページの2段目の項6保健体育費、目2海洋センター費19万5,000円の増額補正は、パート事務員の通勤手当の増によるものでございます。

歳出の最後、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2林道災害復旧費720万2,000円の増額補正は、本年8月の台風10号等により被災した林道災害復旧事業に係るもの、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路河川災害復旧費580万7,000円の増額補正は、本年6月の豪雨による道路及び河川等の災害復旧事業に係るものでございます。

次に、60ページから69ページまでの給与費明細書につきましては、今回補正しました特別職及び一般職の給与、手当等について整理したものでございます。

70・71ページの地方債に関する調書につきましては、今回補正しました各事業について変更したもので、平成28年度末の起債現在高見込み額は140億7,650万7,000円でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第11号及び議案第12号について。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

○市民保険課長（仲 俊光君） 議案第11号及び議案第12号につきまして、内容をご説明申し上げます。

まず、議案第11号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、前期高齢者交付金等の決定に伴うもの、あるいは職員の人件費調整などによるものであります。

補正予算書の73ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,069万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億4,591万2,000円とするものであります。

74ページから76ページまでは、第1表歳入歳出予算補正として、今回補正の全容をまとめたものであります。

77ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

77ページは歳入の総括、78・79ページは歳出の総括であります。

次に、80ページからの歳入について、項目別にご説明申し上げます。

款2国庫支出金、目1国庫負担金、目3特定健康診査等負担金76万円の減額補正は、特定健康診査等負担金の決定に伴う減であります。

款3、項1、目1療養給付費等交付金1,712万2,000円の減額補正は、社会保険診療報酬支払基金より交付されます退職被保険者等療養給付費等交付金の決定に伴う減であります。

款4、項1、目1前期高齢者交付金1億6,194万7,000円の減額補正は、同じく社会保険診療報酬支払基金より交付されます現年度分前期高齢者交付金の決定に伴う減であります。

款5県支出金、項1県負担金、目2特定健康診査等負担金76万円の減額補正は、特定健康診査等負担金の決定に伴う減であります。

款7繰入金、項1、目1一般会計繰入金311万3,000円の減額補正は、職員人件費等の調整に伴う一般会計からの繰入金の減及び国保事業の基盤安定を図るための保険基盤安定繰入金の見込み増によるものであります。

項2基金繰入金、目1支払準備基金繰入金7,506万1,000円の減額補正は、支払準備基金からの繰入金の見込み減によるものであります。

款8、項1繰越金、目2その他繰越金2億4,807万1,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴う増であります。

続きまして、82ページからの歳出について、項目別にご説明申し上げます。

82・83ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費75万5,000円の減額補

正は、職員人件費の調整に伴う減であります。

項2徴税費、目1賦課費423万1,000円の減額補正は、職員人件費の調整に伴う減であります。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、目2退職被保険者等療養給付費は財源更正であります。

目3一般被保険者療養費265万3,000円の増額補正は、療養費の見込み増によるものであります。

目4退職被保険者等療養費は財源更正であります。

84・85ページ、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,195万7,000円の増額補正、目2退職被保険者等高額療養費332万7,000円の増額補正は、高額療養費の見込み増によるものであります。

款3、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金2,170万3,000円の減額補正、目2後期高齢者関係事務費拠出金2万8,000円の減額補正は、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金の決定に伴う減であります。

款4、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金70万2,000円の減額補正、目2前期高齢者関係事務費拠出金1万8,000円の減額補正は、前期高齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出金の決定に伴う減であります。

款6、項1、目1介護納付金293万2,000円の減額補正は、介護納付金の決定に伴う減であります。

款7、項1共同事業拠出金、目3保険財政共同安定化事業拠出金2,778万2,000円の減額補正は、保険財政共同安定化事業医療費拠出金の決定に伴う減であります。

86・87ページ、款8保健事業費、項1、目1特定健康診査等事業費は財源更正であります。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金2,952万2,000円の増額補正は、平成27年度療養給付費等負担金の返還に伴う増であります。

88ページから91ページにかけましての給与費明細書につきましては、補正に伴う給料及び各種手当等給与費の内容について整理したものであります。

続きまして、議案第12号「平成28年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴うもの、あるいは職員の人件費調整などによ

るものであります。

それでは、補正予算書の93ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,151万9,000円とするものであります。

94ページ、第1表歳入歳出予算補正は、今回補正の全容をまとめたものであります。

次に、95ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

95ページは歳入の総括、96・97ページは歳出の総括であります。

次に、98ページからの歳入について、項目別にご説明申し上げます。

款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金128万8,000円の増額補正は、職員人件費の調整及び繰越金の減額に伴う一般会計からの繰入金の増であります。

款3、項1、目1繰越金136万円の減額補正は、前年度繰越金の確定に伴う減であります。

続きまして、100ページからの歳出について、項目別にご説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7万2,000円の減額補正は、職員人件費の調整によるものであります。

款2、項1、目1後期高齢者広域連合納付金は財源更正であります。

102ページから105ページにかけましての給与費明細書につきましては、補正に伴う給料及び各種手当等給与費の内容について整理したものであります。

以上、議案第11号及び議案第12号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第13号及び議案第14号について。

地域振興課長兼地域総合課長。

（地域振興課長兼地域総合課長 坪井正登君 登壇）

○地域振興課長兼地域総合課長（坪井正登君） 議案第13号及び議案第14号につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案第13号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

補正予算書の107ページをごらんください。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び職員の給与改定等に伴うものであります。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8,248万2,000円とするものであります。

108ページは、第1表歳入歳出予算補正として今回補正の全容をまとめたもの、109ページは歳入の総括、110・111ページは歳出の総括であります。

次に、112ページからの歳入について、項目別にご説明申し上げます。

款2繰入金、項1、目1一般会計繰入金502万1,000円の減額は、一般会計からの繰入金金の減であります。

款4、項1、目1繰越金503万8,000円の増額は、前年度繰越金であります。

次に、114ページ、115ページの歳出をごらんください。

款1、項1、目1診療所費1万7,000円の増額補正は、職員人件費の増額であります。

次に、116ページから119ページは給与費明細書であります。

続きまして、議案第14号「平成28年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第1号）について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

補正予算書の121ページをごらんください。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び職員の給与改定等に伴うものであります。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額からそれぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ6,822万円とするものであります。

122ページは、第1表歳入歳出予算補正として今回補正の全容をまとめたもの、123ページは歳入の総括、124・125ページは歳出の総括であります。

次に、126・127ページの歳入をごらんください。

款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金117万7,000円の減額は、一般会計からの繰入金金の減であります。

款4、項1、目1繰越金119万7,000円の増額は、前年度繰越金であります。

次に、128ページ、129ページの歳出をごらんください。

款1、項1水道事業費、目1一般管理費2万円の増額補正は、職員人件費の増額であります。

次の130ページから133ページは給与費明細書であります。

以上、議案第13号及び議案第14号についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前地 林君） 次に、議案第15号について。

水道課長。

(水道課長 大平勝美君 登壇)

○水道課長(大平勝美君) 議案第15号「平成28年度熊野市水道事業会計補正予算(第2号)について」につきまして、内容をご説明申し上げます。

本案は、職員の給与改定及び人事異動に伴います人件費等の補正であります。

補正予算書の135ページをごらんください。

第2条収益的支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正予定額3万9,000円の減額は、職員の給料、手当等、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額の補正であります。

第3条資本的支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予定額28万1,000円の減額は、職員の給料、手当等及び法定福利費の補正であります。

以上によりまして、当初予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億857万円を1億828万9,000円に、また当年度分損益勘定留保資金824万円を795万9,000円に改めるものであります。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、人件費によるものでありまして、予算第8条中の7,041万1,000円を7,016万6,000円に改めるものであります。

次に、136ページの平成28年度熊野市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画につきましては、ただいまご説明申し上げました第2条収益的支出並びに第3条資本的支出の目別の明細でございます。

次に、138から140ページの給与費明細書は、職員の給料、手当等を区分して整理いたしましたものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(前地 林君) 次に、報告第1号について。

建設課長。

(建設課長 仲森弘安君 登壇)

○建設課長(仲森弘安君) 報告第1号「専決処分の報告について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案書の53ページをごらんください。

本報告につきましては、平成28年8月17日、熊野市久生屋町地内で発生いたしました

自動車事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成28年9月23日、損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

この事故の内容につきましては54ページの専決処分書のとおりで、平成28年8月17日午前11時45分ごろ、熊野市久生屋町地内の市道明光団地裏手線において、相手方の妻が運転する軽自動車側溝上を走行した際に溝ぶたがはね上がり、当該車両の左前方ドアに損害を与えたものであります。この事故により相手方に与えた損害額は24万2,428円で、全額を支払うことで合意が得られましたので、平成28年9月23日、専決処分をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（前地 林君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（清嶺地利夫君） 申しわけございません。

議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、9ページでございますけれども、この中で、大きな第1条のうち、第28条の勤勉手当というところを期末手当と誤ってご説明申し上げます。おわびとともに訂正をお願いしたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

散 会

○議長（前地 林君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

11月29日から12月6日まで、議案精読、内容調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、11月29日から12月6日まで休会とすることに決しました。

12月7日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

時間励行でご参集願ひます。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

(第2日)

平成28年12月7日(水曜日)

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

平成28年12月7日（水曜日）

第 2 日

招集年月日 平成28年11月28日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成28年12月7日（水）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	11番	山本	洋信君
12番	中田	征治君	13番	前地	林君
14番	前田	桂之助君			

欠席議員

10番 樋口 雄史君

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

議事日程

日程第1 一般質問

- 1 番 1 班代表者 2 番 端無徹也君…………… 36
1. 熊野市の人口動態と将来の見通しについて
 2. 熊野市役所における正規雇用と非正規雇用の現状について
 3. 空き家対策への取り組みの現状と今後の対応策について
- 2 番 3 班代表者 3 番 久保 智君…………… 47
1. 有馬町志原尻、釜の平・丁塚地区における災害対策について

	2. 地震発生時における避難誘導について	
3 番	2 班代表者 5 番 濱 重明君……………	59
	1. 災害時の備蓄について	
	2. 教員住宅の管理及び老朽化した建築物の対応について	
1 番	14 番 前田桂之助君……………	71
	1. 乳幼児、高齢者等社会的弱者に対する「虐待」問題について	
2 番	2 番 端無徹也君……………	80
	1. 熊野市内の学校給食について	
	2. 学校現場で取り組む熊野市の地域性の学習機会について	
3 番	1 番 川口 朋さん……………	90
	1. 子どもと高齢者の交通事故防止対策について	
	2. 学校教育に関して	

議事日程（第 2 号）追加

会議録署名議員の追加指名

午前 9時 00分 開議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

欠席の届け出は、10番 樋口雄史議員。また、説明員のうち、伊藤監査委員事務局長が地方自治法第121条第1項の規定により欠席する旨、届け出がありました。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の追加指名

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

本日から12月9日まで、樋口雄史議員が欠席されますので、この際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の追加指名を日程に追加いたします。

本日から12月9日までの会議録署名議員に、

11番 山本 洋信 議員

を追加指名いたします。

一般質問

○議長（前地 林君） 日程第1 一般質問のうち、熊野市議会地域懇談会～語る会～の

代表質問を行います。

質問はお手元に配付しております順序によって発言を許します。

1 班代表者、2 番 端無徹也議員。

(2 番 端無徹也君 登壇)

○2 番 (端無徹也君) 通告に従いまして代表質問をさせていただきます。

議長が今説明していただいたように、1 班代表者として1 班班長の端無徹也がやらせていただきますが、語る会、うちの班は岩本議員、樋口議員、和田議員、大橋議員で構成されております。

それでは、早速ですが、代表質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

1 項目め、熊野市の人口動態と将来の見通しについてですが、熊野市は、昭和29年11月に発足、当時3万1,198人の人口が、その後の国勢調査の10月を基準にした昭和50年には2万7,026人、平成12年に2万898人、同28年10月には1万7,724人と一貫して減少傾向が続いております。

先般、市議会主催による地域懇談会において、市民からは10年後、15年後はどうなるのかという危機的な思いを聞かされました。これについて、減少が食い止められていない要因と、今後の人口動態予測と減少への歯どめ策について、これまで幾つかの案や施策などを聞いてまいりましたが、さらにどのように考えられているのかをお伺いいたします。なお、この質問の後には、今回回答された資料のほうもご提供願いたいと思っております。

1 項目めなんですけれども、昭和29年の市制発足時と平成17年の旧紀和町との合併時、平成28年10月時点における各町別の人口動態統計をお伺いします。なお、全ての各町については資料でいただくとして、この場では地域懇談会を行った際に質問が出た木本町について説明をお願いします。

2 項目めが、平成28年10月時点における65歳以上の老年人口、15歳から64歳までの生産年齢、ゼロ歳から14歳までの階級別の人口動態統計をお伺いします。また、木本町の場合についても、木本町からの質問でしたので説明をお願いします。

3 項目めが、人口減少がもたらす課題と、それに対応した将来への施策についてお伺いします。

以上が1 項目めの質問になります。よろしく申し上げます。

○議長 (前地 林君) 1 項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長。

(市長 河上敢二君 登壇)

○市長(河上敢二君) おはようございます。

ご質問の熊野市の人口動態と将来の見通しについてでございますが、私からは総括的な考え方を申し上げ、詳細については担当課長よりお答えをさせていただきます。

まず、人口減少ということでございますけれども、旧熊野市と、町村合併で旧紀和町が発足した昭和30年における両市町の合算した人口は4万515人となっております。平成17年に旧熊野市、旧紀和町が合併をして、本年になりますけれども、28年10月には1万7,724人と、残念ながら大変大きく減少しているところでございます。

その要因といたしましては、旧の両市町の発足当初から一貫して転出者が転入者を上回る社会減が続いております。また、平成2年からは、社会減に加えて、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態も重なっております。さらに、近年はその自然減も拡大をしております、人口減少が大きく加速している状況となっております。

このように、本市における人口減少につきましては、近年では社会減と自然減の両方で影響がございますので、市といたしましては、昨年10月に熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、働く場やにぎわいの創出等を目指した人口流出抑制対策、移住等の促進を図る人口流入増加対策、安心して産み育てられる環境づくりなどを行う人口増加対策などを中心に、今後も人口減少対策を進めてまいりたいと考えております。

地方創生につきましては、人口減少対策等に関する自治体間の競争ともいえ、この競争に打ちかつためには市民の皆さん、事業者の皆さん、議会の皆さんにもぜひともこれまで以上のご理解、ご協力、ご尽力をいただき、オール熊野として不退転の強い思いで一致団結し、皆さんの知恵と力の全てを結集して、若い人を初め、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思っただけのような活力と潤いのある熊野の実現を図ってまいり所存ですので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(前地 林君) 市長公室長。

(市長公室長 大西浩文君 登壇)

○市長公室長(大西浩文君) 議員ご質問の1項目め、熊野市の人口動態と将来の見通しについてにつきましてお答えいたします。

まず、1点目の市制発足時と平成17年の旧紀和町との合併時、平成28年10月時点にお

ける人口動態統計についてご説明いたします。

市制発足2年目であり、旧紀和町が発足した昭和30年の9市9町の合算した人口を見ますと、4万515人でした。市町村合併により新熊野市が発足した平成17年の人口は2万1,915人、平成28年10月1日現在の人口は1万7,724人となっております。この人口動態をご指摘のありました木本町で見ますと、昭和30年は6,467人、平成17年は2,637人、平成28年は1,937人となっております。

続きまして、議員ご質問の2点目、平成28年10月時点における階級別の人口動態統計、いわゆる総人口に占める年齢3区分別人口の割合についてお答えいたします。

平成28年10月現在で、熊野市の人口1万7,724人に対し、ゼロ歳から14歳までの年少人口が1,729人で、総人口に占める構成比は約10%となっております。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は8,681人、構成比は約49%となっております。65歳以上の老年人口は7,314人、構成比は約41%となっております。この総人口に占める年齢3区分別人口の割合をご指摘の木本町で見ますと、木本町の総人口1,937人に対して、年少人口が184人で構成比は約9%、生産年齢人口は886人で構成比約46%、老年人口は867人で構成比約45%となっており、熊野市全体と比較しますと、年少人口比率が約1ポイント、生産年齢人口比率が3ポイント低く、老年人口の比率が4ポイントほど多い比率となっております。

続きまして、議員ご質問の3点目、人口減少がもたらす課題と、それに対応した将来への施策についてお答えいたします。

昨年、市が策定しました熊野市人口ビジョンにおいては、このまま何もしなければ、今から19年後の2035年、平成で申し上げますと47年の熊野市の人口は、今より5,000人ほど少ない1万2,416人になると推計されています。

このような人口減少がもたらす課題についてですが、一般的には、人口減少そのものを原因とする市内消費の低迷により、産業の縮小とそれに伴う雇用の減少が懸念されます。また、人口減少に伴う税収減や労働力不足により、市内のあらゆる業種において担い手の確保が困難になることが想定されます。

福祉の面でも、高齢化が進む中、安心して暮らせる地域社会の維持を図っていくためには、これまで以上に支え、助け合うことが重要となりますが、元気な高齢者の皆さんに活躍いただくだけでは十分ではないことも考えられます。やはり青壮年代の方々の存在が不可欠ですが、こうした暮らしの安全面でも人口減少は大きな影響が出てきており

ます。

文化面でも、例えば祭りの維持も困難となっている地域があるなど、経済、産業、福祉、文化など多くの分野で人口減少がもたらす影響は大きくなっていくと思います。

市としましては、これらの課題に対応するため、昨年10月に熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。総合戦略では、人口減少の課題を克服するための主な基本施策として、人口流出抑制対策、人口流入増加対策、人口増加対策等の取り組みを行うこととしております。

まず、人口流出抑制対策では、雇用を創出するための産業振興を基本とした取り組みを進めており、主な取り組みとしては、第1次産業においては、都市部地域への農産物の販路拡大や、水産物の一次加工や低・未利用魚を活用した新たな加工品などの開発を進め、製造の拠点となる水産物加工施設の整備を行っております。

また、商業分野においては、工業団地等への企業誘致を進めるとともに、サテライトオフィス推進のための調査の実施など、新たな雇用を創出するための取り組みのほか、商店街の空き店舗を一定期間貸し出し、新規起業を促すためのチャレンジショップ整備に対する支援や、起業、新商品開発、新分野進出などを行う事業者に必要な専門家の派遣を行うなど、特に若者や女性による起業の機運を高めることによる市の産業競争力の強化を図る取り組みを進めています。

さらに、観光分野においては、赤木城跡や丸山千枚田を初めとする地域資源を活用した国内外から集客を図る取り組みのほか、スポーツによる集客としては、ソフトボールを初めとした競技種目のほか、スタンドアップパドルボードやシーカヤック、トレイルランニングなど、熊野の自然を生かしたアウトドアスポーツによる集客交流についても取り組みを進めております。

次に、人口流入増加対策としては、市長公室が移住希望者に対するワンストップ窓口を担当し、関係課や地域の方々と連携して移住者受け入れの取り組みを進めているほか、空き家調査や都市部における移住相談なども積極的に行っております。今年度においては、市の施策を通じて11月末現在で13世帯、19の方が新たに市内に移住してきております。

続いて、人口増加対策についてでございますが、既に議員もご存じのことではあります。今年度から熊野市こどもは宝・未来への希望基金を設置し、保育所、幼稚園の保育料の3歳児以上無料化の実施や、ゼロ歳から18歳までの医療費の無料化、出産のお祝

いとして10万円分のレインボー商品券の支給、学校給食費の家庭の自己負担金をおおむね1日100円にする100円給食の実施等を行っており、安心して産み育てることのできる環境づくりを進めているところであります。

最後に、木本町に関することについて申しますと、市としましては、木本町は市内の中心商店街のある地域として再度の活性化を図る取り組みが必要であると考えておりますので、今後も引き続き地域のにぎわいを創出するいこらい市への支援等を行っていきたくと考えております。また、木本町は市民会館を中心とした市の文化振興の拠点としての役割も果たしていくものと考えますので、文化交流センターとも連携した形で今後も取り組みを進めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、人口減少対策の取り組みにつきましては市としても大きな課題であると認識しておりますので、新規事業のみならず、既存事業においても人口減少対策という視点を加えて幅広く取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） どうもありがとうございました。詳しい説明をしていただきました。

市の取り組みとしては、地方創生にも絡めて、今でき得ることと、それが達成できないけれども目指していかないといけないことを説明していただいたかと思うんですけども、私どもの班が人口動態を調べましたところ、2020年を境に、いわゆる65歳以上の高齢者といわれる人口も減り続けます。2040年になると、それこそ熊野市の人口は1万1,000人という人口動態ということも調べるとわかってきましたので、2020年までに今やられている対策なり対応なりがうまいこといかないと、さらにこういつて減り続けていくんじゃないだろうかというふうなことを班で共有したところです。

一方で、今説明もあって、移住が13世帯、19人という説明もありましたけれども、私どもが同じように懇談会をしました五郷町においては、過去1年間で7世帯、12人が移住をしてきてるんだというようなやりとりもその場ではありました。その中には、熊野市の移住のことに関係なく、いわゆる五郷に住む人とのつながりで越してきたという話も聞き及んだところなんですけれども、班で話し合った中では、市としてのいわゆる施策なり事業なりというのは、ほぼ今、十分な形でないだろうか。あとは、いかに我々熊野市民が、地方創生にも絡めて、市の施策にも絡めて、どのように外から人を呼び込

むか、もしくは中の人を外に出ていかないようにするとかとかというのを市民からも一生懸命考えて行動せなあかんのじゃないかなという話し合いもされたところでは。

1項目めについては詳細な説明いただきましたので、特に再質問はございませんので、2項目めのほうにこのまま引き継がせていただきます。

2項目めなんですけれども、熊野市の市役所における正規雇用と非正規雇用の現状についてということで質問を受けております。

本市においては、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現するなどを柱とした、先ほども説明ありましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組まれているのですが、熊野市役所における雇用状況についてお伺いします。これも、この質問の後には、回答された資料の提供を願います。

質問の1項目めは、本市における年代別の正規雇用人数についてお伺いします。また、非正規雇用人数についても同様にお伺いします。

2項目めが、以上のうち非正規雇用について、世間一般の動向としましては、いわゆる非正規雇用を正規雇用にと提言などがされております。これを本市になぞらえることができないのかという質問を受けておりますので、その点についてお伺いします。また、非正規雇用者が希望すれば正規雇用の道が開かれるようなことがないのかという質問も受けておりますので、あわせてお伺いします。

以上、2項目めについて回答をお願いします。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 清嶺地利夫君 登壇）

○総務課長（清嶺地利夫君） 端無議員ご質問のうち、2項目め、熊野市役所における正規雇用と非正規雇用の現状についてお答えをいたします。

まず1点目、本市における年代別の正規雇用及び非正規雇用の人数につきまして、本年4月1日現在で正規職員は10代が1人、20代は35人、30代は66人、40代は127人、50代は70人、計299人となっております。一方、非正規職員は、10代が1人、20代が18人、30代が49人、40代が78人、50代が86人、60代以上が39人の計271人となっております。

続きまして、2点目、非正規雇用の正規雇用への登用につきましては、非正規職員は賃金が少ないとか雇用が不安定である等さまざまな課題があることは承知いたしております。そのため当市におきましては、これまでもできる範囲で賃金や福利厚生面での待

遇を改善してまいりました。また、任期期間につきましては、熊野市一般職非常勤職員の取扱いに関する条例第3条第1項において1年以内と規定しておりますが、勤務成績が良好である等、客観的に能力が実証された場合は、同条第2項の規定に基づき、さらに1年ずつ更新をしております。

正規職員の採用につきましては、市職員のような地方公務員の場合、地方公務員法第17条の2の規定に基づき、競争試験または選考によらなければならないと規定をされております。そのため、非正規職員が正規職員として登用を希望される場合は、たとえ知識や経験が豊富で優秀な非正規職員であったといたしましても、残念ながら市といたしましては何ら試験も選考もなく登用することはできないこととなっております。他の志望者同様に、年齢や資格の有無等の応募条件を満たした上で競争試験を受験していただき、優秀な成績を上げていただく必要があると考えております。

以上、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

今説明いただいたとおりということで、2項目めについては、やはり正規雇用の数がほかの市町に比べても少ない傾向だなというのは班で調べてみてわかったことですし、それに対して非正規が多いんじゃないかということも、他の市町と比べて突出して多くはないなというような印象を持ったんですけれども、今の説明で十分事足りますので、2項目めについては以上とさせていただきます。

3項目めに入らせていただきます。

3項目めは、空き家対策への取り組みの現状と今後の対応策についてということでお伺いをいたします。

地域懇談会において、木本町の空き家対策についてということでご意見をいただきました。一方、本市における空き家調査の状況をお聞きしましたところ、10月末時点で1,303件の空き家があることがわかりました。また、そのうちの60件が、家主などの同意を得て活用が可能であることもわかりました。以上を踏まえて、改めて空き家対策について以下の2項目についてお伺いします。

1項目めは、この60件の利用可能な空き家について、現状の取り組みと今後の可能性についてお伺いします。

2項目めですが、一方で、残りの1,243件について、かなり多くの空き家が課題にな

ってくるのではないかなというふうに我々の班では議論しましたので、いわゆる家主の了解を得てないであろう残りの1,243件について、今後どういうふうに対応していくのかについてお伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（前地 林君） 3項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 大西浩文君 登壇）

○市長公室長（大西浩文君） 議員ご質問の3項目め、空き家対策への取り組みの現状と今後の対応策についてお答えをいたします。

当市では、平成27年5月から集落支援員2名を雇用し、空き家の現状把握と活用方法の検討を目的とした空き家調査を実施しております。調査は、各地区の区長さんなど地域の実情に詳しい人と話し合いながら、空き家の所在や所有者等の情報を聞き取りしております。そして、調査により連絡先がわかった所有者の方には、空き家を今後貸したり売ったりする意思があるかどうかまで確認するという内容となっております。平成28年10月末までに市内全域を調査し、1,303件が空き家として確認できました。そのうち所有者が判明し、連絡がとれた件数が約400件あり、このうち所有者の同意が得られ、活用が可能である件数は60件という結果が出ております。

そこで、ご質問のうち1点目の活用可能な空き家についての現状の取り組みと今後の可能性についてお答えいたします。

当市では、空き家の活用と移住・定住の促進を目的とした空き家情報登録制度、いわゆる空き家バンク制度がございます。調査で把握できた活用可能な空き家につきましては、地域や所有者の意向を尊重しながら、空き家の空き家バンクへの登録等を進めております。

活用の状況についてですが、今回の調査の結果、活用可能な空き家60件のうち、既に空き家バンクに登録している物件が23件、登録手続を進めている物件が23件ございます。そのほか1件は、移住希望者が熊野市を移住先として検討する上で、地域の暮らしを体験してもらうためのお試し住宅として活用させていただいております。残り13件につきましても、空き家バンクへの登録等の活用について、地域や所有者の方と話し合いながら対応してまいりたいと考えております。

また、この事業の効果といたしましては、空き家調査を開始した平成27年度から、空

き家バンクの充実と周知を図ったことによりまして売買、賃貸で利用されることとなった空き家は15件となっています。

なお、15件のうち6件は平成27年度からの空き家調査によって空き家バンク登録があった物件、9件はそれ以前から登録のあった物件や空き家調査以外で申請のあった物件となっています。

続きまして、2点目の残り1,243件の空き家の対応策についてお答えいたします。

1,243件の空き家の中には、ふだんは利用してはいませんが、盆や正月などの帰省時のみ利用する家や、荷物が置いてある家が多く、それが理由で貸さない、売らないという物件が大多数を占めております。この課題に対しましては、空き家バンクに登録していただける場合に一定期間、市内宿泊施設の割引制度を設けたり、地域の合意があれば遊休施設等へ荷物を一時保管できる制度を設けていますが、その条件でもなかなか活用が進まないのが現状でございます。空き家の中には、市ではなく地域の方から話をいただくことで活用が可能となる空き家もあると思いますので、地域の皆様にも空き家の活用に向けてご協力をいただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

今後につきましては、引き続き、より地域の皆様と連携しながら詳細な調査を重ね、活用可能な空き家を掘り起こしてまいりたいと考えています。

一方で、空き家の中には活用することが難しい老朽家屋もあります。適正に管理されていない空き家につきましては、平成27年5月に完全施行された空家等対策の推進に関する法律や熊野市建物等の適正管理に関する条例に基づきまして、所有者に対して修繕や解体等の助言や指導などを行ってまいります。

以上のとおり、空き家の対応策の取り組みにつきましては、所有者の方の意向を尊重するとともに、空き家バンク制度の周知を含めた活用策や、そのまま放置した場合、周辺の生活環境や景観に悪影響を及ぼす空き家についての状況把握や指導などの危険対応策を継続的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

そうですね。今説明いただいたとおりだと感じましたが、一方で、空き家というのは、盆とか正月とかに帰ってくるような空き家ですと、まだ家主がおって、関係者がおって、家を年に何回か管理するということで空き家であってもいいんでしょうけれども、そ

うでない空き家、いわゆる1,303件のうち400件とは連絡とれたけれどもということは、その残りの件数がなかなか連絡がつかないということですね。こういった家、きちっと建っておれば問題なかろうと思いますけれども、木本町からも上がったように、例えば、路地の非常に狭い中で所在のわからない家が、建物があったりして、それが老朽化、台風や大きな風が吹くとトタンが剥がれたり飛んだり、こういったのをどういうふうにして対応してくれるんやという声もありました。

一方で、先ほど説明ありましたように、市のほうもこういったことにも対応した条例とか要綱を幾つかつくってあるのを私どもの班で調べるとわかってきました。

先ほども説明ありましたように、空き家バンクへの登録が今は進められている中で、お試しというお話もいただきました。もっと担当のほうも、例えばこのお試しが今どのような状況で進んで、どのように外部からの受け入れを行っているというのをもっと議会のほうにもちょっと声をかけていただいたら。と申しますのは、恐らくお試しということで、空き家のリノベ講座を開催しますというようなところを市のブログ、恐らく関係者がつくってるんだと思うんですけども、ブログなどを見たんですけども、余り更新がない状況で、いわゆる外部からインターネットを通じて調べた限りではあんまりわからないなという状況でしたので、こういったところもやはり積極的にやっていただいて、さらに私どもにお知らせいただくと、熊野市はこういった形で地方創生にも絡んで空き家対策をやってますよという説明が住民にもできますので、ぜひそういったところもつなげて行ってほしいなと感じます。

これは個人的なことなんですけれども、私のほうも、熊野市の空き家バンクに過去に登録されてあった空き家を飛鳥町で1軒購入を、直接家主からの交渉でするようになったんですけども、そのときに、建物だけじゃなくて、いわゆる付随してくる田んぼであったり畑であったり、ともにこれ耕作放棄地でした。山であっても境界はわからない。ほかの空き家バンクに登録した家主さんと、たまたま今回、何人かに行き合うて話をさせていただくと、もう田んぼも畑も山も引き継いでほしいんやと、建物だけやったら困るんやという家が何軒かはありました。そのときに、市はその交渉には直接入らないということを聞き及びましたので、結構戸惑うというのが私自身が経験してわかりました。

ほかの自治体を見ると、例えばこれなんか、こういうふうに「空き家のトラブルの実例と対策」ということで、これは業者がつくってあるんですけども、こういうふうにいろいろと空き家を取得するに当たって、もしくは取得しようという人たちがどんな状

況に陥るのかということを書かれたものがあったり、「地方議会人」という、これ11月号に空き家適正管理ということで、我々語る会が着目したのは、空き家に人を入れるという前に、いかに管理をしていくかというのが、本来管理は家主が管理せんといかんですけれども、今言ったように実情として所有のわからない、もしくは所有の不明確な空き家がある中で、これをどう適正管理していくのか。熊野市は今、要綱や条例によってこれらを管理していくという方向性はよくわかりました。ですけれども、実際、台風来るたびに、風が来るたびに隣の家々に迷惑かける、こういったような物件、もしくは猫屋敷になってしまったり、ごみ屋敷になってしまってるような空き家をどう管理していくのかというのは、こういう雑誌を見ていると、また今回調査させていただくと、先進している自治体は自治体のいわゆる行政だけではなくてNPOだったり、そういった関係のいわゆる土地取引、不動産取引などをする団体さんと一緒になって適正管理を含めた、いわゆる空き家を調査した後の管理、どうしていくかということも含めてを地域の人たちと一緒に、今、市の説明では区長さんとか、そういう地域で顔の明るい人という説明を受けたんですけれども、どうしてもその部分が今回調査するに当たって、何か個人個人と市の行政のつながりの中でしか進められていないのかなという印象を少なからず持ちましたので、ぜひ、もう既に空き家を市の空き家バンクによって引き取られた方々が数多くいるという説明も受けましたので、こういった人たちも含めて、もしくは、ここにもあるんですけれども、いわゆる行政書士さんとか司法書士さんとか不動産取引の関係者などとある程度チームをつくって、1,300件余りの空き家について、熊野市としてどう対応していくのかというのをもう一步踏み込んで今後やっていただけたらなと思いますので、最後、この点について、今後のお話を十分聞いた上で、いわゆる熊野市に住むそういうようなNPOさんや団体さんを含めてチームを組んでやっていくという構想はないのかという1点について質問させていただきたいと思います。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 空き家の対策につきましては、空き家バンクの制度を進めるに当たりまして、地域の宅地建物取引業者の団体の方々とも連携をする協定を結んでいるところでございまして、市のほうではあくまでこういう空き家を紹介させていただく、あとの交渉については当事者同士でということにどうしてもなってしまいますが、いろんなその点でご相談等ございましたら、そういう専門の機関とも連携をして対応する体制はとっているところでございます。情報発信の部分でまだまだ至らない部分があ

るというようなご指摘もございましたので、そういった点についても十分にこれから情報発信をしながら、さらにまた地域の区長さん初め地域の方々と連携をしながら、協力をいただきながら、この活用、また空き家の適正な管理を進めることについて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

もしかすると、今、熊野市の空き家対策で弱いところは、今後の連携だとか協議というところがまだまだ点の面があるんじゃないかなということをお聞きしましたので、例えば、家賃で貸すという家についても、その家賃の設定がその地域ごとに適正かどうかというところで若干のトラブルというのも、今回の調査でそういったトラブルもあったんじゃないかということをお聞きしましたので、こういったことも含めて、ぜひとも、今やられていることは積み上げてきたものですので、これをどうか面になるようにということをお願いを込めまして、私どもの班の代表質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（前地 林君） これにて1班代表者、端無議員の代表質問を終了いたします。

○議長（前地 林君） 午前10時まで休憩いたします。

（午前 9時 42分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 00分）

○議長（前地 林君） 代表質問を続行いたします。

3班代表者、3番 久保智議員。

（3番 久保 智君 登壇）

○3番（久保 智君） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、熊野市議会地域懇談会～語る会～第3班の代表質問を行います。

我々第3班は、中田征治議員、山本洋信議員、山田実議員、そして私の4名で構成をしております。今回、磯崎町、有馬町志原尻、有馬町釜の平、そして丁塚、3地区にお

いて地域懇談会～語る会～を実施いたしました。その際、多くの方々から数多くのご意見、ご要望をいただいたところです。中でも災害への備えについては、いずれの地域においても高い関心を持たれており、今回質問させていただきます2項目は、いずれもこのことに関連したものでございます。

それでは、その2項目について質問させていただきます。

まず第1項目め、有馬町志原尻、釜の平・丁塚地区における災害対策についてお伺いいたします。

地震、津波を初めとする災害対策については、限られた予算の中で多くの事業が実施されてまいりましたが、志原尻、釜の平・丁塚地区においては、今なお市民の方々の不安となる事案が多く残されております。

そこで、次のことについてお伺いをいたします。

津波発生時、国道42号線から高台への避難路となる釜の平橋の拡幅について。

2つ目、緊急自動車等の通行に支障がある市道志原尻3号線の拡幅について。

3つ目、旧志原橋防潮水門の改良について。

4つ目、堤防の損傷を招きかねない集落排水路の流末について。

5番目が、七里御浜における無堤防区間の進捗状況についてでございます。

以上5点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（前地 林君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 久保議員のご質問に総括的な視点からお答えをさせていただきたいと思っております。詳細については、担当課長よりそれぞれお答え申し上げます。

本日、12月7日でございますが、昭和19年の昭和東南海地震が発生した日でございます。この地方でも、新鹿を初め、二木島、遊木、大泊等で甚大な津波被害を受けました。この地震の記憶を風化させず、地震・津波災害に強いまちづくりを進めていく必要があると考えております。

市民、住民の皆さんの防災対策でございますけれども、市政の最重要課題の一つとして位置づけており、熊野市地域防災計画により、災害に備える業務と、災害発生から避難などの緊急的な対応、そして復旧など、時系列に必要な優先度の高いものをハード・ソフトの両面で計画的に力を入れて取り組んでいるところです。

有馬町志原尻、釜の平・丁塚地区に関しましては、津波避難タワー、熊野市クリーンセンターし尿処理施設、シリンダーシェルターや国土交通省紀勢国道事務所熊野維持出張所等と協定を結び、住民の皆さんの一時避難場所として定めているところでございます。

有馬町の無堤防区間につきましては、今年度、80mの堤防工事が進められているところでございまして、残り30mとなっております。この無堤防区間につきましては、11月下旬に三重県知事や国土交通省等に早期整備について強く要望をしてきたところでございます。

こうしたハード面の取り組みに加えまして、避難訓練や防災講話、避難誘導標識の設置などソフト面でも力を入れて取り組んでいるところでございます。市民の皆さんや自主防災会、事業所の方々を対象とした訓練を含む防災講話の回数は、平成24年から27年の4年間で205回、ことしも11月末まで40回、防災対策推進課において開催をしてきているところでございます。また、観光客等への対応も進めております。

市といたしましては、地域住民の皆さんの安全・安心の確保を図るためにも、住民の皆さんの意見をお聞きしつつ、ご協力をいただきながら、ハード・ソフトの両面で、計画的に防災対策について今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 建設課長。

（建設課長 仲森弘安君 登壇）

○建設課長（仲森弘安君） 久保議員ご質問の1項目め、有馬町志原尻、釜の平・丁塚地区における災害対策についてにつきましてお答えいたします。

1点目の津波発生時、国道42号線から高台への避難路となる釜の平橋のかけかえにつきましては、先日の地区要望でも回答いたしましたとおり、非常に高額な整備費用や、かけかえに伴う橋梁前後の道路拡幅工事もあわせて必要となります。

現在、市で実施しております拡幅工事につきましては、用地提供が前提となっており、用地提供確約後、事業実施について検討することになります。しかし、用地協力をいただいた後におきましても、市内には改修要望箇所も多くあり、他地区との調整や費用対効果、整備の際の補助金の有無などを勘案しながら検討していく必要があると考えております。

本橋梁の現在の状況といたしましては、平成27年度に専門の業者に点検を実施しても

らったところ、現時点では老朽化していない、大きな損傷がない、健全度1の診断結果であったことから、早急な補修工事の必要性は低い状況となっております。また、本橋梁は橋桁と橋脚が一体化となっており、このような橋梁では落橋防止対策を必要としない構造であります。橋梁におきましては5年に一度の老朽化点検が義務づけられており、来年度以降につきましても、老朽化点検結果に基づく修繕事業とあわせて、落橋防止対策が必要な橋梁を最優先として実施していきたいと考えております。

既設橋梁の隅切りや拡幅につきましては、拡幅等による橋梁下部構造への影響などもあわせて検討する必要があります。こうしたことから、この橋梁の拡幅を行うには少なくとも億を超える多大な予算が必要になると考えられ、整備の際の補助金の有無などを勘案しながら検討していく必要があると考えております。

次に、2点目の緊急自動車等の通行に支障がある市道志原尻3号線の拡幅につきましては、先日の地区懇談会でも回答いたしましたとおり、市では改良要望も多いことから、他地区との調整を図りながら改良計画を立てて事業実施を決定しているところでございます。

現段階において、本路線につきましては事業計画が決定していない状況でございますので、29年度における登記測量に関する予算計上についての確約は難しい状況でございます。要望いただいた箇所につきましては、国道からの入り口でもあり、車両のすれ違いが難しく、スムーズな進入ができないことや緊急車両の通行に支障を来している現状を考えると拡幅の必要性は認識しておりますが、市内には本路線同様に用地承諾の確約をいただいて緊急車両の通行に苦慮しているという改修要望箇所も多くあることから、事業実施については引き続き市内全体での公平性を考えながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、旧志原橋防潮水門の改良についてお答えいたします。

お尋ねの水門は2級河川志原川の河口近くに設けられている志原川樋門であり、この施設に関しましては、河川施設として熊野建設事務所が管理しております。2級河川志原川水系の河川整備に関しましては、二級河川志原川水系河川整備基本方針が平成27年3月に、同じく河川の整備計画が平成27年11月に策定されました。この計画の中で、流れを阻害している志原川樋門の改築や産田川で流下能力の不足している箇所の河床掘削や河道拡幅、築堤等が掲げられております。

このうち志原川樋門の改築につきましては、平成27年度に実施した予備設計の結果に

よると膨大な費用が見込まれており、工事の実施に当たっては、さらに計画内容を精査していく必要があるとお聞きしております。

市といたしましては、有馬町山崎地区周辺や久生屋町大前池周辺の浸水被害等、豪雨による被害の軽減を図るため、志原川樋門を初め産田川の整備促進について、今後も引き続き強く県へ要望してまいりたいと考えております。

また、樋門上部の道路は市道として管理しており、橋の欄干へ歩行者等が近づかないようバリケードを設置しておりましたが、古くなっていたこともあり、丈夫なバリケードを連続的に設置させていただきました。今後とも道路の維持管理を適正に行い、必要な安全対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、4点目の堤防の損傷を招きかねない集落排水路の流末についてでございますが、ご指摘をいただいた有馬町志原尻地区の海岸堤防樋門部の山側に設置されている排水ますは、津波避難タワー前付近の国道排水の流末施設として設けられた浸透式のますでございます。このますについて現地確認をいたしましたところ、土砂でますが詰まり、排水機能を十分に果たしていないような状況であったことから、国へお願いし、たまっていた土砂を取り除いていただいたところでございます。

また、堤防樋門部の山側へ雨水排水がたまり、堤防の損傷を招きかねないとのことから、海岸まで暗渠を設置するなどの根本的な排水対策の要望をいただきましたことにつきましては、堤防を管理している三重県へ要望していくとともに、土砂で詰まっていますについて、今後とも適正に維持管理を行っていただくよう国へ要望してまいりたいと思っております。

次に、5点目の七里御浜における無堤防区間の進捗状況についてにつきましては、有馬町丁塚から志原尻地区にかけ残されていた無堤防区間390mについて、平成24年度から計画的に工事が進められ、平成27年度事業が終了した段階で残り110mまで事業の進捗が図られました。現在も2カ所で80mの整備を実施しているところであり、これが計画どおり完成すると、残りの無堤防区間は30mとなってきます。この部分につきましては、平成29年度予算を要望していくと県からお聞きしており、市といたしましても、少しでも早く完成が図られるよう、引き続き県へ働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

今、余りすぐに対応はしていただけないという話が多かったんですけれども、まず1点目の津波発生時の避難路となる釜の平橋の拡幅についてですけれども、先ほど市長もご紹介にありましたように、有馬地区におきましては2基の津波避難タワーのほか、何か所かの避難施設が設定をされております。しかしながら、国道から山手に避難する方も多く見られると想定されます。いずれもこの道については広いとは言えませんし、ましてや釜の平橋の取り付けが大変かぎの手になっているということで、今、平時においても大変通行量が多くなっていますので、本当に通行に支障を来している状況です。全ての道路を拡幅するというと大変だと思うんですけれども、橋だけの隅切りを少し、今、欄干の詰めがあるところだけでも撤去して広げるだけでもすごく改善はされると思うんですけれども、これについてはいかがですか。

○議長（前地 林君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） ただいまの件につきましてお答えいたします。

釜の平橋の拡幅につきましては、先ほども申し上げさせていただいたとおりですが、防災上の観点、非常に重要なことは存じております。地域住民の皆様の安全・安心を考える上からも、住民の皆さんの声をお聞きしながら、また他地区との調整や整備の際の補助金の有無などを勘案しながら検討していく必要があると考えております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

先ほど強度に問題はないという話もありましたし、かけかえというところまで住民の方は望んでいないというふうなこともおっしゃっておられました。本当に隅をちょっと1m広げてもらうだけでももう全然違うぞという話もされてましたので、そのことについても、技術的に恐らくそんな大きな金額は必要ないと思いますので、それについても検討していただいて、今後善処していただきたいというふうに思います。

それと、次の志原尻3号線の拡幅についてですけれども、先ほど来、用地提供が前提です。そして地元の協力ということでお伺いをいたしました。地元の協力ということで、地元の方は地権者の方とお話をして提供していただくというところでちあけをしたところなんです。そこで、さあかかっていただけなのかなと思っていると、まだ計画に入らないということで、大変、前区長さん、そして今の区長さんも困惑をしておられました。

そこで、少なくとも、優先順位云々というのはありますけれども、こうやって地域に

対してちあられをしてくださいということで解決したことからも早急に対応していただきたいと思うんですけれども、やはりその辺は難しい話でしょうか。

○議長（前地 林君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） ただいまの志原尻3号線につきましても、住民の皆さんの日々の安全・安心にかかわってくることでございますし、地元の皆さんが市の事業にご協力をいただけるということで、その点に関しましては大変ありがたく思っております。拡幅につきましても、緊急性の部分もございまして、必要性は認識しているところでございます。

しかしながら、市内全体のことを当然考えなくてはいけないということもございまして、引き続き全体の公平性を考えながら計画的に進めることが必要だと考えております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

せめて、今、地域の方が心配されているのは、今、了解を得ている地権者の方が例えば高齢で代が移ってしまったときに、またそれが最初からしなければならぬということに危惧されております。その辺も勘案して、設計、測量、そして登記ぐらいのところまででも進んでいただければと思うんですけれども、ちょっとくどいようなんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（前地 林君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） ただいまのことですけれども、確かに地元の方が市の事業に大変ご理解いただいて協力いただけるということは本当にありがたいことなんです、よくわかることなんです、計画的に進めていくということにご理解を何とぞお願いしたいと思います。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

大変、建設課長も答弁しにくい部分があると思いますけれども、できるだけ早い対応をお願いしておきます。

次に、3番目の旧志原橋防潮水門の改良についてでございますが、先日、地元の皆さんともども4人で現地を見せていただいた際、欄干などに見られる部分もなんですけれども、橋桁の裏の部分、そこは鉄筋がむき出しになっておりました。多分地震が来たら、

あの施設自体が崩落するのではないかというふうな感じも受けました。

そこで、昭和7年に建設された施設でございますので、大変老朽化が著しいということで認識をされていると思うんですけれども、これにつきましては、先ほどちょっとご紹介ありましたけれども、27年11月に三重県が策定した二級河川志原川水系河川整備計画、これだと思うんですけれども、この19ページに「樋門の改築を含めた河口処理対策を実施する」と明記しています。これについて、やはりもう一押しというか、県のほうにスケジュール的なものを確認していくということではできませんか。

○議長（前地 林君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） ただいまの河川の整備計画でございますが、金額が非常に膨大な費用が見込まれるということで、詳細な設計等も行いながら計画内容を精査していくことを県からも伺っておりますので、スケジュールに関しましては改めて県のほうにももう一度確認してみたいと思っております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

あそこに今、水門のところにポンプを設置するという話があって、あそこに地元の方はポンプが置かれていると思ったら別のところに置いてあって、その都度持ってくるというお話も伺いました。なかなか、建設課長にこれは言う話じゃないんですけれども、県の対応も何かお金が要るからとか、それから設置しましたよという話があっても、とても用途に達しないような規模のポンプを設置してあるとか、いろんなことがわかってきまして、それについてもぜひ抜本的な改革というか改善をお願いしていただきたいというふうに思います。

次に、4番目の堤防の損傷を招きかねない集落排水路の流末についてでございますけれども、これにつきましては、先日、建設課のほうにお願いしたところ、すぐに国交省のほうに話をさせていただいて清掃していただきました。本当にありがたいということで、ちょうど後、見に行ったときには機能しておりました。最初見に行ったときには、大変水がたまって池状態になってましたので、それについてはありがたかったというふうに思ってます。これにつきましても、先ほどご答弁にありましたように、羽市木の流末処理施設のような堤防の下をくぐっていく排水路というのをこれも県のほうに要望していただきたいというふうに思います。

次に、七里御浜における無堤防区間の進捗状況についてですけれども、地域の皆さん

は、今、先ほどのご答弁の中であと30mという話がありましたけれども、たった30mがなぜ28年度できんのやという話もされておりました。これももう今すぐできるような話があって、どんどん先延ばしになって、やっと今ここまで来たというふうに思います。県の財政状況が大変厳しい中、難しいことは重々承知しておるんですけども、やはりこれも先ほど来言ってますように、安全第一ということを考えてと予算とかいうことを言っているような状況ではないのかなというふうにも思います。緊急度の高さからいっても他の事業を差しおいても完成させるべきものだというふうに私どもは思ってますので、29年度、今、予算要求しているということでしたけれども、つく、つかないじゃなくて、もうつくとして考えた場合、来年度中ではなくて来年度早々に着工していただくように強く要望していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（前地 林君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） 無堤防区間ですけれども、28年度、80mについて2カ所で工事をされていると県のほうから伺っております。残り30mということで、29年度予算で県のほうも要望していただけるということですので、29年度早急にとということですので、県のほうへも強く働きかけをしてまいりたいと思っております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

堤防も既にさきにつくってある堤防の部分が大変老朽化しておりまして、侵食も含めて相当根の部分まで砂利の堆積が少なくなってます。そういうこともありますので、今度30m完成したらすぐにまた古い分を改修しなきゃいけないということになってきますので、できる限り早い対応を県のほうに要望していただきたいと思います。

それでは、これで1項目めを終わります。

次に、2項目めの地震発生時における避難誘導についてお伺いいたします。

近い将来発生すると予想されている南海トラフ地震においては、国の有識者会議によると、熊野市における最大震度は7、津波については最大17mと予想されています。熊野市においては、津波避難タワーの設置や避難路の整備、そして各地域における防災講話、避難訓練などを開催するなど、その対応に努められております。

しかしながら、市民を初め、市外からの観光客や買い物客など、多くの方は地元を離れた場所でこの災害に遭遇することが予想されることから、どの場所で地震に遭遇しても支障なく避難が可能であるような備えが必要と考えます。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

1つ目、市内の観光施設、量販店などへの地震発生時における避難等の指導状況について。

2つ目、避難経路を表示する看板等の設置状況について。

以上2点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

防災対策推進課長。

（防災対策推進課長 山本方秀君 登壇）

○防災対策推進課長（山本方秀君） 久保議員ご質問の2項目めの地震発生時における避難誘導についてお答えします。

1点目の市内の観光施設、量販店などへの地震発生時における避難等の指導状況につきましては、市内の観光客や観光施設の地震発生時の避難対策としまして、平成26年度から毎年1回、新鹿海水浴場で新鹿観光協会、三重県熊野警察等の協力を得て、海水浴客の方と津波避難訓練を実施しています。訓練終了後に津波想定等の説明をし、アンケートを行っています。アンケートでは、奈良に住んでいるので津波というものが人ごとだったので、よい経験をさせていただき感謝いたしますなどの意見をいただいています。

今月中には、10月に開駅した道の駅熊野・花の窟の従業員の方と津波避難訓練の実施を予定しています。これまで各地域の自主防災会や事業所等で防災講話、避難訓練等、平成24年度から今年度11月末までに245回開催してきましたが、このうち事業所を対象とするものは63回となります。

本市は、大規模地震対策特別措置法によって地震防災対策強化地域に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法によって南海トラフ地震津波避難対策推進地域に指定されています。この指定地域内においては、病院、旅館、量販店等、不特定多数の者が出入りする施設では地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画を作成しなければならないと規定されています。その中で定めるべき事項として、大規模地震及び南海トラフ地震に係る防災訓練、被害発生防止または軽減を図る教育及び広報が挙げられています。

両計画は、特例で消防法に基づく消防計画の中に規定することができるとなっています。消防法により、量販店等の特定防火対象物では、防火管理者の選任及び消防計画の作成が義務づけられているとともに、年2回以上の訓練を実施し、消防本部へ事前通知

することとなっています。消防本部では、防火管理者資格取得に関する講習会及び防火対象物の規模に応じて実施する再講習において、防火管理者の責務として消防計画に基づいた従業員への教育、訓練の実施を行うとともに、消防計画の内容を従業員に周知するよう指導しています。

また、市民の方はもちろんのこと、市外から買い物にいられた方にも地震・津波に関心を持っていただくことは重要と考えますので、今後、量販店等のご協力をいただきながら、避難場所及び避難経路図を市で作成し、掲示していただくなど、地震・津波に対しての意識の高揚を図っていきたいと考えています。

2点目の避難路経路を表示する看板等の設置状況につきましてお答えします。

避難誘導標識設置事業として、地震発生時に津波から速やかに避難する体制の整備や、市民及び観光客の津波に対する意識の向上と津波避難に必要な情報を提供することを目的として、平成15年度から平成27年度まで、津波避難誘導標識を152基設置しています。

内訳としましては、甫母町から大泊町までの海岸部の高台の避難場所付近に57基、木本町から久生屋町までの市街地の津波避難タワー・ビル周辺や高台付近に95基設置しています。今年度も必要かつ有効な場所を検討し、設置する予定です。標識のサイズは三重県避難誘導標識等設置指針に基づいて設置していますが、昨年、津波避難タワー周辺に設置した標識は、アルミ製で縦90cm、横60cmの大きさとなっています。それ以外に海拔標識も市内に1,655枚設置しており、うち商業施設などに約120枚設置しています。平成27年度には、不特定の人が集まる場所での地震時の避難対策として、山崎運動公園内に避難場所及び避難経路図をA3サイズでラミネート加工して23カ所に掲示しました。

また、宿泊客の避難対策として、市内の宿泊施設のうち、津波浸水予測地域の6施設にご協力をいただき、避難場所、避難経路図を作成し、玄関や客室等に掲示していただいております。先日、宿泊施設の方から、宿泊者から客室に宿泊施設からの避難場所等が掲示されているところは初めて見た、大変ありがたいと感謝の言葉をいただき、うれしかったと連絡していただきました。今年度は、花の窟と道の駅熊野・花の窟に避難場所、避難経路図を作成し、掲示していただきました。さらに、今年度中に津波浸水域の病院、診療所等にも避難場所、避難経路図を作成して掲示していただく予定としております。

以上です。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。

いろいろやっていただいているということは認識をさせていただいておりますけれども、今回地域の方から指摘を受けたのは、観光施設とか量販店の従業員さんですね、お客さんはもちろんほとんど避難についてのことは知らない、場所も知らないということでしたけれども、従業員の方も知らないことが多いということを言われました。今、消防法云々の話で、そういうことが義務づけられているという話がありましたけれども、これに対して防災対策課として、やはり直接——今、花の窟の話が出てましたけれども、例えば、量販店幾つもありますので計画的に量販店に対しても指導とか、そういう訓練についての教室とか、そういうことをできないのか、それについてちょっとお伺いします。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほどご答弁申し上げましたように、防災対策推進課としましては、地域住民、自主防災会を初め事業所等にも63回防災講話等を行っておりますので、量販店等、ご協力をいただけるならば講話等も、やっぱり商業施設等の方は勤務時間もなかなかまちまちになっておりますので、その辺のご協力も得られるのなら啓発活動も行っていきたいと思っております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） 企業に対して、事業所に対して、先ほど義務づけられておるものがあると言われてましたんで、例えば、量販店の店長さんだけでも1カ所に集めて、その中で講話するということも可能かと思うんですけれども、そういうことについての考えはございませんか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 防災対策推進課としては啓発していくのが重要と考えておりますので、ご協力が得られるのなら啓発していきたいと考えております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。ぜひ周知していただくようお願いいたします。

それから、避難に関しての看板等の設置状況については、たくさんされているということです。ただ、これも見にくいとか、わかりにくいという声もございました。先ほど避難経路図を花の窟とかに置かれるという話がありましたけれども、これも、ちょっと

くどいようですけれども、量販店さんとかにも置いていただくほうが、よりその効果があるんじゃないかと思っておりますので、それについてもご検討をお願いできますか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほどから何度も言っておりますが、今後、量販店等のご協力を得られるのなら、市のほうでそういう避難一緒に避難場所、避難路を確認して、そういう掲示をさせていただきたいと思っております。

○議長（前地 林君） 久保議員。

○3番（久保 智君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

先日、和歌山県でも地震がありました。また福島県沖でもあって、今、余震がまだ続いております。その中で、南海トラフの震源、地震の関連というの、鳥取で起きればこちらが起きるんじゃないかとか、いろんなことがネットで飛び交ってます。その中で、やはり備えあればということもありますので、市民の皆さんの不安を少しでも解消していくのが行政の務めかなというふうに思ってます。

きょうお伺ひした2項目につきましては善処していただきたいし、それに限らず手厚い対応をしていただきたいというふうに思ひます。

以上で3班の代表質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（前地 林君） これにて3班代表者、久保議員の代表質問を終了いたします。

○議長（前地 林君） 午前10時55分まで休憩いたします。

（午前 10時 37分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 55分）

○議長（前地 林君） 代表質問を続行いたします。

2班代表者、5番 濱重明議員。

（5番 濱 重明君 登壇）

○5番（濱 重明君） 通告書に従ひまして、熊野市議会第2班を代表して大きく2点ほど質問させていただきます。

去る10月2日に、井戸町瀬戸区、大馬区の2地区を対象に地域懇談会を開催いたしま

した。その席上、参加された方々から地域の課題や要望が出され、我々5人、川口議員、下田議員、前田議員、前地議長、そして私が分担して対応したところであります。

昨年の11月議会でも我々第2班の前田議員が代表質問で少し取り上げましたが、非常備蓄の現状は、まだ自主防災会や地域住民に十分には周知されておりませんので質問させていただきます。

まず1項目め、災害時の備蓄についてであります。

本市では従来から、大規模災害時における被災者用の備蓄として、食料や生活必需品などを地域防災計画に基づき一定数備蓄しているとお聞きしております。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、物資の調達や輸送が平時のように実施できず、深刻な物資不足等、さまざまな課題が浮き彫りとなりました。

本市では、平成23年9月の紀伊半島大水害で、道路、水道施設等の生活の基盤が至るところで寸断されました。また、大きな災害をもたらすとされる南海トラフ大地震の発生が懸念される中、本市としての備蓄等の基本的な考えをお聞きします。

1点目、熊野市内における自主防災会の数と備蓄倉庫の数をお聞きします。

2点目、市民備蓄と公的備蓄の基本的な考えをお聞きします。

3点目、備蓄品の支給方法とその周知について。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（前地 林君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 濱議員の備蓄に関する質問について、基本的な考え方を私から申し上げ、実情を含む詳細につきましては担当課長からお答えをさせていただきます。

備蓄につきましては、市民の皆さんによる市民備蓄と行政による公的備蓄によって対応を進めているところでございます。

市民備蓄につきましては、自助、互助の考え方をもととし、平時から災害に備えて各家庭や事業所等において3日以上以上の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄をしていただくということを推進させていただいているところです。

一方、公的備蓄につきましては、大規模災害時には家屋の倒壊等により多数の避難者の発生や、在宅避難者の中でも炊事ができない方の発生が想定されることから、行政として一定の備蓄を行うものです。公的備蓄の中でも、市で購入を行い備蓄する現物備蓄

と、災害に備え民間事業者等とあらかじめ協定を結び、災害発生時に必要量を調達するいわゆる流通備蓄の2種類に分けて備蓄を進めているところです。行政といたしましては、今後とも行政として必要な備蓄を計画的に進めてまいりたいと思っております。

一方、市民の皆さん、事業者の方々にもぜひとも3日分以上の食料等の備蓄を行っていただき、大災害への自主的な備えを図っていただきたいと思いますところがございます。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

（防災対策推進課長 山本方秀君 登壇）

○防災対策推進課長（山本方秀君） 濱議員のご質問の災害時の備蓄についてお答えします。

1点目の熊野市内における自主防災会数と備蓄倉庫数につきましては、現在、自主防災会は66組織あり、市から防災資機材を配備しています。市が配備した倉庫に54棟、残りの12組織の資機材は集会所等で保管していただいています。

2点目の市民備蓄と公的備蓄の基本的考えにつきましては、市民備蓄は、自助、互助の考え方を基本とし、平常時から災害に備えて各家庭や事業所等において3日分以上の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄をしていただくことをパンフレットや広報紙、自主防災会等を通じて推進しています。

一方、公的備蓄は、大規模災害時には家屋の倒壊、焼失等により多数の避難者の発生や、在宅避難者の中にも炊事ができない方の発生が想定されるため、飲料水、非常食及び生活必需品を一定数計画的に備蓄を行うものです。公的備蓄の中でも、市で購入して備蓄する現物備蓄と、災害に備え民間事業者等とあらかじめ協定を結び、災害時に必要な量を調達するいわゆる流通備蓄の2種類に分類しています。

備蓄につきましては、平成26年3月に三重県が地震被害想定調査結果として発表した過去最大クラスの地震発生翌日に約3,200人の避難者が出るという想定をもとに計画しています。具体的には、想定される避難者の約3,200人に対して、食料は1日3食、3日間分として約2万8,800食を目標に備蓄します。市の現物備蓄として、クラッカー約2,500食、シチュー約2,500食、アルファ米約5,500食の約1万500食を備蓄しておりましたが、熊本地震に対しての応援物資としてアルファ米1,000食を提供しましたので、今年度購入分640食と合わせると、現在1万140食となっています。流通備蓄として想定できる米やカップ麺約1万食と合わせると約2万140食となり、備蓄率としては約70%

となります。

飲料水の備蓄につきましては、1日に1人当たり最低限必要な飲料水の量は1リットル程度とされていますので、500ミリリットル入りペットボトル1日2本、3,200人の3日間分として1万9,200本、水の量としましては9,600リットルを目標に備蓄します。現在、備蓄量は、市の現物備蓄として3,280リットル、流通備蓄として想定できる約2,400リットルと合わせると約5,680リットルとなり、備蓄率は約60%となります。今後とも計画的に購入していきます。ただ、一方で、水道課の試算では、配水池のタンク等で1人1日3リットルと換算すると全市民に対して約23日分が給水可能で、量的には確保されていると言えるのではないかと思います。

3点目の備蓄品の支給方法と周知につきましては、市では各自主防災会に発電機、投光器などの防災資機材を配備し、管理等を自主防災会にお願いしています。資機材等を新たに購入する場合や修繕する場合は、自主防災組織補助金交付要綱に基づき、5万円を上限として、経費の2分の1を補助しています。平成27年度まで延べ56組織に補助を行っています。周知につきましては、出水期前に各自主防災会に資機材の点検や確認等のお願いの通知をしております。

以上です。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） それでは、何点か質問させていただきます。

平成23年度の紀伊半島大水害では、備蓄倉庫が被災した場所はなかったのか。また、倉庫までの道路等は被災はなかったのか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 台風12号では、井戸町や紀和町の自主防災倉庫が浸水したところがありました。また、倉庫までの道路の被災につきましては、倉庫自身が浸水していますので、浸水被害等があったと思われます。市道だけでも100カ所近くの被害が出ていますので、倉庫までの道路の被災はあったと思われますが、災害時に自主防災会の資機材を利用しなければならない状況のところはなかったと聞いております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 災害が起こったときに、倉庫まで行けなかったということがないように、倉庫の置き場所等も地域の方々といろいろ工夫していただきたいと思います。

流通備蓄の、災害どきに備え民間事業者等と協定を結んでおると言っておられました

が、どの地区にどれぐらいの事業者と協定を結んでおられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 井戸町ではイオン熊野店、オークワ熊野店、有馬町ではJ A三重南紀、オークワ有馬店、主婦の店等と協定を結んでいただいております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。

ふだんからの訓練や備えは自分と家族の命を守る第一歩、また備蓄のチェックはみずからの防災意識を高めます。備蓄品として、アレルギーに留意した非常食や紙おむつ、生理用品などは備蓄されておるのでしょうか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 公的備蓄のうち、アレルギーに留意した非常食や紙おむつ、生理用品などは多様なニーズがあると考えられますので、市としましては流通備蓄で調達することを考えております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 流通備蓄のほうで考えておられるということで、よろしくお願います。

避難所について何点か質問させていただきます。

誰でも避難所を立ち上げられる簡易な避難所運営の手引の作成や、地域住民に指定避難場所の周知徹底をする場合は、障害者らにもわかりやすいような配慮はしておられるのでしょうか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 避難所の運営につきましては、平成26年度から、地域の実情に合わせた地域の方で避難所を運営できるためのマニュアル作成事業を行っております。これまで新鹿地区、遊木地区、芝園地区でワークショップや運営訓練等を通じてマニュアルを作成し、各避難所に配備しています。マニュアル作成事業を行っていない地区の避難所には、県の避難所運営マニュアルを配備しております。

避難所の周知につきましては、ことしの広報7月号に21カ所の指定避難所を掲載し、ホームページにも掲載しています。

障害のある方に対しての周知につきましては、視覚障害を持っている方には、声の広

報という形で広報紙の内容を音声録音したものを配布しておりますし、ホームページでも広報紙の内容を聞いていただけるようにしております。また、熊野市身体障害者（児）福祉連合会の避難訓練等の場で、避難所、福祉避難所などの周知を行っております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 避難所は、当たり前ではありますが、災害に強くなければいけないと思います。備蓄はもとより、安否や緊急連絡がとれるように、公衆無線LANの設置やトイレの機能の確保を進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 公衆無線LANにつきましては、東日本大震災時には避難所において有効な情報の入手手段として機能したと聞いております。しかしながら、導入費やランニングコストなど高額な費用が見込まれるため、通常時の活用方法なども含めて総合的に検討する必要があると考えております。緊急連絡体制の確保としましては、13カ所の避難所に災害時に優先的につながる特設公衆電話を設置しております。また、全避難所に防災行政ラジオを配備しております。

以上です。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 今後も考えていただけるということなんで、よろしく願います。

避難所運営に当たって合理的な配慮への対応がとられるよう、避難訓練や避難所の運営の訓練等では徹底されておるのでしょうか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほど申しましたように、地域の避難所運営マニュアル作成事業を行っております。その中で、図上訓練、実地訓練を行っております。高齢者や障害者、女性、妊産婦等への配慮を踏まえて、例えば、通路は車椅子が通りやすい広さかとか、障害者スペースは適切なのか、女性用のトイレの設置場所や更衣室、授乳室や洗濯物を干す部屋等、レイアウトは適切かなど検証する訓練を行っております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。

避難所運営の訓練ですけれども、津波に対しては結構、海岸部のほうでやっていただ

いておると思うんですけれども、水害のほうも、過去いろいろ水害でやられた地区もありますもんで、その辺をいろいろと調べて、これからもやっていっていただきたいと思えます。

我々熊野市議会地域懇談会も、各地を回らせていただいて、備蓄品がどこにどれだけあるのか把握してない方が多いのに驚きました。これは、地区の代表者や自主防災会長が1年か2年で交代して、引き継ぎがされていないということが原因だと思います。災害が発生し、停電どきに発電機が機能するのか、また電球が切れていないのか、備蓄品の数等、災害どきにすぐ対応するためにも、ぜひとも1年に1回、自主防災会等において点検して、それを報告していただくと、キャッチボールしていただいて、地域の方々も本市も、どこにどれだけの備蓄品があるのか、またそれは正常に機能するのかということ把握していただきたいと思えますが、そういうことはできないですか。

○議長（前地 林君） 防災対策推進課長。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 先ほど壇上でご答弁申しましたように、自主防災会等については点検の依頼を通知はしてはしておりますが、結果については把握しておりませんでした。今回ご質問等をいただきまして、今後は返信はがきをつけるなどして、自主防災組織から点検の有無や備蓄品の量などの返事をもらうなど、各自治防災会で備蓄品の適正な維持管理を行っていただき、それに伴いまして、市としましても現状を把握できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。

最後に、先日、鈴鹿市で、東日本大震災の日に合わせて、非常食による学校給食が行われると聞きました。本市におきましても、賞味期限等が切れるまでの非常食で学校給食、そして地域の防災訓練等、炊き出し訓練を兼ねてぜひともやっていただき、廃棄処分のないよう工夫してほしいと思えます。また、自主防災会の会長は単年度でかわるんじゃないよう工夫してほしいと思えます。また、自主防災会の会長は単年度でかわるんじゃないよう工夫してほしいと思えます。また、自主防災会の会長は単年度でかわるんじゃないよう工夫してほしいと思えます。また、自主防災会の会長は単年度でかわるんじゃないよう工夫してほしいと思えます。

以上でこの項を終わります。

続きまして、2項目めの質問に入らせていただきます。

去る10月18日、飛鳥町小阪地区におきまして地域懇談会を開催いたしました。その席上、参加された方々から地域の課題や要望が出され、内容を説明した後、質疑応答に入

り、我々5人の議員が分担して回答したところであります。この問題は、ことし6月議会でも、熊野市議会の第3班からの代表質問で市内小中学校教員住宅についてという質問がされておりましたが、少し類似する内容はあろうかと思いますが、ご了承をお願い申し上げます。

それでは、2項目め、教員住宅の管理及び老朽化した建築物の対応についてです。

我々熊野市議会第2班も、飛鳥町小阪地区に行き、教育委員会立ち会いのもと、現状の教員住宅を見せていただきました。特に飛鳥中学校敷地内にある教員住宅は、壁が剝がれ落ち、屋根には大きな穴があいておりました。修繕や売却もできないと思いますので、早急に取り壊しを行っていただきたい。また、熊野市内には、昭和8年に建てられた教員住宅を初め、使用不可となっている老朽化した建築物が数多くあるとお聞きしました。取り壊しには予算が伴いますが、売却できる物件、解体しなければならない物件を明確にし、計画性を持って取り組んでいただきたいと思います。

以上を踏まえ、2点ほどお聞きします。

まず1点目ですけれども、熊野市所有の老朽建築物の過去10年間の売却・解体の実績をお伺いします。

2点目なんですけれども、熊野市建物等の適正管理に関する条例が施行された後、その後に指導、勧告、命令等はふえたのか、どれぐらいか、実績のほうをお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 仲森弘安君 登壇）

○建設課長（仲森弘安君） 議員ご質問の2項目め、教員住宅の管理及び老朽化した建築物の対応についてにつきましてお答えいたします。

まず、1点目の老朽建築物の過去10年間の売却・解体実績ですが、市所有の建築物は目的によって所管課ごとに管理をしており、教育委員会の管理する教職員住宅や学校等の教育施設、建設課が管理する市営住宅などの行政財産があります。また、特定の行政目的で設置されたもののうち、老朽化などで用途を廃止した旧公営住宅等の総務課が管理する普通財産があります。

その売却・解体の実績は、売却は、総務課からの報告によりますと、平成20年度に新鹿町内のもと教員住宅2棟、平成21年度に同じく新鹿町内のもと市営住宅1棟、平成23

年度に育生町内のもと教員住宅1棟、平成27年度に飛鳥町内のもと教員住宅1棟の計5棟となっております。また、解体ですが、それぞれの所管課からの報告では、平成23年度に波田須町内の教員住宅2棟と井戸町内の市営住宅で5棟、平成26年度に二木島町内の教員住宅2等と有馬町内の市営住宅で3棟、紀和町コミュニティセンター内建物1棟の合計13棟となっております。

次に、2点目の熊野市建物等の適正管理に関する条例施行後の指導、勧告、命令等の実績についてですが、平成25年7月に施行された熊野市建物等の適正管理に関する条例、また平成27年5月に完全施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、近隣の住民や自治会などから寄せられた適正に管理されていない空き家の情報は25件となり、そのうち固定資産税の課税等の情報などにより所有者を特定し、助言や指導などを行ったものは14件です。その14件のうち、建物自体の取り壊しを行っていただいたものが2件、屋根や窓など破損した箇所の補修を行っていただいたものが1件、敷地内の定期的な草刈りや近隣家屋などに支障となる樹木の伐採を行っていただいたものが4件となっております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） それでは、何点か教育長にお伺いします。

飛鳥中学校敷地内にある教員住宅を見て、どう思いますか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） お答えします。

飛鳥中学校の敷地内には、旧小阪小学校教員住宅1件と飛鳥中学校の教員住宅が2件ございます。そのうち旧小阪小学校の教員住宅につきましては、木造で特に老朽化が激しく、景観を損ねているということは強く認識しております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 今後、その建物をどうしていこうと思っておりますか。早急に取り壊そうと思っておりますか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） まず、全体のことをお答えしますと、教員住宅のうち、現在使用されておらず、耐震基準を満たしていないものを使用不可としております。もちろん飛鳥中学校のものは使用不可でございます。その中でも、老朽化が激しく、近隣に民家

等があり、解体が必要と思われる教員住宅は7件ほどになり、これらにつきましては、木造建築で明らかに傷みが激しく、立地面においても台風等における近隣の民家への影響が出る可能性があるもの、もし子供たちが入ったとき危険のあるもの、また建築年数が50年を経過しているものと考えております。飛鳥中学校の住宅につきましては、教育委員会の所管する建築物でございますが、市全体の老朽建築物を所管する担当課のほうの方針、計画の方向で進めたいと思っております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 続いて教育長にお伺いします。

今年度6月議会で、第3班の代表質問での回答では、五郷町の教員住宅の一部は解体費用相当額を見込んで入札を行うと答弁しておられましたが、それはその後どうなりましたか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 五郷町の教員住宅につきましては、入札の参加者がいなかったため成立いたしませんでした。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 今後どのようにされていくつもりなのか。また、入札方法とか市民への周知、入札がこういう物件が出てますよというような周知のほうはどうかされておるのか、どうしていくのか、お願いします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 五郷町の教員住宅につきましては、入札条件等を変更し、再度入札を実施する予定で総務課と協議を行っております。また、入札方法の周知につきましては、市民への周知につきましては、一般競争入札として従来より市の掲示板への公示を初め、報道機関への情報提供、ホームページへの掲載により、多くの市民の皆様へ情報提供を行っていると考えております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。

使っていない教員住宅の中でも、草が生い茂り、景観、防犯上、問題のある建物があります。地域の皆様と連携して、草刈りなど1年に1回ぐらいはせめてやっていただけないか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 議員がおっしゃられますように、使用していない教員住宅の草刈り等に関しましては、件数も多く、住民の皆様にご迷惑のかからないように、教育委員会事務局の職員はもとより、他の課の職員の協力を得て作業を行っている地区もございます。また、学校が管理する教員住宅は、基本的には学校職員が管理を行っており、そのほかにも地域の方に賃金をお支払いして草刈りをお願いしているところもございます。ただし、限られた職員の中で除草、草刈り等を行う場合が多く、十分な管理を行うことができず、地域住民の皆様にご迷惑をおかけしているケースもございます。今後につきましては、地域の皆様の協力も得ながら、効率のよい管理について考えてまいりたいと思っております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。草が生い茂ってて、そこら辺が汚いと、やっぱりまだまだ大丈夫な建物でも景観が悪いと住民からの苦情も来ると思いますので、よろしくをお願いします。

平成27年5月、先ほど述べられておりましたけれども、施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法について何点かお聞きします。

定義、第2条の第1項で「この法律において『空家等』とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」となっておりますが、本市の捉え方として、地方公共団体はこれに伴ってやって当たり前という感じなのか、やらなくても命令だけしといたらええという考えなのか、お聞きします。

○議長（前地 林君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） お答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項でございますが、市所有の建物は対象外となっておりますが、同特措法や熊野市建物等の適正管理に関する条例により、住民の皆様にも適正な空き家等の管理をお願いする立場である市といたしましては、市所有の建物に関しましても同じように適正に管理するものと考えております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） ありがとうございます。

今度、第4条、市町村の責務なんですけれども、「空家等対策計画の作成及びこれに

基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」とありますが、本市は作成をするつもりはあるのか、もうつくりかけでおるのか。また、三重県内では市町村では作成しているところはあるんですか、お聞きします。

○議長（前地 林君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） 当市においては、現在、空家等対策計画は作成しておりません。同特措法の市町村の空家等対策計画の作成につきましては努力義務ではございますが、今後、空き家バンクへの登録など空き家の利活用も含め、総合的、計画的に対応していくには、この空家等対策計画の作成を検討していく必要があると思っております。また、県内の作成状況でございますが、本年11月末現在で2市1町が作成している状況となっております。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 第15条では、国及び都道府県は市町村が行う空家等対策計画に基づく事業を円滑に進めるための補助金や地方交付税等の財政上の措置を講ずるとありますので、作成いただいて、実行に移すときには補助金がいただけるということなんで、ぜひとも早急につくっていただきたいと思っております。

熊野市建物等の適正管理に関する条例や空家等対策の推進に関する特別措置法の中でも、建物等が管理不全な状態にあると認めるときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告や命令することができると言われております。熊野市所有の取り壊しが必要な建築物でも、ぜひとも期限を決めていただきたいと思っております。期限を決めて計画的に取り壊しを行っていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（前地 林君） 総務課長。

○総務課長（清嶺地利夫君） 市の建物の方針ということで、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

先ほど教育長のほうも話ありましたけれども、基本的に市の所有する施設につきましては、老朽化、危険性があるという場合には売却を前提としております。売却が不調で、今回の五郷の件でも、不調である場合にはそれなりの計画を持って対応していきたいなというふうには総務課として考えております。

ご存じのように、全国的に合併等で古い公共施設が老朽化をいたしております。その解体・撤去の問題化、顕在化をしておるということで、これも市といたしましても例外

ではございません。ただ、解体・撤去につきまして補助金等は市の建物についてはほとんどないということで、一般財源で賄わざるを得ないということもございます。財政上のことも勘案いたしまして、先ほど教育長もおっしゃいましたように、予算の関係上もございますけれども、老朽化し危険性があると、かつ近隣に迷惑を及ぼすおそれのある建物につきましては、売却が困難な教育住宅、市営住宅につきまして、今後、計画的に解体・撤去を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（前地 林君） 濱議員。

○5番（濱 重明君） 建物が古くて、それを相殺して入札を行って、それで不落でしたと。そういう感じで次々延びていっても、取り壊さんとそのままということになってきますもんで、今言われたように、ぜひとも計画的に、3年計画なり5年計画を立てていただいて、ぜひとも取り壊しのほうを早期にやっていただきたいと思います。

以上をもちまして、熊野市議会第2班の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前地 林君） これにて第2班代表者、濱議員の質問を終了し、代表質問を終わります。

○議長（前地 林君） 午後1時まで休憩といたします。

（午前 11時 35分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○議長（前地 林君） 一般質問を続行いたします。

14番 前田桂之助議員。

（14番 前田桂之助君 登壇）

○14番（前田桂之助君） それでは、きょうは、最近、以前にも増して頻発している虐待問題について、特にその中でも、やり場のない怒りをすら覚える、何一つ抵抗できない乳幼児や高齢者等社会的弱者に関しての虐待問題を中心にお聞きいたします。

虐待問題と同じように、いじめ問題も大変深刻なことではありますが、同問題につき

ましては以前に当議会において取り上げられておりますことから、今回は虐待問題についてのみ聞きたいと思えます。

まず、第1点目です。本市において、虐待問題に対応する体制はどのように構築されておりますか、お聞きいたします。

第2点目です。本市及び周辺地域において、現在まで虐待やそれに類似するような問題は起きていないですか。いかがですか。

第3点目は、虐待を未然に防止するため、現在までどのような方策をとってきておりますか、お聞きいたします。

第4点は、不幸にも虐待問題が起こった場合の対処策などを市として策定しておりますか。いかがですか。

第5点目は、他の関係機関、警察や病院などの医療機関などとはどのような連携をとっておりますか、お聞きいたします。

とりあえず以上でございます。

○議長（前地 林君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長。

（福祉事務所長 室谷隆也君 登壇）

○福祉事務所長（室谷隆也君） 前田議員ご質問の乳幼児、高齢者等社会的弱者に対する虐待問題について、福祉事務所が担当している乳幼児についてお答えいたします。

1点目の虐待問題等に対する体制につきましては、市では熊野市児童家庭支援協議会を設置し、こども発達支援室、健康・長寿課、教育委員会、熊野警察署、紀宝警察署、紀州児童相談所の各部署が連携し、児童虐待の早期発見や保護などを行っております。

虐待通告を受けた際には、児童虐待防止法第9条の3により、介入権限のある紀州児童相談所を中心に、熊野警察署、健康・長寿課、教育委員会等と連携した対応を速やかに行っております。これまでに起きた案件では、虐待が疑われる親への指導や見守り体制を安全が確認できるまで続けることで、現在では安全が確保された状態となっております。

2点目の本市における虐待や類似の問題等につきましては、これまで命にかかわるような重篤な虐待は発生しておりませんが、虐待ではないかと通告された事案につきましては、平成26年度10件、平成27年度8件、平成28年度は11月末現在8件発生しております。内訳としましては、泣き声通告2件、ネグレクト4件、身体的虐待7件、心理的虐待

待11件などとなっています。これらの虐待者は、実の親や親の配偶者などとなっています。

次に、3点目の虐待の未然防止のための方策についてお答えいたします。

虐待の未然防止のため最も重要なことは、保護者に対する、虐待についての正しい認識の啓発です。虐待と一言で言いますが、人によりその認識には差があります。例えば、しつけと称してたたく、蹴ることは、たとえ一度でも虐待です。何日も同じ服を着せて不潔な環境に置いたり、夜、長時間、幼い子供だけを家に残したりすることも虐待に当たります。虐待は、特別な人だけが起こすことではありません。子育てに悩む保護者が、知らず知らずのうちに追い詰められてしまうこともあります。

健康・長寿課では、母子健康手帳の交付の際に、妊娠に対する思いや精神疾患などの有無、今後の生活への不安などを把握し、早期支援の必要な方の把握に努めております。

また、出産後から幼児になるまでの間の取り組みとして、母親が一番不安を抱きやすい出産後2週間目ごろに保健師が電話連絡し、育児への困り事がないかなどについても確認し、早期支援の必要性を把握するように努めております。

生後1カ月の乳児健診の間診票にも、お母さんの育児に対する不安や鬱の傾向がないかを把握するための質問項目を入れ、産後鬱の早期発見に努めています。

生後2カ月前後には、出産された全ての家庭へ、平成27年度は97世帯を対象とした赤ちゃん訪問を実施し、乳幼児の家庭環境の把握や発育状況、保護者の育児相談などに当たっております。

さらに、4カ月、10カ月、1歳半、3歳児の健康診査の未受診者には、電話連絡や訪問等を実施しております。

医療との連携では、育児不安のある方や子供への支援が必要な場合においては、本人同意の上で情報をいただき、出産後の早期支援に努めております。

こうした行政等による早期発見や啓発の次に重要なことは、ふだんからの周囲の皆さんによる見守りと、疑いの生じた場合の通告です。

児童虐待防止法では、虐待かどうかははっきりとわからない場合でも、発見した場合は周囲の住民に通告する義務があります。例えば、尋常ではない泣き声が継続して聞こえるなどした場合は、189番（いちはやく）へ電話をかけると最寄りの児童相談所につながります。この通告義務につきましても、一般の方にはまだまだ浸透しておりませんので、今後は広報や地元紙等を使って啓発に努めてまいります。

4点目の問題が発生したときの対処策につきましては、マニュアル等は定めておりませんが、厚生労働省の子ども虐待対応の手引き及び児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引きを基本として、紀州児童相談所の指示により対応しております。また、保育所、学校等でのふだんの様子から、虐待につながる可能性があるものについては速やかに児童相談所に通告し、関係機関と情報を共有して対応しております。

乳幼児の虐待については、養育環境、保護者の健康問題、子供自身の育てにくさなど、さまざまな要因が考えられます。養育能力等に課題のある家庭につきましては、保健師、ヘルパー等がその家庭を訪問し、指導、助言等を行っております。また、毎年11月を児童虐待防止月間として、オレンジリボンを象徴とした啓発活動を行うほか、高校生を対象とした思春期教育なども行っています。

5点目の他の機関との連携につきましては、冒頭でも申し上げましたが、通告や相談を受けた場合には、児童相談所を中心に警察署、関係機関等と連携して対応に当たっております。

また、虐待通告があった世帯については、完全に安全が確認されるまで関係機関とケース会議などを定期的で開催し、情報共有を図っているところです。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 健康・長寿課長。

（健康・長寿課長 松本 健君 登壇）

○健康・長寿課長（松本 健君） 前田議員ご質問の1の乳幼児、高齢者等社会的弱者に対する虐待問題について、健康・長寿課が担当しております高齢者について、①から⑤につきましてお答えいたします。

①の虐待問題等に対応する体制はどのようになっているのかにつきましては、高齢者虐待に関する家庭や民生委員等からの相談や通報があった場合につきましては、地域包括支援センターが主体となって対応を行っており、緊急の場合などには、夜間・休日においても、24時間いつでも職員に電話による連絡が入る体制を整えております。

対応の手順といたしましては、高齢者虐待等の連絡が入った場合は、まず、当課の職員が訪問などによって事実関係を確認し、状況の把握を行います。発生した虐待のケースによってかかわり方が大きく異なりますが、虐待を受けているご本人の状態によっては、警察への支援要請や緊急的に介護施設等へ保護を依頼するなど、関係機関と連携を図りながら対応を行っているところでございます。

②の本市や周辺地域において、これまで虐待やそれに類似する問題等はなかったのかにつきましては、当市では、平成27年度において7件の相談や通報が介護事業所や医療機関などからございました。その後の訪問調査等により事実確認を行った結果、1件が虐待を受けた、または受けたと思われたと判断し、高齢者ご本人を虐待者から分離を行う対応をとっております。また、残り6件につきましても、親族を含む関係者からの聞き取りを行い、虐待ではない、またはその事実の確認がとれないものとしております。

平成27年度における東紀州管内の2市3町の状況といたしましては、各市町への聞き取り調査から、相談や通報は26件、うち3件が虐待を受けた、または受けたと思われたとの結果となっております。

③の虐待の未然防止のためにどのような方策をとっているのかにつきましては、厚生労働省の資料などによりますと、虐待を受けている人も虐待をしている人も、その認識がない人が半数以上を占めていることから、虐待が周囲の人に気づかれにくいという状況にあると言われております。このことから、高齢者虐待の未然防止のための啓発を市民の皆さんに広く行っていくことが重要であると考えております。

防止のための具体的な取り組みといたしましては、認知症や長年にわたる介護疲れは高齢者虐待と密接な関係があることから、認知症講演会の開催、認知症カフェ事業、認知症サポーター養成事業や啓発物の配布などによりまして、虐待の発現要因や発生の抑制対応など、虐待に関する理解を深めるための啓発活動に取り組んでおります。

また、集落支援事業、元気見守り事業等の訪問型の見守り事業を通じまして高齢者のお宅を訪問した際には、状況の確認を行っていただいております。さらに、高齢者の親族を初め各地域の民生委員や医療機関、各事業所等との連携によりまして、何か気になるような変化があった場合には当課に連絡をいただく体制をとっております。

④の問題が発生した場合の対処策を策定しているのかにつきましては、厚生労働省が示しております市町村における高齢者虐待への対応と養護者支援についての指示に基づいて作成をいたしました虐待の対応手順を活用し、虐待が発生した場合には迅速で適切な対応ができる体制を整えております。

虐待などの疑いで緊急的な対応が必要と判断されたケースにつきましては、高齢者ご本人の安全確保を最優先し、虐待者から分離することを目的とした施設への入所措置や警察への援助要請、通報などを行います。

その後におきましても、高齢者や養護者の支援のため、各関係機関が連携して、介護

が必要な人に対してはケアプランの見直しを行います。また、認知症などによって判断能力が極端に低下した人については、成年後見制度利用の検討や、地域の皆さんや関係機関等によるさまざまな見守りなどの支援を継続して行っております。

虐待であっても比較的軽微なものとして判断されたケースにつきましては、状況に応じて当事者や関係者への指導や相談を行うこととしておりまして、当課の職員を初め地域の皆さんによる見守り、生活能力が低下している人については介護サービス利用などの支援を継続して行っております。

さらに、当市で発生した虐待の事例について、医師、弁護士、民生児童委員などによる関係者で構成された高齢者権利擁護委員会において検証を行い、今後における支援方法の改善や職員の虐待に対する意識の向上と体制の強化に努めております。

⑤の他の機関との連携についてにつきましては、先ほどもご説明いたしました虐待の対応手順をもとに、警察署、保健所、各施設等との情報共有と連携を図っております。

当市におきましては、現在まで生命の危険に直面するような重篤な虐待は発生しておりませんが、不幸にして高齢者虐待の事案が発生した場合においては、ご本人の生命と身体の安全の確保を最優先することを念頭に置いて、各関係機関が迅速に連携し、適切な対応に当たることとしております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 前田議員。

○14番（前田桂之助君） ただいまのご答弁を聞きますと、本市においては重大な案件は起こっていない、大変幸せなことだと思っております。しかし、今後起こらないという保証はありません。そのために、大変重複するかも知れませんが、何点か再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第1に、虐待問題の起こる原因でございます。これはいろいろありますが、大きなことが、幼児・乳幼児に関しては孤独家庭とか格差問題、人間性というようなことがございますが、まず、孤独家庭の問題について、福祉事務所のほうではどのような対策をとっておりますか。

○議長（前地 林君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 福祉事務所におきましては、平成26年度にこども発達支援室を設置しております。その中に女性相談員を配置しておりまして、母子家庭の悩みとかの相談を受けております。

○議長（前地 林君） 前田議員。

○14番（前田桂之助君） それから、本市においては何件かあるということですが、県のほうの発表によりますと、県のほうでの虐待相談は1,291件、その中で、この熊野市を含める東紀州、2015年度ですが、47件あるそうでございます。このことは、先ほど熊野市では7件、8件ということですが、それで正確なんですか。

○議長（前地 林君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 件数につきましては、先ほど壇上でも申し上げましたように、通告された事案につきましては、平成26年度10件、平成27年度は8件、平成28年度が11月末現在で8件となっております。

○議長（前地 林君） 前田議員。

○14番（前田桂之助君） 次に、虐待を未然防止するための方策ですが、るる答弁をいただきました。新聞報道等によりますと、例えば、28回も虐待の疑いがあるから家庭訪問したんです。行くたびに、そんなことはありません、ちゃんとしてますということで結局手を引いた。何日か何カ月後に亡くなったという事例があるそうでございますが、私、考えるのに、乳幼児、または高齢者でも認知症を患っている方、何も抵抗できない方の場合は、そういう疑いがあったら、1回目、2回目に関係機関と協議して、引き離すなり保護するなりするのが肝要やと思いますが、その点についていかがですか。

○議長（前地 林君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 乳幼児に関しましては、通告があった場合は、疑いがある場合でも、必ず児童相談所と事実確認を行っております。なぜ児童相談所と一緒に行くかということ、児童相談所には介入権限があります。ということで、一緒に行動をしております。

○議長（前地 林君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（松本 健君） 健康・長寿課におきましても、同じく訪問等によりましていろんな相談をすることとしておりまして、関係機関と連携をして対応するように当たっております。

○議長（前地 林君） 前田議員。

○14番（前田桂之助君） 問題が起こる前に、特にそういう社会的弱者の者に対する対応は迅速に行っていく必要があるんじゃないか、このように思っております。

次に、教育現場で、これは乳幼児じゃない、小学生、中学生のことですので教育長に

お伺いしますが、気づきリストとかいうようなことがあるそうですが、このことについてちょっと説明してください。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） お答えします。

議員ご指摘の学校での児童虐待気づきリストについてでございますが、児童虐待についての学校の対応といたしましては、平成12年に児童虐待防止法が成立し、学校及び教職員の役割として、学校及び教職員は児童虐待の早期発見のための努力義務が課されていること、児童虐待を発見した者は速やかに福祉事務所または児童相談所へ通告しなければならない義務が課されていること、児童相談所等の関係機関との連携強化に努めることなどが示されております。

学校での児童虐待気づきリストについてでございますが、平成28年11月18日付で、三重県教育委員会文書として各小・中学校、幼稚園に配付いたしました。

教育委員会といたしましては、教職員が児童生徒の様子や行動を見守る中で、学校での児童虐待気づきリスト等の活用も図りながら、関係機関と連携し、児童虐待防止に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（前地 林君） 前田議員。

○14番（前田桂之助君） 本日の質問の主体は、乳幼児及び高齢者等社会的弱者に対する虐待問題の対処方法をお尋ねしているわけですが、虐待問題は、乳幼児、高齢者だけじゃなしに小学生、中学生、幼稚園児もあると思います。そのために、今、気づきリストというのが学校教育のほうでやっているそうでございますが、もう1点、新聞報道を見ますと、おせっかいして虐待防止を早期発見して、見つけて、起こらないようにするというようなことが書かれておりますが、このことについて認識はありますか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 児童虐待とは、心的虐待、身体的虐待、性的虐待、育児放棄、心理的虐待等がございます。これを防止するために、おせっかいという視点は大変地域社会において有効な内容であると認識しております。とかく地域コミュニティーの人間関係、家族関係が非常に疎遠になりがちになっている昨今、気になったことを話し合う、訪ねて何かを届けに行く、または相談事を聞きにいくとかそういったことは、学校教育以外でも、乳幼児から高齢者までの虐待防止に有用な方法だと認識しております。

○議長（前地 林君） 前田議員。

○14番（前田桂之助君） 乳幼児なんかの場合は、そういう虐待の疑いが見られたということ、近隣の人が見た場合には、法律で通報せなあかんというようなことがございます。

ただ、小学校、中学校の場合は、そういうなかなか一概に通報するということできませんが、今後は住民も交えて、そういうような兆候があったら尻込みせずに相談したり通報したりするようにしていただきたいと思います、このように思っております。

次、4点目です。

本市における対処策は先ほど聞きました。虐待死した可能性が高いという人を病院が児童相談所に通報しました。ところが、自治体が検視をしたのは虐待死した中の1割しか検視をしてないそうですが、そのことについて、なぜそういうことになったか、もしわかったら教えてください。

○議長（前地 林君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（室谷隆也君） 本市においてはそのような事例は今まで発生しておりませんので、ちょっと中身については詳しくわかりません。

○議長（前地 林君） 前田議員。

○14番（前田桂之助君） なぜこの質問をしたかという、検証して今後起こらないようにするためにも、全部検視をする必要があると思ったから質問させてもうたわけでございます。

次に、高齢者の虐待も近年2倍になつとるそうですね。これは原因はどこにあると思いますか。

○議長（前地 林君） 健康・長寿課長。

○健康・長寿課長（松本 健君） 高齢者の虐待につきましては、今までも継続的に不幸にして発生していたと思うんですけども、近年、市民の皆さんや関係機関の意識がすごく高まったことで、いろんなケースについても取り上げていただくようになったこと、によって、発生もふえているかはちょっとわかりませんが、発見していただける、早期に発見していただいて、いろんな場面に出てきて、それを対処したことによって報道がなされているということで、発見していただく目がすごく広まったなというふうに私は感じております。

○議長（前地 林君） 前田議員。

○14番（前田桂之助君） 家庭での高齢者の虐待ももちろんありますが、現在、介護施設がたくさんございまして、皆さん一生懸命に頑張っておるとは思いますが、中には、例

えば、二、三カ月前に神奈川県で起こったああいう大きな事件も出ます。これは人間性にもよりますが、ぜひ行政と施設と警察等ほかの関係機関と協議して、そういう職員の教育等にも力を入れていただきたい、このように思っております。

聞きたいことがたくさんございますが、まず、これもある新聞に載っておった話でございますが、今、少子化が進んでいます。だから、出生率を1.8に上げるとかいうことで、いろいろな、国・県・市も含めて施策を講じておりますが、その新聞によりますと、出生率も大変重要ですが、こういう乳幼児のいじめ問題を解決して、楽しく安心して暮らせる社会をつくるほうが先じゃないかというような論調の報道も見ました。

何度も申し上げますように、全く防ぎようのない乳幼児、抵抗手段を持たない乳幼児また高齢者の方々に対して、地域、それから行政、お互い協働して、みんなが安心して楽しく暮らせるような社会になることを望んで、質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（前地 林君） これにて前田議員の一般質問を終了いたします。

○議長（前地 林君） 午後1時45分まで休憩いたします。

（午後 1時 31分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 45分）

○議長（前地 林君） 一般質問を続行いたします。

2番 端無徹也議員。

（2番 端無徹也君 登壇）

○2番（端無徹也君） 通告に従いまして、議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。2番、端無徹也でございます。よろしくお願いいたします。

けさ、私の住む飛鳥町では初めてだと思います。マイナスの気温の表示がされて、庭先に薄氷が張って、いよいよ寒さも本格的やなと思うとともに、自分が住んどる町がこういうふうな季節を感じられるというのはいいことだなと感じた次第でございます。それにも関連したような質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1項目めについてですが、熊野市内の学校給食についてということで質問させていた

できます。

学校給食の現状について、先般、県内の自治体においては、2日ほど給食を停止するかもしれないという報道が大きくされて、その後、それが解消されたという報道も知ったところなんですけれども、あの報道を見たときに、本市熊野市では、おおむね100円給食というのが子供の支援でということでやられているという中で、ふと単純にですけれども、うちがおおむね100円給食をやっている中で、食材の調達やそういったことを含めて、費用的に野菜の高騰とかこういったことが取り沙汰されてる中で、果たしてうちの市では大丈夫なのかというのが1項目めの大きな質問材料になります。

1項目めの中のさらに1つの質問は、現在の学校給食、各校でいろいろな形でされていると思うんですけれども、その状況について教えていただきたいと思います。

2項目めが、その給食について、熊野市の取り組みでは、先ほど申しましたように、おおむね100円給食というのが実現しておりますが、今回のような、県内の自治体で一部報告されたようなそういった事態に、いわゆる学校給食を停止せなあかんような事態が起こり得る可能性はどうかという点について、まずはお聞きをします。

それを聞いた後、その学校給食の食材についてということで、地元調達、いわゆる熊野市というくくり、もしくは最低でも三重県というくくりで、その食材などは地元調達をどのようにしてるのかなという現状について教えていただきたいと思います。

加えて、その食材の地元調達の割合をふやすための努力されてる点ですとか、そういった成果などを教えていただきたいと思います。

まず、1項目めについて、よろしくお願ひします。

○議長（前地 林君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

○教育長（倉本勝也君） 議員ご質問の1項目めの熊野市内の学校給食についての1番目、現在の給食について各学校で実施されている状況についてお答えします。

熊野市では、現在、小学校9校、中学校7校の合計16校あり、全ての学校において給食を実施しております。

方式としましては、自校で調理する自校方式が11校、2つの共同調理場で調理されるセンター方式によって実施している学校が5校です。

次に、2番目の、給食について熊野市による取り組みでおおむね100円給食を実施し

ていますが、他の自治体で一時間問題となったような状況に陥ることはないのかについてお答えします。

本年度、熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、保護者負担を軽減するための助成を行い、現在、給食1食当たり保護者負担はおおむね100円となっております。議員が懸念されているように、他の自治体で野菜の高騰により一部給食の実施を中止するという報道がありましたが、11月10日の校長会において、食材の価格高騰による一部給食の中止という措置は行わないよう指示したところでございます。

議員ご質問の2項目めの給食の食材についての①、食材について地元調達をしている状況についてお答えします。

教育委員会では6月に、市内小・中学校児童生徒の約70%を占める5校において地場産物活用状況調査を行いました。これは全食材数に占める地場産物の割合を調べたものです。その調査の結果、全食材のうち県内産は44%、そのうち11%は熊野市産という結果でございました。

次に、2番目の食材について地元調達の割合をふやすための努力や成果についてお答えします。

現在、市内の各学校及び共同調理場は、食材を地域の小売店を初めとした業者に発注しており、食の安全・安心の視点や農水産業振興の面からも地元産の食材を優先して調達するようお願いしております。10月から11月にかけては、農業振興課やふるさと振興公社の協力もいただき、本市の特産物である新姫を学校給食に活用するなど、少しずつ成果を上げております。今後も、栄養教諭が献立を作成する際には季節に応じた旬の地元食材をなるべく取り入れ、地元調達を心がけていきます。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

熊野市内においては、給食は中止することのないように進むであろうという報告は、一つ安心材料となっております。ありがとうございます。

また、食材の調達率が県内産44%ということで、そのうち熊野市が11%という報告も、これまた詳しい資料として、この後直接いただきたいのですけれども、この食材の調達について、もう少しお話をさせていただきたいと思っております。また、私の提案なり考えについてのお答えもしていただきたいと思っております。

この44%が、じゃ、調達率として高いのか低いのかといえば、せめて6割ぐらいがいい

いわゆる県内産、その県内産のうち10%が熊野市産ということで、この割合をせめて6割のうちの半分の30%ぐらいに上げられないかなというふうに感じております。

というのは、今、教育長の説明においても、新姫を学校給食に出してという、こういう取り組みはぜひぜひ継続的にやっていただきたいなと思う一方、先月、私、保護者として、自分の小学校の学校給食を食べられるというイベントというか、お金払ってですけども、行ってきました。

そのときに、もちろんほかの保護者も集まって、子供たちが食べてる学校給食をいただいたんですけども、そのときのメニューが親子丼、キャベツのサラダというメニューでした。もちろんおいしくいただいて満足して帰ってきたわけなんですけれども、一方で、こういうときにこそ地元の、いわゆる地元産、三重県産、もしくは熊野の産物が出ておれば、何かもっと、ああ、子供たちがやっぱり地元のものをおいしく食べているんだなという認識になったのになというふうに感じました。

もちろん、いろんなやりくりがあって、そういうのに合わせてやる難しさというのも承知した上ですけども、まずはこういった少しの取り組みから、県内産もしくは熊野産の食材を調達していくというのが大事なと思います。

それで、先ほど新姫のほうも言われたんですけども、熊野市の食べ物で有名なものは何ですかと聞かれたら、例えば、私の場合はミカンというのが出ます。次は水稻、米ですね。米とかって出ますね。魚、出ますね。熊野市が新姫とともに強く打ち出してる熊野地鶏、これ値段としては大変高いものですけども、熊野地鶏なんかが出ます。これも熊野市が一生懸命後押しをしていただいているアカオオバタカナ、いわゆるめはりずしのタカナですね、こういったもの。小船とかふるさと公社でつくってる梅干し、五郷とか山間部で局地的につくられてるカブラナ、あるいはお茶、これもやぶきた種ではない、どちらかという台湾の原種に近いようなお茶ということで、こういったあたりも熊野市で有名なというか、身近なというところいうふうに出ますね。

幾つかそういったものが、やはり定期的に数を調達したりとか、いろんなハードルはあろうかと思うんですけども、今言ったような食材が給食に並ぶことはないのかなと、並ぶような取り組みをしてもらえないかなと。せめて、16校実施している中で、センター方式と自校方式とある中で、1校、2校そういうモデル校をつくって、地元調達、こういった調達を進められないかなというふうに素人ながら感じるわけですけども、その点について、今言ったような食材を含めて、教育長のほうはどのようにお考えでしょ

うか。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 議員がおっしゃるように、地元産のもので給食をつくって子供たちに食べさせる。一番好ましい方向であるとは思っております。一方で、安心・安全なものを安定して安価で使っていかなければならない。なおかつ鮮度についても問題になってまいります。

議員ご指摘のモデル校を決めて行っていくことは、取り組みの方向性としては非常に意義のあることと認識しております。一方で、市内の各共同調理場においては、1カ月のメニューを作成して、献立を計画的につくっております。そして、保護者に1カ月分の献立表を配布しております。モデル校を決めて取り組んだ場合、年間を通じて数量的に安定して供給されるかという点での心配な面も若干はございます。

現在、各学校において、価格や安定供給といった面で三重県産や熊野市産ではどうしても補うことのできない食材もありますが、できる限り食材の調達率を上げていく方向で取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、子供たちの食の安全を第一に考えて、全ての学校で地産地消をさらに進めてまいりたいと考えております。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

ほかの自治体の事例を今回広く調べたところ、やはりモデル校のような指定でやっているとところもあるし、自治体として、食育という観点からも、そういう自給率を6割もしくは5割にしようということで行われてる先進的な自治体もありました。農家さんとかと保護者とか一体になってそういう運動をされている地方自治体もたくさん見受けられました。もちろん、調達に対して、基準を満たしたものが数を含めて調達できるかどうかというのが非常に大きな問題とは思いますが、ぜひ、挑戦するというのも大事かなと。

例えば、先ほど言いました米とかミカンについては、熊野市を代表する中山間地域も含めて、海岸部も含めて広くやられている一つの食材だと思いますので、そういったミカンですとか米なんかは三重県産でなく熊野産で食卓という子供たちの給食に上るようなことは率先してやっていただきたいなと思うんですけれども、この辺は要望として検討していただくなり議論していただきたいなと思うことで、特にこの点については答

弁は要らないんですけれども、この項目について1点お聞きしたいのが、先ほどから安心・安全を担保するためにというふうに教育長が言われているんですけれども、では、現状の食材について、何をもって安心・安全が担保されていると認識されているのか、この点についてだけお答えください。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） こちらに熊野市木本学校給食共同調理場食材納入仕様書というのがございます。その中には、安心・安全を担保する第1番目として、例えば、国内産であるということとか、地元産であるということとか、病虫害、腐敗、傷または空洞がないこととか、葉物類は特に害虫の付着、葉面に斑点がついていないことといったようなことで、仕様書として業者に示しております。

また、自校方式の学校においては、地元産のものが安全であるということをまず考えておりまして、納入に努めておるところでございます。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

安心・安全が、そういったいわゆる取り決めによって進められているというのはよくわかりましたので、一方で、やはりその点を見たときに、十分、地元でもいわゆるモデル校のような形で決めて進められるのではないかなというふうにも感じた点でありますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいなと思ひまして、その提案をさせていただいて、1項目めは終わらせていただきます。

2項目めに入らせていただきます。

これもまた教育の質問なんですけれども、学校現場で取り組まれている熊野市の地域性の学習機会についてということで、熊野市といっても、海岸部、山間部、中心部と、広くいわゆる集落が点在して、その集落ごとに各地域の文化・伝統とか慣習などがあります。私が住む飛鳥町にも、飛鳥町の神社のお祭りを中心に、年間いろんな行事がされていたりとか、またはこの飛鳥町にしかないような、またそれぞれの地域にしかないような文化・伝統などが慣習として脈々と受け継がれております。そういったことが、例えば現在の学校現場において、各校でどのような形で実施されているのかという状況をお聞きしたいなと感じました。

というのは、やはり世界遺産に登録されて、世界遺産に登録されるということが実はすごいことなんだというのは、改めて、世界遺産に登録された日本国内の遺産を見ても、

また世界の遺産を見てもそういったことを感じるわけです。

一方で、この熊野古道を初めとする紀伊山地の霊場と参詣道というのが、こういう精神性をもって登録されたというところも含めて、こういったことも含めて、地域独特の文化・伝統、慣習はどのような形で今の学校現場でされているのかというのを、全部お答えいただくと時間かかりますので、そのうち、教育長のほうがこれはすごいことをやっているんだというのを二、三教えていただきたいなと思いますので、その点についてよろしくをお願いします。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

○教育長（倉本勝也君） 議員ご質問の2項目め、学校現場で取り組む熊野市の地域性の学習機会についての1番目、地域性豊かな熊野市内の文化・伝統、あるいは慣習などについて、現在、学校現場において各校で実施されている状況についてお答えします。

現在、市内小・中学校では、各教科、特別活動、総合的な学習の時間の中で、地域の自然遺産や文化遺産、文化・伝統などを学ぶ機会を設けております。また、学んだ成果をまとめたり発表するなどの取り組みを行っております。

小学校では、昨年度8年ぶりに改訂した社会科副読本「わたしたちの熊野市」を活用し、主に3、4年生が、地域の産業などとあわせ、昔の仕事と人々の暮らし、まちなに残る古いものや郷土を開いた人々など、熊野市の歴史や伝統、文化などについても学んでいます。また、小学校高学年と中学生については、「子ども文化財読本」を通じ、熊野市の歴史的な歩みと文化財について学んでいます。

小・中学校のこのような取り組みを通じ、地域の方々の協力を得ながら、先人が残してくれた歴史的な価値を学ぶとともに郷土に対する誇りと愛情を育て、大切に受け継ぐことにつなげていかなければならないと考えております。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。8年ぶりにそういった冊子が復活されて、小学校の3、4年生で学ぶというのも、これはもうすばらしいことだと思いますので、継続してやっていただきたいなと思います。

一方で、やはりもっと地域に即したような、そういう文化・伝統とか慣習というのはさまざまあります。例えば、海岸部でいえば、漁業一つをとってもさまざまな漁法があ

ったりとか、季節によってのとる魚の漁法であったり、とる魚の種類が変わってきたりもしてると思います。山間部におかれましても、また違った営みというのがあると思います。

何でこんな質問をするのかというと、やはり、きょう代表質問させていただいた中で人口動態の話をしたときに、どんどん減ってるんですね。例えば、子供の世帯もそうですし、老人の世帯も2020年を境に高齢者といわれる人たちもどんどん減っていく。少なくなりつつあるこの熊野市の人口をどうとどめるかという施策としては、いろいろお話を聞かせていただいて、その点については我々議会も議員も含めて市民一丸となって取り組まなアカンなという気にはなっとるんですけども、やはり教育の面において、地域性をより深く知るといふ機会をきちっと設ける。時の校長先生とか、時の先生とかの興味・関心でやられて、その先生がかわっていったら、校長先生がかわっていったらおしまいですというのではなくて、誰もが、例えば熊野市に在籍する児童生徒にとったら、例えば熊野市のミカンについてはどんなふうになって、どんなふう to 消費者に送られるのかとか、例えば漁業にしても、林業にしても、立ってる木々がどのように製材されて消費者のもとに行くのかぐらいは、やはり第1次産業をまだまだ後押ししていかないとけないこの熊野市においては、そういった現場が一番学習できる機会という、やはり教育現場でなかろうかと思ひます。

一方で、先ほど言いましたように、世界遺産のようなこういったすばらしい財産を広く熊野市の子供たちが知るといふのは、やがてはふるさとへの誇りにつながるんじゃないかと思ひますし、余り産業のない、これといつて大きな目玉のない——取り出せばたくさんありますけれども、そういった人の集まるこが余りない中で、やはり心豊かに暮らすといふことをどう教育現場で教えていくか。

もちろんそれは釈迦に説法になりますし、僕のような素人が余りおこがましく言うものではないと思ひながらも、やはり熊野市に住む幸福度を高めていく、そのために子供たちにこういった熊野市のいい地域性なり慣習を教えるといふのは、もっともっと、もちろん学力向上のための機会も必要ですけれども、心豊かにといふ点においてはもう少し機会を持ってもらってもいいんじゃないかなと感じますので、その点について、1つ疑問として湧くことは、例えば、そういったような熊野市のことを学ぶ機会といふのを教育委員会のほうから各学校に、もっとカリキュラム的に組みなさいよといふことで系統立ててそういったカリキュラムとして組むとか、そういったことはできないもの

为什么呢。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 教育課程におきましては、1週間に社会科を何時間とか、文部科学省によって定められております。ただし、その内容の扱いについては、ある程度弾力的な運用ができます。できる限り地域教材を使った学習ということも可能でございます。

今、県教育委員会がグローバルという言葉をよく使うことがあります。世界的な視野を持って地域に生きる子供の育成という視点でございます。国際社会の一員として生きる日本人として、まず地域のことを知っていくということは非常に意義のあることであり、大事なことであると思っております。

現在、教育委員会がつくっております歴史文化財読本なんですが、活用率が余り上がっていない現状がございます。こちら等をもっと学校現場で活用するとともに、地域教材、または地域の人材を外部講師として活用するなど、進めてまいりたいと思っております。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

教育長からグローバルという言葉が聞けたというのは、私にとっては非常にうれしいというか、まさにそこだと思います。三重県もそうですし、日本の動向もそうですし、インバウンドで海外からたくさん観光客をふやそうという取り組みが、この熊野市においても三重県においても、日本においてもされてます。

そういった中で、やはりこの土地に住む者が、自分たちの地域のよさなりすばらしさというのを教育現場でより深く——先ほど、読本が余り浸透してないという点は、やっぱりそうだったのかという残念な点もあるんですけども、こういったところにやっぱりもっと力を注いでいただいて、自分たちが住んでるまちがすばらしいと、ただ単純にこれを向上させたいなと感じてますので、きょう私が質問したのは、学校給食にしてもそうですし、今の質問でもそうですけれども、やはり自分の住んでるまちのすばらしさを知る機会というのは、大きくやらなくても、小さいところから、今おる人たちで十分事足りて学ぶことができるのではないかなと感じます。

最後に、市長にぜひ伺いたいなと思うのは、市長も海外の経験もあって、海外での研さんもした中で、これから外向きに人を集めたいなという今の大きな世の流れに並

行して、やはりこの地に住む子供たちにどのような、どのようなというか、地域性とか、こういう文化・伝統、慣習をもっと知ってもらふ機会というのは、市長のお考えとしてどうなのかというのを最後1点聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） きノウ、小学校6年生の、抽せんで選ばれた5名の方がソレントに出発するに当たって、激励会をさせていただいたところでございます。きノウはそういう発言はしなかったんですが、いつも思うことは、やっぱり海外に行って日本や熊野市のよさがわかるということがありますと。ですから、向こうでいろんな体験をしていただくことが大切ですよというようなことも申し上げてきているところでございます。

一方で、じゃ、熊野市のよさって何だということになると、議員がおっしゃられるように、この地域の歴史であるとか祭りであるとか風習であるとか、そういうことを知ってるか知ってないかによって、そのよさ、違いというものを認識できるかどうかが大きくかかってくるわけでございます。

一方で、総合計画の中にも、私自身が手を加えた言葉として、やはり市民の皆さん、これは子供たちも含めてという意味ですが、やっぱり自分の住む地域に対して誇りと愛着を持っていただきたいということで、そういう言葉も書いております。それはやはり、誇りと愛着というのは、我々のルーツはどういうところかということがしっかりとわかっていなければ、他の地域に対して自信を持つことができないわけです。

そういう意味では、議員が言われている地域性の学習の機会をできるだけ多く持つというのは非常に大切なことではないかなというふうに思いますが、私は、教育のカリキュラムそのものは詳しくはわかりません。ただ、総合教育会議においていろいろと話をする中で、今、学校教育、カリキュラム、非常にいっぱいになってるということもございます。

ただ、そうは言っても、総合学習の時間等において熊野古道を歩く機会も、たしか小学校5年生で持っていたらいいんじゃないかと思いますが、なるべく機会を見つけて、実際にそういう熊野古道を初め、この地域のいろいろな文化や伝統に触れる機会を多く持っていただくことは、教育委員会だけじゃなくて、地域における取り組みとしても、市としては進められるものであればぜひとも進めていきたいというふうに思ってます。

○議長（前地 林君） 端無議員。

○2番（端無徹也君） ありがとうございます。

ぜひ、今、取り組まれてることを、これは教育長に最後提案として、答弁は要りませんけれども、お願いしたいのは、今取り組まれている、この地域性を学ぶ機会を各学校で取りまとめたものを例えばセンターで誰もが市民が見られるような機会をつくっていただいて、そういった各学校で取り組まれてることを広く市民に知ってもらう機会、これが、子供たちが学ぶだけでなく、広く市民が知る機会としてこういったことも今後設けてもらったらなと思いますので、今、市長が言われたように、やはりふるさとへの誇りを持ったり、心豊かにこの熊野の地域で暮らせるということが、やがてもしかすると人口流出の歯どめになるかもしれないし、一度出ていった人が戻ってくるきっかけになるかもしれないということで、ぜひとも、今、学力向上で本当に頑張っていただいている中だとは思いますが、そういった地域性を知るということを学校教育のほうでもやっていただきたいなという提案で、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（前地 林君） これにて端無議員の一般質問を終了します。

○議長（前地 林君） 午後 2 時 35 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 18 分）

○議長（前地 林君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 35 分）

○議長（前地 林君） 一般質問を続行いたします。

1 番 川口朋議員。

（1 番 川口 朋さん 登壇）

○1 番（川口 朋さん） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。川口朋です。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、大きく 2 項目でございます。1 項目めは、子どもと高齢者の交通事故防止対策について、2 項目めは学校教育に関してでございます。

それでは、1 項目めの質問をまいります。

平成 28 年、年末の交通安全県民運動が 12 月 1 日から実施されております。

運動の重点は、子どもと高齢者の交通事故防止、横断歩道における歩行者優先の徹底、

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底と、飲酒運転の根絶です。その中でも、本日は子どもと高齢者の交通事故防止について質問いたします。

安心・安全なまちづくりの条件として、交通事故の減少は進めなければならない課題の一つであります。本市の高齢化率は41%を超え、超高齢化社会に対応した、さまざまな制度や仕組みなどの見直しが求められます。

一方、全国的に高齢ドライバーによる死亡事故が相次いでおり、この10年間で全体が減少傾向にある中で、75歳以上の事故の割合は7.4%から12.8%に上昇しております。

本市においても、今後さらに高齢化が進む中で、高齢者の交通事故が増加していくのではないかと危惧するものであり、交通安全対策は重要です。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目、本市の交通事故の推移について、また、どのような事故が多いのかお伺いします。

2点目、子どもと高齢者の交通事故防止について、どのような取り組みをしているのかお伺いします。

3点目、運転免許証自主返納状況についてお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

○市民保険課長（仲 俊光君） 川口議員ご質問の1点目の子どもと高齢者の交通事故防止対策についてのうち、1項目めの①、本市の交通事故の推移について、またどのような事故が多いのかについてお答えします。

現在、三重県内では交通死亡事故多発非常事態宣言が16年ぶりに発令されておりますが、本市では幸いにも平成27年11月以降、交通死亡事故は発生しておりません。

近年の本市での交通事故の発生状況は、平成25年は人身85件、物件442件、平成26年は人身56件、物件407件、平成27年は人身49件、物件388件、本年10月末現在で人身27件、物件308件となっており、減少傾向となっております。

また、どのような事故が多いかにつきましては、本市においては追突事故が多い状況となっており、ことしに入ってからはい出会い頭の事故が多い傾向にあると伺っております。

年齢別による交通事故につきましては、三重県内での65歳以上の高齢者による人身事故については、ことし11月末現在で7,407人中1,140人で15%となり、本市では38人中8人で21%となっております。

②の子どもと高齢者の交通事故防止についてどのような取り組みをしているのかでございますが、まず、子供と高齢者を含めた市における交通安全対策といたしましては、警察署や交通安全協会、各種団体と連携し、四季の交通安全運動において、子供と高齢者の交通事故防止、横断歩道における歩行者優先の徹底、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転根絶などを重点目標として、街頭や商業施設等での交通安全対策の啓発活動を実施しております。

また、道路施設整備、交通安全教育の推進、指導、取り締まりなどについて、各道路管理者、警察署、交通安全協会等、関連機関により交通安全連絡会議を年に一度開催し、関係機関と連携、協力しながら交通事故防止に取り組んでおります。

そのような中、1つ目として、子供の交通事故防止対策では、警察署や交通安全協会、学校や保護者の皆さんとともに街頭指導や、学校安全ボランティアの皆さんにより、毎日子供たちの登下校における安全の確保と見守り活動を行っていただいております。そのほかにも、子供見守り隊により、パトロールによる活動も実施していただいております。

また、警察署や交通安全協会とともに各学校を訪問し、交通安全の講話や正しい自転車の乗り方を指導する交通安全教室などを実施しております。中学生の交通安全対策といたしましては、通学用自転車のヘルメット購入費用の助成や反射材の配布を行っております。

新たな取り組みといたしましては、熊野市交通安全都市推進協議会、交通安全協会により、手づくりの新姫イラスト飛び出し注意看板を作製し、全児童により色塗りを行っていただき、通学路の安全確保や交通安全意識の高揚を図ることを目的に、通学路の横断歩道に設置するところでございます。

次に、2つ目として、高齢者の交通事故防止対策では、高齢者サロン等において、最近での交通事故状況の形態を報告し、交通安全対策についての交通安全講話を行っており、夕暮れどきや夜間の外出をする際の反射材着用を周知徹底するため、反射材の配布を行っております。

次に、③の運転免許自主返納状況についてでございますが、平成10年の道路交通法の改正により制度化され、身体機能や判断能力の低下により運転に不安を感じる方などが、

自主的に運転免許証の取り消しまたは一部取り消しを申請できる制度でございます。

三重県内の運転免許自主返納状況については、平成25年は1,127件、平成26年は1,592件、平成27年は2,199件、本年10月末現在で2,336件となっており、年々増加傾向となっております。

熊野警察署管内の運転免許自主返納状況につきましては、平成25年は16件、平成26年は21件、平成27年は12件、本年10月末現在で16件となっております。熊野市内の交通事故件数は年々減少傾向となっておりますが、現在、三重県内では交通死亡事故が多発していることから、警察署を初め交通安全協会、関係団体の皆様と協力し、交通安全への啓発活動等を一層強化しながら、交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

本市においては、昨年と比べると交通事故は減少しているということではありますが、死亡事故などは起きていないものの、死亡事故につながるような重大な事故は起きております。また、私も調べましたところ、三重県全体としては11月に非常事態宣言が発令されております。より一層取り締まりを強化していくと聞いております。

県のデータを調べてみますと、三重県全体、人身事故の特徴としましては、やはり死亡事故、人身事故ともに昼間のほうが多発しておりまして、そのうち、原付以上の第一当事者、車両運転者の事故原因では、悪質・危険違反によるものが、人身事故が10.6%に対し死亡事故では27.3%と高い割合で発生しております。また、シートベルトの着用状況は、負傷者の着用者率は95.6%であるのに対し死者の着用者率は60.0%と低くなっております。シートベルト着用の重要性がわかります。

自動車の第一当事者の年齢層別の人身事故の構成なんですけれども、30代が17%、40代18.3%、50代13%、そして高齢者が19.1%となっております。ただし、高齢者と一くくりにされておりますけれども、高齢者というのは年齢幅が広くて、65歳以上の方から全てが高齢者に入るため、細かく見ると、実際は60代は13.1%、70代が8.3%、80歳以上が3.5%となっております。

死亡事故のほうも、同様に、30代が11%、40代23.9%、50代14.1%、そして65歳以上の高齢者26.8%ですが、細かく見ると、60代、70代ともに14.1%、そして80歳以上

が2.8%となっております。

数字ばかりでわかりにくいと思いますが、要するに、65歳以上のドライバーを一くくりにすると高齢ドライバーの事故率はふえますが、実際、年齢層別で比べると40代が最も多くなります。

一方、歩行者の人身事故の割合は、15歳以下が42.3%に対し、30代、40代、50代はゼロ%、65歳以上の高齢者は46.2%になります。また、死亡事故の歩行者は高齢者が83.3%を占めております。このようなデータから、報道では高齢ドライバーによる死亡事故ばかり取り上げられておりますが、交通安全対策は、子供から高齢者まで、今まで以上にしっかりとやっていかないといけません。

2点目の子どもと高齢者を含む交通事故防止対策についてですが、日ごろから交通安全のための巡回・啓発活動を推進していただき、本当にありがとうございます。また、登校時には子供たちの安全を毎日通学路に立って守っていただいている地域の方々、本当に感謝しております。

全国では、子供たちはしっかりと交通ルールを守っていても、通学途中の子供たちの列に車が突っ込んできて、大人の運転ミスなどで被害に遭うケースを最近よく聞きます。本当に悲しいことです。このような悲惨な事故が起きないためにも、対策が非常に大切です。

本市では、交通安全講話を高齢者サロンで実施していただいております。まさに本日、先ほどまで育生町であったと、予定されていたと思います。

今年度は高齢者サロンでは、確認したいんですけども、何カ所、そして何名の方が参加されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） 今年度におけます高齢者サロンでの交通安全講話の開催回数につきましては10回、参加された方につきましては約400人でございます。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

では、子供たちにもそういった講話をしていただいているということだったんですけども、そういった高齢者以外の方、サロンに参加していない方、30代、40代の人たちというのはどうなってるのかお伺いします。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） 年4回の四季の交通安全運動におきましてしっかりとした啓発活動を行っておりますほか、あと、商業施設等におきましても、駐車場での出会い頭の事故も多いといったこともありまして、そうしたことの注意を呼びかけるチラシ等の配布、啓発活動も行っております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） なかなか、働き盛りの方たちなので、そういった講話を受けてもらうというのは難しいと思うんですけども、交通安全対策にはもうもっともっと力を入れたほうがいいと私は考えます。

私も毎日車を運転いたしますけれども、運転するときは常に気を張っている状態です。特に市街地では、歩行者が横断歩道を渡らずに道路を横断する人が非常に多いです。そういったところや、子供たちの登下校の安全ですね、今、下校時は暗くなっていますので、自転車や身の回り、かばんや靴とか、そういったところに反射材をつけるなどの徹底をきちんと指導していただきたい。配るだけじゃなくて、本当につけてるかどうかなどいうのを——現在、中学校に入りまして自転車通学、それで入学した1年生の子はつけていない子が多いと思いますので、そういったところもしっかりと指導していただきたいと思います。

反射材を配るなどされていますけれども、来年度どういった対策をしていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） 春の全国交通安全運動の期間中に、中学校の自転車通学生徒の皆さんを対象といたしまして、自転車安全利用指導を熊野警察署、それから交通安全協会と連携して行っているところでございます。

自転車にスポークリフレクター、いわゆる反射材、反射するようなものなんですけれども、これがついていない自転車につきましてはその場で取り付けを行いまして、しっかりとした指導を行っておりますほか、同時に反射たすき、反射バンドを配付して、通学生に対して反射材の着用推進の啓発を行っているところでございます。

また、同様に、高齢者サロンにおきましても反射たすきをお配りして、安全を呼びかけているところでございます。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。引き続き指導をしていただきたいと思

ます。

では、3点目の運転免許証自主返納状況についてであります。

現在、75歳以上の方は、3年ごとの免許更新の際、認知機能検査が義務づけられております。来年3月に改正道路交通法が施行されます。これはどのような制度なのかお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） 来年、平成29年3月12日から施行というふうに伺っておりますけれども、認知機能検査というものを免許証の更新時に行うほか、あと臨時的に、例えば事故を起こしたような場合に臨時的に行う検査ということで、その場合、その認知機能検査をクリアしなかった場合、医師の診断を受けていただくということになっております。この医師の診断の結果、返上されるといったケースも全国的にはあるようでございます。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。認知機能の衰えは自覚しないまま進むと言われておりますので、検査の機会をもっとふやす方向だというふうに理解しているところでございます。

ですが、この地域、車がない生活なんて考えられない。この言葉は、まさに本市の地域性の核心を突いた言葉だと思います。しかし、高齢化率の進展に伴い、高齢者の交通事故が増加の一途をたどっている昨今、県でも運転免許の自主返納を呼びかけておりますが、なかなか定着していない状況だと聞いております。

運転能力が衰え、運転に支障を来してしまうのは確かに危険です。ですが、移動手段を奪われてしまったら、日々の生活をどうすればいいのか。外出する機会が減り、孤立してしまうと心配する声もあります。一方で、判断力の衰えなどから車を手放そうか悩んでいる方や、もう運転はやめてほしいという、そういう家族もいるのではないのでしょうか。

運転免許を自主返納するかどうか考えている方の中には、身分証明書がなくなってしまふことが心配ということがありますが、その際の手続の方法など、教えてください。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） 確かに、運転免許証を返納して車を手放してしまうといえますと、交通手段の確保といえますか、そういった不安を訴える方がいらっしゃるわ

けでございます。そうした対策といたしまして、もちろん自主返納を促す啓発活動の取り組みといったものが必要なわけでございますけれども、そのためにも、交通手段の確保ということについて、市の乗り合いタクシーのほか、本年度になりましてから山間部のほうでもNPO法人による輸送サービスということが始まりまして、これで市内全域で、例えば自宅から公共施設、あるいは医療施設、商業施設といったところまで利用できるということになりましたので、今後はそういう交通施策の関係課とも連携しまして、あわせてこういった交通手段の確保といったことについて周知してまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、免許証を自主返納しましてから5年以内であれば、そういった方が警察署、交通安全協会のほうに申請いたしますと、運転経歴証明書というのが発行されます。この運転経歴証明書といいますのは、顔写真と、それから氏名、生年月日、住所が記載されておりますので、免許証にかわる本人確認、公的認証として使うことができるわけでございます。

今のところ、そういう特典といたしまして、そういった本人確認としても使えるということのほか、あと、三重交通のほうで、定期券の割引がありますセーフティーパスというものがございます。ただし、市の自主運行バス、それから高速バスというのは対象外ということでございますが、今のところ、県内ではこういったこの三重交通の定期券の割引券があるということでございます。

県内での特典というところのセーフティーパスのみでございまして、県内の自治体では独自に返納者に対する特典制度というのを設けているところはございませんけれども、こういった全国の事例等も参考にしながら、今後の検討課題として関係機関とも協議してまいりたいというふうに存じております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

乗り合いタクシーの話も今、していただきましたが、ちょっと後ほどそれは質問させていただくこととしまして、運転経歴証明書、実際に私は見たことがないんですけども、インターネットなんかで見ますと、運転免許証と本当によく似ておりまして、期限も無期限になったということから利用しやすくなったと聞いています。発行する際、手数料が必要ですけども、ほかの自治体では手数料の助成を実施しているところがあります。

本市では、今後、手数料の全額助成というのを実施することをやってみてはどうかかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） 手数料として1,000円必要ということでございまして、件数的にも現在まだ少ないわけなんですけれども、自主返納される方がふえてきた場合、今後、そういった面も含めていろいろ考えていく必要があると考えております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。自主返納する人が何百人もいるわけではないので、よろしくお願ひしたいと思います。

やっぱり車がなくても不自由なく生活ができるような、高齢者に優しい交通環境の整備をさらに進めていかなければなりません。

そこで、乗り合いタクシーなんですけれども、10月からエリアも拡大されて利用しやすくなったと聞いています。さらに充実を図るために、検証とか見直しというのは今、行っているのでしょうか。

○議長（前地 林君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 乗り合いタクシーにつきましては、議員ご指摘のとおり、この10月から市内全域で、NPO法人の交通空白地有償運送とあわせまして、デマンド型の交通サービスが市内全域で受けられるという、県下でも他にないような取り組みをしているところでございます。

検証しているかというところで、今の利用状況を少し申し上げますと、市街地の乗り合いタクシーでは、本年4月から11月までで約8,400人の方に利用していただいております。まして、同期間の対前年、平成27年度と比べますと約6割ぐらいふえております。さらに、平成26年度の同期間と比べると2.5倍にふえております。山間部でも、西山地区におきましては昨年度と比べて66%ぐらいふえております。

そういうふうに、大変使っていただくと便利だということで利用がふえてきております。市としましては、さらに利用していただけるように周知を図りますとともに、必要に応じた改善というものをしていきたいというふうには考えております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

市民の方に満足してもらえるサービスを充実させるためにも、今後も検証し、見直し

ていつていただきたいと思ひます。実際に、新たに乗り合ひタクシーが開通された地域では、利用しづらひという声を先日も聞いたばかりなんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、運転免許証の更新の際に、乗り合ひタクシーとか自主運行バス等の情報を提供することで、免許を自主返納するか悩んでいる方へのストレスというのを軽減する取り組みも必要でありますので、関係機関としっかり連携していただいて、そこで紹介してもらえりようなサービスをしていただきたいと思ひます。

市長、これについていかがお考えになりますか。

○議長（前地 林君） 市長。

○市長（河上敢二君） 基本的には、市民保険課長が先ほどる話をしたところでございまして、自主返納がしやすい環境であるとか特典については今後の検討課題として考えていかなければいけないというふうに思ひますが、そもそも、やはり交通事故がない、そういうまちづくりを進めていく必要がございます。

いつも交通安全運動の際には申し上げてるんですが、やっぱり交通事故はほんの少しの気の緩みでありますとかルールの無視が事故の原因になるわけですから、なるべく意識のある人が、少し車を運転しようとするそういう人に一声かけていただくような、そういう地道で広い活動にしていくことがまずは必要ではないかというふうに思ひています。

幸い、昨年11月から交通死亡事故ゼロの日が続いておりますけれども、今後とも関係機関の皆さんのご協力をいただきながら、市民の皆さんにも十分、みずからの身は自分で守るといふことも意識していただいて、交通事故の発生件数を減らして、高齢者や子供たちを交通事故から守ってけるように取り組んでいきたいというふうに思ひています。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

交通安全対策は、ハード・ソフト両面でできる限りの活動を繰り返し行い、交通事故をゼロにするという意識を持って今後も取り組んでいただきたいと要望いたしまして、1項目めの質問は終了いたします。

それでは、2項目め、学校教育に関してであります。

1つ目は、平成28年度全国学力・学習状況調査結果及び検証後の今後の取り組みについてお伺ひいたします。

こちらは既に報道機関や教育委員会のホームページでも公表していただいておりますが、私、9月議会でも質問させていただきまして、そのときにはまだご答弁をいただけない状況でしたので、改めてお伺いいたします。

2点目としまして、平成28年度第2回熊野市総合教育会議が開催されました。本年度の主な重点施策の中で、以下の施策についての状況及び今後の取り組みをお伺いいたします。4点ございます。

1点目、グローバル体験事業について、2点目、いじめ防止対策推進条例の制定について、3点目、各種訓練等の充実について、4点目、子供の心づくり事業についてお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

○教育長（倉本勝也君） 川口議員ご質問の2項目めの1つ目、平成28年度全国学力・学習状況調査結果及び検証後の今後の取り組みについてお答えします。

まず、当市の結果につきましては、10月3日付で文書にて各学校を通じて保護者及び学校評議員、さらに各報道機関の皆様へ報告するとともに、市教育委員会ホームページに掲載いたしました。

本市の平成28年度全国学力・学習状況調査の教科調査結果につきましては、小学校では、全教科の平均正答率が全国平均をプラス0.3ポイントと、若干上回りました。中学校の調査結果については、全教科の平均正答率は全国平均をマイナス1.9ポイントと、若干下回りました。

市教育委員会といたしましては、これまで各学校の主体的な取り組みを支援するための学力向上特別支援授業、学力向上支援授業、学力向上推進研修授業等を実施するとともに、市内全ての学校に県及び市の指導主事等を派遣し、校内研修の充実に向けた支援を実施するなど、児童生徒の学力の向上の取り組みを進めてまいりました。

その中では、学力向上のための重点目標として、1つ目に言語活動の充実、2つ目に目当て・振り返りのある授業の徹底、3つ目に家庭学習の充実の3点を一昨年度から上げ、各学校の取り組みの充実を図ってまいりました。

そのような中、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の特徴的な結果として、「授業の中で目標が示されていたと思いますか」という質問に対し肯定的に回答した割

合が、小学校では3.3ポイント、中学校では7.9ポイント全国平均を上回っております。また、「授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか」という質問に対し肯定的に回答した割合が、小学校では12.9ポイント、中学校では12.7ポイント全国平均を上回っております。このことから、市の学力向上の重点目標の一つである目当て・振り返りのある授業の徹底が児童生徒に実感として残っているということであり、学校における授業改善が進んできていることがうかがえます。

さらに、「新聞を読んでいる」という質問に対し肯定的に回答した割合が、小学校では19.1ポイント、中学校では14ポイント全国平均を上回っております。これは子供たちが地域に密着した地方紙をよく読んでいるということではないかと考えております。このことは、地方紙がこの地域の子供たちが活躍する様子などを積極的に取材していただいているということ及び開かれた学校を目指し、各小・中学校が積極的に情報発信をしていることなどにより、記事掲載がふえていることも要因ではないかと考えております。さらに、教科調査結果の中で、当市が国語の漢字の読みについて小・中とも全国平均を上回っていることも、新聞を読んでいることと相関があるのではないかと考えております。

今後も今回の結果を踏まえ、重点目標達成の取り組みをぶれずに継続しつつ充実、発展させるとともに、見直しも図りながら、学力向上につながるよう、学校に対する支援を進めてまいります。

次に、2項目めの2つ目、熊野市総合教育会議の本年度の主な重点施策の状況及び今後の取り組みについてお答えします。

まず、1つ目のグローバル体験事業についてお答えします。

この事業は、グローバル社会に対応できる児童生徒の育成を目指し、英語の世界を楽しく体験させることにより、身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現などが英語のできる能力を身につけることを目的とし、平成27年度より実施しております。

具体的に、今年度は5月29日にスポーツイベントを、6月12日にフィルムイベントと銘打った映画会を、夏休みには英会話教室を文化交流センターを初め3小学校を会場に15日間実施いたしました。

また、12月11日日曜日にはウインターイベントを文化交流センターで実施します。このイベントは、今年度、尾鷲市、紀北町、御浜町、紀宝町各教育委員会の後援を初め、尾鷲高校、木本高校、紀南高校、紀南ツアーデザインセンターの協力をいただき、東紀

州で勤めているALT12人がスタッフとして子供たちと交流を図る予定となっております。今後も、子供たちが英語の世界を楽しく体験できる場を提供していきたいと考えております。

次に、2つ目、いじめ防止に関する条例の制定についてお答えします。

子供の権利を侵害するいじめを防止し、明るい将来を築ける環境を実現することは、社会全体で取り組む重要課題であります。総合教育会議においても、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する必要性を論議しています。そのような中、市、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、子供たちが安心して生活し学ぶことができる環境をつくることを目的として、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めた熊野市子供のいじめの防止等に関する条例（仮称）の制定を目指し、協議を行っております。条例の制定により、本市におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、市、学校、家庭、地域住民、その他関係者が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応が実現できる環境をより整備してまいります。教育委員会といたしましては、この条例の本年度中の制定に向け、準備を進めております。

次に、3つ目、各種訓練等の充実についてお答えします。

さまざまな災害が各地で発生する中、学校における防災対策は喫緊の課題であることは周知のところでございます。そのような中、総合教育会議においても、防災関係の各種訓練等については、各学校が置かれている地理的条件等に応じた避難訓練や地域の防災組織等との合同防災会議、避難所運営訓練等を実施し、地域防災組織との連携に重点を置いた議論を進めております。

具体的な取り組みとして、8つの学校において防災訓練、避難訓練、避難所運営訓練等を地域や地域防災組織等と連携して実施いたしました。特に、10月28日には、五郷小学校において市教育委員会主催の防災対策推進研修会を実施し、市内小・中学校教員を初め、市の防災対策推進課及び五郷地区の消防団、地域住民とともに、避難方法等について共通認識を持つべく、研修を深めました。3月にも研修会を開催し、これまでの研修の総括をするとともに、次年度以降も関係各機関との連携を深めながら、防災に関する教員の対応能力を高めてまいります。

最後に、4つ目、子供の心づくり事業についてお答え申し上げます。

子供の読書活動は、豊かな心を育て、さまざまな知識を身につけるために、また健全

育成にとっても欠くことのできない大切な活動の一つであり、総合教育会議においても協議しているところです。そのような中、熊野市立図書館では、子供の心づくり事業として、読み聞かせボランティアの皆さんの協力を得て読み聞かせ事業を実施しております。

具体的には、乳幼児を対象とした「おはなしなあに」を月2回、小学校就学前の幼児を対象とした「幼児のおはなし会」を月に1回、小学校就学前から小学校低学年を対象とした「おはなしわくわく」を月1回、ボランティアの皆様の協力を得て、図書館内または文化交流センターの研修室で行っているところです。

今後の取り組みとしては、引き続き、ボランティアの協力を得て読み聞かせ事業を継続していくとともに、総合教育会議の議論にもありました学校への派遣につきましても、ボランティアの皆様のご協力をいただきながら、来年度から実施について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

平成19年から学力テストがスタートいたしまして、継続的に検証・改善サイクルの機能が発揮されて、よい結果につながっていると感じております。引き続きしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回、文部科学省からの結果の公表がおくれたわけですが、各学校では早い段階で、早い段階でというか、文部科学省へ答案用紙を送る前に学校で答案用紙のコピーをとって自校採点しているというふうに聞きました。

その状況なんですけれども、早い段階で状況を把握して対応しているということを知りましたが、この学校の自校採点なんですけれども、これは教育委員会のほうへ報告はあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 全国学力・学習状況調査の自校採点でございますが、教育委員会が指示して実施しております。もちろん、結果については求めております。

その中で、各学校では、その結果から見えてきたことについて、公表前から分析作業を行いまして、対応を進めているところでございます。市としては、各学校、全校から集まったものを市として分析を行い、今までの状況と比べたり、課題であったり伸びた

点などを分析しております。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

でしたら、文部科学省からの答案用紙が来る前にはもう大体の状況はわかっていたということで理解いたしました。やはり、いち早く情報を共有して、問題・課題解決に向けて学校及び教育委員会の連携が大切ですので、引き続きよろしく願いいたします。

2点目の熊野市総合教育会議の重点施策の中から、グローバル体験事業について、今、お話を伺ったところなんですけれども、まず、ちょっと押さえておきたいのが、本市の児童生徒数、12月1日現在でお聞きしましたところ、小学生が689人、中学生は407人で、計1,096名いるとお伺いしました。

グローバル体験事業の内訳なんですけど、3つの事業で87名の参加というふうに会議のときにお伺いしたわけなんですけれども、ある程度、定員なんかもこれあったのかなというふうに数字を見て思うんですけれども、全児童生徒数に対して参加者が余りにも少ないという実感をしました。

英語の世界を楽しく体験させることでグローバル社会に対応できることを目指すということが目的ですので、とてもいい事業だと思いますので、もっと参加者をふやす取り組みをしてほしいと思います。

どうせなら、こういう例えばグローバルスポーツイベントだったら、体育の時間なんかを利用して授業の一環として実施してみたいかと思いますが、お伺いします。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） グローバル体験事業が主に長期休業中に実施するということが多くなっておりまして、子供たちが、スポーツ少年団であったり塾であったり、家族で出かけたり、子供同士で出かけたりということで、参加者が少ないということも考えられると思います。

いずれにせよ、議員ご指摘のとおり、参加者が非常に少ない現状がございます。これについては、今後、少しでも、1人でも2人でも参加者をふやしていく工夫を重ねていかなければならないと考えております。

グローバルスポーツイベントについてなんですけど、グローバルスポーツイベントの第一の目的が、外国の遊びであるとか、そういったことを体を動かしながら楽しむという視点でございます。学校体育の視点については、まず学習指導要領の体育科の教科目標

がございます。また教科内容がございます。若干、内容にはずれがあるものの、例えば、各学校の体育の時間にALTが補助に入るとか、そういった工夫は可能であると考えます。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

ぜひ、授業の内容と合わないとかではなくて、楽しみながら英語になれていくということだと思うので、考えていただきたいなと思います。

また、もうちょっと時間がないので、質問ではなくて要望なんですけれども、福祉事務所にお願いしたいんですけれども、やっぱりこういった、2020年から小学校3、4年生から英語が必修科目になって、5、6年生では教科化されると聞いておりますので、もっともっと早い段階から、未就学児から楽しくそういったグローバル体験をすることによって英語にスムーズに入っていけると思いますので、保育所でぜひ来年度実施してみてもどうかというふうに要望をしておきます。

では、2つ目のいじめ防止対策条例の制定についてですが、これもたくさん聞きたいことがあったんですけれども、中身についての議論はまた改めて議会で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ただ、協議会のメンバー構成ですね、やっぱりそういった、今、LINEのいじめとか、悪質なそういうSNSの使い方なんかもありますので、そういったことを知っている保護者とかPTAの会長なんかの意見もしっかりと聞いていただきたいと思います。

3つ目の各種訓練の実施についてなんですけれども、先日、11月19日でも、この地方で地震がありました。土曜授業の日だったんですけれども、子供たちの心配をしていると、学校から一斉に保護者にマチコミというメールで来まして、「地震が発生しました。避難勧告が出ていましたけれども、一旦避難しましたが津波の心配はなしということだったので学校へ戻ります。安心ください」というメールがすぐ来ました。学校の迅速な対応にとっても感激したところだったんですけれども、日ごろの訓練は絶対的に大事であります。

また、これもちょっと要望なんですけれども、やっぱり一番心配しているのが新入学生なんです。どこに避難すればいいのかわからない。訓練まだしてないと、どこに避難すればいいのかわからないというのが、子供を含め保護者も不安でありますので、来年度はぜひ新入学生が入学してすぐに訓練を実施してほしいという保護者からの声もあり

ますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、子供の心づくり事業についてなんですけれども、現在、ボランティアの方がされていると思うんですが、これは非常に参加率が多いことから、人気があるのがわかります。ボランティアの方は必要なんですけれども、私、個人的には子供のボランティアが行ってもいいのではないかなというふうに考えます。大人と違った感性から読み聞かせをしてくれると思いますし、さらに、本に携わる時間がふえる機会になると思いますので、ボランティア体験授業なんかというふうな感じで取り組めるのではないかなと思います。その点、ちょっとお伺ひしたいんですけれども。

○議長（前地 林君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 学校においては、まず、学校図書館を活用して自分で本を選んで読む、または教師がお勧めの本を示す、または教師が読み聞かせる、図書館のボランティアさんに来ていただいて読み聞かせをするようなことがあります。

議員おっしゃるように、子供ボランティア、とてもよいことであると認識しております。ある程度子供たちがしっかり読むことができるように練習して、ほかの子供たちに読み聞かせる、そういうことも場合によっては実施する場合がございますが、子供ボランティアの位置づけという部分については今後も考えてまいりたいと思います。

○議長（前地 林君） 川口議員。

○1番（川口 朋さん） ありがとうございます。

本に携わるというのはもちろんいいんですけれども、読書はすごくいいことです。最近余り聞かなくなっただけなんですけれども、朝の学習時間に朝読をやってたと思うんですけれども、今は学校によって違ったりしますよね。ですので、そういうのももう一度ちょっと見直していただきまして、熊野市は何曜日は——毎日できなくても、水曜日とか木曜日と曜日を決めたりして、10分とか15分の時間ですので、朝読をもう一度見直しをしていただきたいと思います。

読書というのは、国語力とか想像力が向上して、さらに集中力が上がりまして、授業あるいは生活全般に好影響を与えておられますので、しっかりと教育委員会が学校のほうに、学校によって違うのではなくて、しっかりと指導していただきたいと要望をいたしまして、本日の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（前地 林君） これにて川口議員の一般質問を終了いたします。

延 会

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、延会することに決しました。

明8日は午前9時から会議を開き、一般質問を行います。時間励行でご参集願います。

本日は、これにて延会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時 32分 延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

(第3日)

平成28年12月8日(木曜日)

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

平成28年12月8日（木曜日）

第 3 日

招集年月日 平成28年11月28日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成28年12月8日（木）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	11番	山本	洋信君
12番	中田	征治君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

10番	樋口	雄史君	13番	前地	林君
-----	----	-----	-----	----	----

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

議事日程

日程第1 一般質問

- 4 番 12 番 中田征治君……………112
1. 遊休農地の課税強化と有効利用について
 2. 宅地課税の低減率適用の見直しについて
 3. 電線地中化について
- 5 番 9 番 岩本育久君……………127
1. 東紀州5市町協同セールス i n 台湾について

	2.	学力調査の結果とコミュニティ・スクールの設置、いじめ防止等の条例制定に向けて	
	3.	ごみ減量化の対応に向けて	
6番	8番	下田克彦君	143
	1.	改正年金機能強化法成立にともなう周知徹底について	
	2.	平成29年度の市の予算編成について	
7番	4番	大橋秀行君	154
	1.	2次災害防止に向け早急な大又川の堆積土砂撤去を	

午前 9時 00分 開議

○副議長（山田 実君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

欠席の届け出は、10番 樋口雄史議員、13番 前地林議員であります。

また、説明員のうち伊藤監査委員事務局長が、地方自治法第121条第1項の規定により欠席する旨、届け出がありました。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日、前地議長が欠席されましたので、かわりまして私が議長を務めます。議事運営にご協力お願いいたします。

一 般 質 問

○副議長（山田 実君） 日程第1 きのうに引き続き一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております順序によって発言を許します。

12番 中田征治議員。

（12番 中田征治君 登壇）

○12番（中田征治君） おはようございます。

2日目、トップバッターとして一般質問をやらせていただきます。議長席にも若々しい顔があるんで、私もきょうは元気を出して質問させていただきたいと思います。それから、議員諸氏のところへはこういう簡単なパンフレットをお配りさせていただいておりますけれども、1番目の農地中間管理機構とかの問題が非常に一般的にはなじみのないことでもありますし、わかりにくい面もあるかと思っておりますので、これ膨大な資料の中のものだけですけども、6ページほどお配りさせていただいております。ばらばらめくりながら聞いていただきたいと思います。

一番最初に、まず遊休農地の課税強化と有効利用についてという問題であります。

平成28年度税制改正の一つとして遊休農地に対する課税強化が打ち出されております。これが実施されるのは、下のような条件が満たされた農地とその所有者に対してだとされています。農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象になる。協議勧告が行われるのは、機構への貸し付けの意思を表明せず、みずから耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置しておる場合に限られるというふうに、かなり限定的なことにはなっております。

この施策の方向性は、過疎の進む田舎の農地を集約し、荒廃を防ぐということでは正しいと思われるんですが、その運用次第で功にも罪にもなり得るのではないかと思います。

市内では、既に遊休を通り越して荒廃というべき農地も見られると思います。そして、不在地主、相続放棄が起きているのでしょうし、この先はそれらの急増が予想されております。周辺部の集落の多くの部分を占めていけば、熊野市の将来を左右することになります。というのは、所有者不明、権利者不明、なおかつ放置されると、公共事業一つできなくなるおそれがあるということです。

こうした考えのもとに、次のような項目についての回答をお願いいたします。

1、熊野市において農振地域に指定されている農地の面積はどのくらいなのか。

2、この調査はどのくらい行われているのか。

3、どのくらいの農地が対象になりそうなのか。面積、戸数、割合など、わかる範囲で結構です。

4、熊野市と農地中間管理機構の関係や委託関係などはどうなっているのか。ここで補足しておきます。農地中間管理機構というのは、県に1つつくられるということで、県に1つしかないわけです。

それから、5番目、農地中間管理機構と自治体、農民との意思疎通はうまくいっているのか。

6番目に、設立が計画されているやに聞く農業法人の役割が大きくなると思われませんが、行政はどの辺まで関与するつもりなのか。その立ち位置によっては、市民や議会から見えない外郭団体になりかねません。集落の存立や個人財産にまでかかわる大きな組織になると思われますので、わかりよい説明が求められると思いますが、どのようにお

考えなのでしょうか。

7番目、不在地主、相続放棄地がふえるとこうした施策も機能しなくなりますが、こうした不動産を受け入れて管理できる組織、法人を整備するつもりはございませんか。

ということで、また続きは自席からやらせていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（山田 実君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

農業振興課長。

（農業振興課長 尾中弘明君 登壇）

○農業振興課長（尾中弘明君） おはようございます。

それでは、議員ご質問の1項目め、遊休農地の課税強化と有効利用についてお答えをいたします。

まず、1点目、農振地区、いわゆる農業振興地域に指定されている面積についてお答えいたします。

農業振興地域は、法律に基づき、市内全体で約3,200ha指定されています。さらに、農業振興地域の中で特に農地として利用を促進すべきとされ、転用が厳しく制限されている農用地区域は約830haとなっています。

次に、2点目、遊休農地に対する調査、いわゆる利用意向調査をどの程度行っているかについてお答えいたします。

まず、利用意向調査を行うに当たり、農業委員会では、法律に基づき毎年1回、農地利用状況調査を行っています。この調査は、本来、市内全ての農地の利用状況を調査することとされています。しかし、調査困難な地域もあることなどから、まず農業振興地域約3,200haに絞り、次に同地域内の雑種地等を除く農地を調査しております。この調査で確認された遊休農地の面積は、平成27年12月末時点で約170ha、所有者は1,248名となっています。議員ご質問の利用意向調査は、遊休農地の所有者1,248名のうち住所が判明している農用地区域内の所有者574名を対象に行っています。

次に、3点目、協議勧告の対象となる農地はどの程度あるかについてお答えいたします。

先ほどの574名への利用意向調査の結果、農地中間管理機構への貸し付け希望などの意向を表明している方は、ちょうど半数となる287名いました。このうち、その後の調査で耕作や売買が行われていないことが確認できた方は12名いました。また、意向を表明していない方287名のうち、平成28年11月末時点で草刈り等の保全管理を行っていない

い方は149名いました。この149名と、先ほどの耕作や売買が行われていないことが確認された12名を合わせた161名が今回の協議勧告の対象となります。協議勧告は調査対象者574名の約3割に行われることとなり、面積は約15haとなっています。

なお、協議勧告対象者には12月中に農業委員会から通知が送られますが、機構への貸し付け希望申出書も同封されることとなっています。通知到着後、1月1日までに機構への貸し付け意向を表明した者は課税強化の対象外となりますが、表明しなかった者は1月1日時点で課税強化の対象となり、農地の課税額はおおむね1.8倍になります。今回の課税強化については、通知送付者も含め、農業者の皆様には十分な説明を行うとともに、引き続き周知徹底を図ってまいります。

次に、4点目、5点目の農地中間管理機構とは及び農地中間管理機構と自治体、農業者の意思疎通については、関連がございますので一括でお答えいたします。

農地中間管理機構は、法律に基づき、担い手への農地集積の加速化を目的に、各都道府県に設立された公的機関であります。市では、機構の受け付け業務等の事務受託のほか、県や機構と農地中間管理事業推進チームを構成し、農業者への周知などに力を入れています。

また、農業者と意思疎通につきましては、市内10地区に区分し、農業者の方々と地域や集落の課題や今後について話し合いを行っています。この話し合いをもとに、地区ごとに人・農地プランが作成されることに伴い、地域とのかかわりを深めていることから、意思疎通は図られているものと考えています。

次に、6点目、設立が計画されている農業法人の設立についてお答えいたします。

皆様もご承知のとおり、全国的に農業者の高齢化や担い手不足が大きな課題となっています。こうした中、熊野市ふるさと振興公社は農業公社部門を設置し、担い手の確保、遊休農地解消対策などに取り組んでいます。しかし、現体制では国の支援策を十分に活用できないなど、柔軟な対応が困難であるといった課題も見つかっています。農業法人設立は、課題であった国の支援策の有効活用はもちろんのこと、農地の貸借にとどまらず所有も可能となるなど、さまざまな展開が期待できます。また、議員ご指摘の遊休農地にも柔軟な対応可能となり、将来的に、当市のような中山間地域農業の最終的な受け皿となると考えています。

一方、当法人は、これまでと同様、担い手育成や遊休農地対策など公益性の強い事業を中心に展開するため、市の補助金に頼らざるを得ないことも想定されます。こうした

ことから、議員の皆様には、予算審議の段階はもちろん、さまざまな場面で運営状況を確認していただけるものと考えています。

次に、7点目、相続放棄農地、いわゆる相続人不存在の土地の管理等について、農地に限ってですが、お答えいたします。

相続人全員が相続放棄を行うなどして相続人が存在しなくなった土地については、民法951条で相続財産法人とすると規定されています。相続財産法人は、利害関係人などから請求があれば、法律に基づき所定の手続を行うことで処分等を行うことができることとなっています。しかしながら、そのような手続がなされず、議員ご指摘のように相続人不存在の土地は増加傾向にあるのが実情と思われ、こうした土地を管理できる体制は現在ありません。しかしながら、農地については、先ほど答弁させていただいた利用意向調査において相続人が存在しないことが判明した農地については、農業委員会が所有者を確認できない旨を公示手続することができます。この手続を行えば、県知事の裁定で農地中間管理機構が農地中間管理権を取得できるような措置が農地法によりとれることとなっています。将来的には、設立を予定している農業法人により、耕作可能な農地であれば貸借を行い、保全管理を行うことも可能だと考えております。

以上です。

○副議長（山田 実君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

非常に、質問するのに取り上げて、調べれば調べるほどわけのわからんような部門のある、そうかといって、最初に言いましたように、この問題避けて通れないんですね。熊野市みたいに山間部の集落は、家があって農地があって背戸らが山で、その農地が荒れて、もう既にあちこちで農地であったところにイノシシのいわゆるうちで言う寝屋ですね、仮住まいの寝屋があって、そこから夜な夜な出勤してくるという現状が既に起きてきております。これがどんどんふえたら、隣の家、今でもそもそもちょっと外へ出るのが怖い状況ですけれども、昼でも下手したら隣の家も行けんのじゃないかという状況が起きてきますし、起きつつあります。それだけに、この意向調査、本当にきっちりやって、何とかしていかなきゃ集落が成り立たない、熊野市が成り立たない、そういう大きな問題を含んでるので質問させていただいたわけです。

それで、意思疎通は行われてると思われ、ということですがけれども、相手は70を超えたじいちゃん、ばあちゃんがほとんどだと思います、所有者。半年たったら状況変わ

りますよね。だから、その意味でも、本当に膝詰めで意思疎通があって、何ぞあったら農政課なり、どっちがやるにしても、農業委員会にしろ、連絡くれたら飛んでくさかいの、おばあちゃんというような、そこまで踏み込んで、防災対策課がやってみたいに、本当に住民に食いついた形でやって初めて機能する大きな事項じゃないかと思います。

ところで、課税強化というのが表に出ているわけですがけれども、課税強化された場合、熊野市、有馬の田んぼみたいなええとこと、場所言うたら怒られるで、山里では評価がまるっきり違うんですけれども、大体どのぐらい税金上がるものなんですか。

○副議長（山田 実君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） お答えいたします。

有馬町周辺と山間部の標準的な田の平均で説明させていただきます。

有馬町周辺では、10 a 当たり、300坪ですが、現在966円です。これが1.8倍になると1,739円で、773円の増加となります。山間部の標準的な農地の平均ですが、10 a 当たり、300坪ですが、432円です。これを1.8倍いたしますと784円となります。349円が増加すると思います。

以上です。

○副議長（山田 実君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 国が決めた時は、有馬、田んぼよりもっと高い農地、伊勢路や、群馬県じゃ埼玉県あたりのちょっと山へ寄ったあたりの荒廃農地を基準に考えたことだと思うんですよね。だから、税金上がるいうたら、うちのほうの百姓もかなわんと思うやろうけれども、今言われてましたようにどうでもええ金額なんです、特に相続人というか、よそへ出てっしょうとする息子さんらにしてみたら。これで3町歩も4町歩にもなったら多少びっくりしますけれども、これ数字もう上げませんけれども、協議の対象になっているような田んぼというのは1人頭——三反百姓といいますけれども、3反どころか何畝とかの話なんですね、1人平均。すると、上がる金額はこれだけですよ。ややこしい協議するんなら、もう放っておいたほうがええさかいほっといてくれと言われかねん程度の罰則なんです、実際は、我々熊野市の山間部についてはね。

それだけに、そこでは効果が余りない。あとは、今言いましたように、田舎の職員さんで、議員もそうですけれども、顔見知り、親戚、そんなんばっかりなんですから、本当に膝詰めで胸襟開いて話して、ばあちゃん、このままやったらイノシシのもんになってくでと。そやから、何とかわしらに任してくれへんか、悪いようにせんさかい。どう

せ息子——と言うたら怒られかもわかりませんが、息子さんもお孫さんもよう面倒見やんやろし、そしたら、任せてくれたら面倒見る。そういうふうにやっていきたいと思えますけれども。本当に、これそこまでやろうとすると、トップの考え次第で、市長、この大したことない行政やけれども、大変なことやと思うのおわかりいただけますか。

○副議長（山田 実君） 市長。

○市長（河上敢二君） 大したことないというのは、それぞれの立場によって評価の尺度が違いますんで、161名の方が協議勧告の対象ということで、その方々の有する農地は15haですから、平均すると10a弱ということで、まさに先ほど言った単価がそのまま適用される方々になるんじゃないかと。1,800円弱が、人によっては高いと思われる方もいらっしゃると思いますが、一般的に言えばそれほど大きな額ではないんじゃないかというふうに受けとめられる方がほとんどではないかというふうに思います。

○副議長（山田 実君） 中田議員。

○12番（中田征治君） そういう現状なんで、非常に余計にややこしい、難しい問題を含んでいる。ただ、本当に飛鳥あたりでもそうですけれども、家があって、市道なり農道があって、田んぼがあって、それが荒れてくると。そうすると集落自身が成り立たなくなるんですね、放られると。それだけに、機能するようにやっていただきたいなという問題があるわけで。

それと、対象になったのがそれだけで、対象にならんのが多過ぎるというより、はなからもう既に持ち主のわからないのが多過ぎるという問題がありまして、そしたら、法的には農業委員会が認めて管理権を取得できるというか、法的にはできるということになってるみたいですけども、これそういう、農業委員会のほうに管理を法的に、取り上げるというたら語弊ありますけれども、持ってきた例はありますか。

○副議長（山田 実君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山口耕作君） 農業委員会のほうで農地を預かって管理するということはございません。相続人とか宛先不明の分につきましては、戸籍謄本、住民票、または各地区の代表者等に聞き取りを行うなど、いろいろ調査を行います。それでもわからないという場合には、所有者等が確知できない旨の公示をすることになります。そして、その公示をしたら農地中間管理機構のほうへ通知いたしまして、農地中間管理機構はその通知をもとに三重県知事のほうに裁定を申請します。三重県知事が裁定をすることによりまして、農地中間管理機構に中間管理権を設定するという手続の流れ

になっております。

○副議長（山田 実君） 中田議員。

○12番（中田征治君） そのように法整備はちゃんとしてくれてあるんですけども、実際問題これをやるとなると、既にもう、先ほどの答弁にありますように、荒れてる農地の半分は持ち主がもう既にわからんと、今の段階でね。これから年々ふえてくるんですけども。それを今の農業委員会のスタッフの数で山の中まで入って調べて、手続して、ちょっと事実上不可能に近い状況なんじゃないかと思えますけれども。かといっていつまでも、登記法があり、私有財産を認めて、それでおまけに税金を安いといえどもかけているわけですから、それが不払いなんじゃなしに徴収不能という土地がどんどんふえてきます、これから、じわじわ。それを何とかする方法を、これ熊野市の条例で簡単にできるものじゃないですけども、それこそ田舎の市長さんや村長さんあたりが市町村会とか市長会で国に要望して、僕ちょっと左ぎみなんであれですけども、私有財産でも、憲法でも認められているような権利ですけども、一部そういう放棄されたものを今の言った中間管理機構に渡す、さらにそれから何年かたってわからんならんだら国なりに召し上げることを考えんと国が成り立たんのじゃないかと。きょうトランプさんみたいなネクタイして、トランプさんみたいなこと言い出したわけですけども、本当に、それだけに、できるだけじいちゃん、ばあちゃんにあれして、はっきり言うてあと5年、10年たったら今話しやるじいちゃん、ばあちゃんほとんどおらんとします。そのときに、よそにおるお孫さんとかに、俺らおらへんなったらあの農地何とかせいよと、人に迷惑かけるさかいねというような精神状態に持っていけるまで行政として頑張っほしいというのが僕の趣旨なんです。一生懸命調べたし、農政課長からも説明を受けて、ある程度のことはわかったんですけども、わかればわかるほど難しい。それだけに、機能させるのが大変だと思えますんで、頑張っただきたいなと思うんです。

そして、要望みたいなことが結局多いんですけども、接触をしてるということですけども、農業委員会にしても農政にしても、今この百何名とか少ないところは何とかなるでしょうけれども、それから広げるときにスタッフ足りませんか、どっちがやるにしても、農政課長。

○副議長（山田 実君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） スタッフが足りるかということなんですが、今、農業委員会のほうでも連日、毎日現地調査をしております。もちろん農業振興課においても、

農業振興地域の現況確認ということで毎日出ております。そういうことの中で、今、やれるかという即答はできませんが、やはり農業振興課と農業委員会と連携して、とにかく地道に一筆一筆を確認していく、まずその作業から入ってまいります。ただ、やれるかということよりも、とにかくやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山田 実君） 中田議員。

○12番（中田征治君） ぜひ頑張ったってください。

それから、最後の7番目になってるんですけども、農業公社ですね。これは、本当に今言った、自主的に預けてくれた農地であっても、熊野市の場合、中間機構が預かってもらってくれる人がおらんと。というのは、立地条件のええ立派な田んぼ、畑ならまだしも、耕運機が入らんような田んぼまでどっさりありますよね。それが千枚田みたいに特殊な保全対策でもして耕作すれば、文化財的な扱いで耕作すれば別として、普通の農地に関しては、同じように千枚田に見えても文化財とかそういう感覚での預かり方できんのので、誰もやってくれん。そうすると、それを荒らさんためには農業法人をつくるのは結構だと思います。というより、そうでもせんと、そのときにどこを選ぶかというのも問題ありますね。あそこやってくれたけどどちらはやってくれんという問題も出るかと思います。採算性をいうたら、どれも預かれんと思います。はっきり言うて、飛鳥、五郷のど真ん中の田んぼでも、今までいろいろ僕らの先輩が頑張って農業をやってくれたけれども、業になり得ず、百姓はしとるけれども業とは言えないようなことでしたからね。それを法人で預かってもらっても業にはならない。採算は当然合わない。まして段々畑のものは合わないから、個人では絶対預からない。だから公社で預からなきゃいけない。

しかしがつくんですね。だからといって、答弁にもありましたように、役所に頼らざるを得んのもわかるんです。その限界ですね。どこで線引くかが非常に難しい。例えば、協力隊みたいな人をとっとこ入れて、とりあえずやってもらおうと。一見、職場ふやしたように見えるけれども、これが本当に集落の再生になるんかと。1年もしくは3年、3年で自立せい。山田をやって自立ができるわけない。公社の職員なら飯食える。それで、そこで正採用にすれば何とかなる。それなら熊野市出身の者を呼び戻したほうが、来る人がおったら呼び戻したらほうがいいんじゃないかと。三大都市圏からわざわざ来てもらって、ほんで給料払ってするんやったら——まあ総務省ですか、あれは。所轄の金の趣

旨が三大都市圏出身のどうのこうののあれにかかわりますけれども、どうせ人を雇うんなら、戻ってもらえるんなら熊野市出身もしくは南郡出身、この近隣の人に帰ってもらおう。そこの方向へ持っていかないと、金入れて農地は維持した、でも、それでええんかよと、市民から見てもちょっとええんかよという問題が出てくると思いますんで、この農業法人に関して、僕、つくるのに反対はないです。大事な仕事だと思うけれども、ぜひ運用のほうで、まだ今から先のことなんで注文つけておきます。ぜひ実効性のある、熊野市、南郡を救うようなものにしていただきたいということで要望しておいて、余りにも大きいんで、この問題は終わります。

2番目は、同じようなあれなんですけれども、今度は宅地のほうの問題になります。

宅地課税の低減率適用の見直しについてですけれども、危険家屋の取り壊しが勧告できたり、場合によっては強制撤去できたりというふうに変わってきました。これもさきの農地の問題と同様、田舎にとっては今後のまちづくりに大きくかかわる部門だと思われます。法整備が報道されて市民の関心は高まってはいるのですが、かなりわかりにくいところがあります。

住居に供する建物のない宅地は固定資産税の減免が受けられなくなるわけですが、建物を撤去すると平均的にどれくらい固定資産税が上がっているのでしょうか。

それから、住居用建物というものの定義はどの程度までなのかという問題もあるかと思えます。以前、東京でトレーラーハウスが問題になったことありますけれども、その辺の解釈は今どうなっているのか。

それから、こうした施策のわかりよい説明を市民に向けてもっと積極的にできないのか。確かに広報とかも出てますけれども、もっとわかりよいように。やってもわからんところもありますけれども、本当に説明してやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山田 実君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

税務課長。

（税務課長 福嶋雅人君 登壇）

○税務課長（福嶋雅人君） それでは、中田議員ご質問の2項目め、宅地課税の低減率適用の見直しについてにつきましてお答えいたします。

まず、1点目の住居に供する建物のない宅地は固定資産税の減免が受けられなくなるわけですが、建物を撤去すると平均的にどれくらい固定資産税が上がっているのかとい

うことについてでございます。

住宅が建っております住宅用地につきましては、その課税標準額が、200平米以下の部分は6分の1に、200平米を超える部分は3分の1となる特例が適用されております。住宅の床面積の10倍を超える部分につきましては、特例は適用されておられません。したがって、住宅がなくなりますとこの住宅用地の特例がなくなりますので、課税標準額は、200平米以下の部分で申し上げますと6倍に、200平米を超える部分になりますと3倍となることとなります。しかし、住宅が建っていない宅地につきましては、課税標準額が評価の7割となりますので、先ほどの例で申し上げますと、200平米以下の部分につきましては6倍の7割となりますので4.2倍、200平米を超える部分になりますと3倍の7割となって2.1倍ということとなります。床面積の10倍を超える部分につきましては何も変わらないということになっております。

また、これまで住宅用地の特例を受けられて、土地の課税標準額が30万円未満のため課税されていなかった方が、住宅を取り壊すことにより住宅用地の特例が外れ、土地の課税標準額が30万以上になる場合につきましては課税となります。

次に、2点目の居住用の建物というものの定義はということでございます。

地方税法では、専ら人の居住の用に供する家屋と規定されており、居住の用に供することのみを目的として建築された建物と解されております。店舗や事務所など居住部分と併用されたいわゆる併用住宅につきましても、居住部分の面積割合が少なくとも4分の1以上であれば、居住の用に供している家屋として住宅用地の特例が認められているところでございます。

次に、3点目の、こうした施策のわかりよい解説を市民に向けてもっと積極的に配布などできないのかということでございます。

この施策は、空家等対策の推進に関する特別措置法により、空き家等が適切に管理されておらず、周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切である場合は、市はその空き家等を特定空家等に認定し、その所有者等に対し特定空家等の除去、修繕、その他必要な措置に関する助言または指導、勧告、命令などを行うことができるものでございます。

適正な管理が行われていない空き家が放置されることについては、1点目でご説明いたしました住宅用地の特例が影響しているとの指摘があることから、平成27年度税制改正では、勧告を受けても状態が改善されないときは、その翌年度から固定資産税につい

て住宅用地の特例を除外するとしております。

この施策に伴います税への影響等につきまして、市民の皆様にはわかりやすく説明をする必要があると考えております。しかしながら、住宅用地の特例につきましては、先ほど説明いたしましたように、土地の面積が200平米まででしたら課税標準額が6分の1、200平米を超えますと3分の1となるなど、面積などにより税額算定が異なる、また一部が事務所などとなっている併用住宅の用地になりますと居住する部分の面積の割合に応じまして特例に対する割合も変わってくるなど、その土地の面積や課税の内容などによりさまざまでございます。このようなことから、住宅の解体などによる固定資産税の課税の基本的な概要などにつきましては広報等により周知を行っていきたいと考えております。住宅の解体を考えておられる方など個別の詳しい内容につきましては、税務課にお問い合わせいただきまして丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山田 実君） 中田議員。

○12番（中田征治君） この問題は本当に、端無議員も触れてましたけれども、実際、今、空き家率という問題をもう通り越したという地域が非常にふえてまして、それで単純に、壊したら税金上がるもんでのと。それよりも困るのは、取り壊し賃のほうが土地より高いと。取り壊すのに200万ほどかけたけれども、土地売ろうと思ったら50万にしか売れん。五郷の市教員住宅じゃないけれども、取り壊し料の勘案したら買い手がなかったと。場合によっては金つけんならんわな。猫もろてもらうのにかつおぶしつけるという話もありますけれども、住宅もろてもらうのに50万やるさかいもろてくれんかいと。これは冗談じゃなしに、現実にもうこの田舎では起きてくるわけですね。それだけに、わかりよいように説明する、もしくは、前も言いましたけれども、ワンストップ窓口じゃないけれども、市民何でも相談じゃないですけども、ちょっとでも何ぞあったら市役所のここへ聞いてくれんかい式の、もっと積極的に市民に開かれた市役所をつくっていただいて、わかるようにしていただきたい。

確かに、住宅の建ってない宅地を持つと大変税が高いです。僕、木本で駐車場をやってますんで、あれずっと高い税金払ってます。アパート建てればよかったんやけれども、金のあるうちにアパート建てたら下がったんですね。ついでにげたばきにして駐車場にして。でも、あれ低減なしなんです、新田町で。だから高いのはわかるんです。でも、そうかというて空き家をほられるとつらい。それもあって、どうするか。そして、こう

いうものなんやでという形で聞いてもらえるところを、窓口をぜひ整備していただきたい。もう行く先、行く先で、懇談会で出ます。ということは、一生懸命PRしたつもりがPRできてないから、どこへ行ってもこの問題が地区懇談会で出てくるんやと思いますんで、ぜひ税務課というか、公室になるというか、PR全般は公室なんですけれども、ぜひ、こんないろんな、さっきの農地の問題でもそうですけれども、みんなにわかるように、わかるようにしつこいほどやってPRしていただきたい。これは要望です。よろしくをお願いします。

最後の問題ですけれども、これは以前からやってます電線地中化工事の問題であります。

この工事は昨年度末に、たしか一応熊野市の工事としてはあの部分は完成したはずですが、一向に街灯に火がともりません。そして、NTT、関西電力、ZTVなどの工事が行われている様子もありません。その関係もありまして、市民からこの質問書を出した明るる日にも言われました。あの電気いつつくんじゃろのと。だから、これも同じことなんです。みんなにわかるようにしてくださいと。ここまで進行してます。目立つところですし、みんな興味はあるんです。それと、おまけに暗いですよ、街灯がとまってるし。街灯の高さが低いまでは、これはついてから言います。今は言いませんけれども。

そういうふうに、これも同じで、いつできるん、できたんちゃう、電信柱はいつなくなるんとよく聞かれます。熊野市の玄関先をきれいにするとともに、電柱、電線をなくして防災に役立てるというふれ込みの工事だったと思うんですけれども、今のところ、それが本当に役立つとしたら、電信柱は立つとる、電線はある、おまけに街灯までついてない。防災の逆に行くような状況になってますね。ただ、熊野市がやる工事じゃない、確かに。関西電力が線入れてくれんさかいつかんのはわかるんです。わかるんですけれども、熊野市が自分でやる工事じゃないさかい、半年たっても1年たっても電気もつかん。おかしいと市民が思うのは当たり前ですよ、僕だけじゃなし。これも、ここで見込みを言ってもらって、それを市民にわかるようにしていただきたい。そして、状況が変わるたびに逐一言ってもらいたい。駅前の人だけじゃないんです。うんと離れたところの人まで僕の顔見たらこれ聞いてきます。よろしくをお願いします。

○副議長（山田 実君） 3項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

建設課長。

(建設課長 仲森弘安君 登壇)

○建設課長(仲森弘安君) 議員ご質問の3項目め、電線地中化についてにつきましてお答えをいたします。

市道西川町獅子岩線の電線共同溝整備事業は、亀齢橋から記念通り入り口までの間で、安全、快適で人に優しい通行空間の確保と景観の整備を図るとともに、災害時における電線の切断、垂れ下がりや電柱の倒伏、倒壊をなくし、被害を軽減させることを目的として平成22年度から事業を開始し、本年3月末をもって終了いたしました。

残る作業といたしましては、まずは関西電力やNTT、NTTドコモ、ZTVによる電線共同溝内への電線の入線、2つ目は沿線の各家庭や商店などにつながる電線の切りかえ作業、最後に、残された上空の電線の撤去と電柱15本の抜柱作業を行い、この区間の無電柱化の事業終了となります。

現在は、各事業者において入線作業の準備が行われている状況でございます。実際の入線作業につきましては、年明け以降に作業を開始し、本年度中に終了する予定となっております。

次に、各家庭や商店などへの電線の切りかえ作業を行いますが、この作業につきましては停電を伴うため、各家庭や商店ごとに調整が必要となり、かなりの時間を要すると事業者から伺っております。

最終的に、残った電線を撤去し、電柱を撤去できるのは、関西電力によると来年度末までお時間をいただきたいとのことです。

次に、電線の地中化にあわせて沿線上に整備した街路灯31基についてですが、先ほどご説明しました作業工程で言いますと、電線共同溝への電線の入線作業のうち、関西電力の入線が完了し最終調整が済めば基本的に点灯可能となりますので、来年度前半には点灯できるのではないかとお聞きしております。

この電線共同溝整備事業の予定につきましては、市広報平成28年6月号におきましてお知らせをさせていただいております。

いずれにいたしましても、沿線にお住まいの皆さんにはご不便、ご迷惑をおかけしておりますので、市としましては、一日も早く電柱の抜柱や街路灯の点灯を行えるように今後も各事業者に働きかけていくとともに、作業がスムーズに進むよう、事業者間の調整などを実施させていただきます。

以上でございます。

○副議長（山田 実君） 中田議員。

○12番（中田征治君） 答弁ありがとうございます。中身はありがたいです。

はっきり言うて、5年たってもあの状態。確かに熊野市の工事じゃないです。まさか、自分とこの家の周りみたいに自分で線引きずり回すわけにもいきませんし。でも、駅前の整備、本線を含める整備から含めてこれだけ長いことかかって、例えば舗装なんて15年とかの寿命で大体傷みますよね。普通ね、道路なんか15年ぐらいで傷みます。そうすると、もう既に3分の1寿命が来やるんじゃないかと、使わんうちに。そういう計算も成り立つんです。

それと、今、駅前周辺の方々と言いますけれども、あれ迷惑してるの周辺だけじゃないんです。一応熊野市の駅前なんで、いろんな人が、今の時間やったら夕方の汽車でもう既に暗くなってますね。だから、本当に皆さんにわかるように。

それと、いつできますじゃなしに、申しわけないというのが頭につくべきだと思うんです。これだけ、まあ最初の1年のおくれは、12号災害があって、そもそもスタートでつまずいたというのもわかるんですけども、それでもちょっといかなものかと。

工事過程でもいろんなことがありました。商店主の苦情を随分受けました。建設課は受けなんでも、僕は受けました。堤防とかこの工事になると、僕に文句言うたらええと思ってる市民が多いんです。僕が文句言うもんで、かわりに文句言うてこいということなんやと思いますけれどもね。

だから、ぜひ、6月号に載せたとかの問題じゃなしに、本当わかるように。ローカル紙に記事で載せてもろたらただです。載せてくれます。そやから、そういう意味でちょっとずつ説明していく。これも同じなんです。全ての項目がそうなんです。市民がわからんさかい僕がいろんなこと文句聞かなきゃいけない。それで一般質問しなきゃいけない。最終的には、僕がここでやって、結構テレビ見てくれる人もいます。ネットの録画見てくれる人もいます。それでも、見てくれるのはほんの一部です。それだけに、常に行政が頑張っているというPRで結構です。だから、PRしないから市役所は何もせんと言われるんです。だから、ぜひPR活動をしていただきたい。こういう行政の施策の進捗状況。よく昔言われたのは、夕方放送がポンポンポンというたらろくなこと言わんと。税金持って来いしか言わんって言われた時代があります、今は変わりましたけれどもね。初期、確かに固定資産税第3期分のどうのこうのの放送を固定資産税から保険税からやるんで、ポンポンポンと夕方鳴ると気分悪いわ言われたんですけども、こうい

う施策のPRは別に気分悪いと言われませんので、ぜひいろんな意味でPRして、みんなにわかる熊野市、わかりよい熊野市。クレームは、クレームと言うたらおかしいんですけれども、どないなつたあるんならえということが簡単に言うてくれる市役所をつくっていただきたいと思います。これで質問を終わります。

○副議長（山田 実君） 答弁は要らないんですか。

これにて中田議員の一般質問を終了いたします。

○副議長（山田 実君） 午前10時10分まで休憩いたします。

（午前 9時 53分）

○副議長（山田 実君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 10分）

○副議長（山田 実君） 一般質問を続行いたします。

9番 岩本育久議員。

（9番 岩本育久君 登壇）

○9番（岩本育久君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

その前に、昨日、市議会～語る会～の第1班として、端無委員長が熊野市の将来について市民の考える意見を当局に求めました。その木本町の会場で意見として出されたことを私から補足して申し上げたいと思います。といいますのは、この議会をテレビで、ライブで中継で見てるんですが、議員の声も、あるいは執行部のほうの声も、どこかで遮られるのかわかりませんが、声が、音声か時には聞きづらい面が多々多いというご意見がありました。議員の我々のほうも、当局の執行部のほうも、このマイクは長年経過しておりますので、音声がいいほうだと思いますが、結構伸縮しますので、そういうもののぐあいをお互いに気をつけて、なるべくマイクに近づくような形でお答えすれば、もっとライブ中継でも音声がよくならないかと思えます。その点、お互いに気をつけていきたいと思ひまして、市民のお声を告げさせていただきます。

では、質問事項に入らせてもらいます。

まず、1点目の東紀州5市町協同セールス in 台湾についてお尋ね申し上げます。

河上市長は、本年4月に東紀州地域の5市町と県で設置しました世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進協議会の会長として、年々増加している外国人観光客を東紀州地域に取り込むため、先月7日から10日までの間、台湾を訪問して本市の観光資源や自然の豊かさを感じさせるPRに努められたと思われます。台湾からの評価について、どのように受けとめられているのでしょうか。

また、今回のPR活動から、外国人来訪、誘客の受け入れ態勢などについて、今後の対応と展開、課題の必要性について、その指針をお伺いいたします。

○副議長（山田 実君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 岩本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、DMOということについてでございますが、これはディスティネーション・マーケティング・オア・マネジメント・オーガニゼーションという英語の略称でございます。その名のとおりでございますが、観光地のマーケティングとプロモーションを行うということでございます。

東紀州地域では、本年4月、関係5市町と三重県で組織する世界遺産・地域産業を活用した観光DMO推進協議会を東紀州地域振興公社を事務局として設置したところでございます。この協議会の目的でございますけれども、外国人観光客が年々増加する中、東紀州地域への外国人観光客の誘客を図ること、そして海外への地域特産品の販売促進を進めるということ、さらには地域の関係団体との連携を担う観光DMOの立ち上げを図ること、また、加えて外国人観光客が訪れやすい環境整備、情報発信を行うということでございます。

さて、議員ご質問の台湾への訪問についてでございますけれども、本協議会委員であります東紀州の5市町の首長及び三重県地域連携部南部地域活性化局長、また各市町の職員が、台湾から観光客をこの地域に取り込むため、11月7日から10日までの間、一体となって台湾を訪問し、東紀州のPR活動を行ってきたところでございます。

訪問の主な内容でございますけれども、1日目には、台湾で開催されているアジア最大規模といわれる国際旅行博であります台北国際旅行博の視察を行いました。その後、この旅行博の主催者であります台湾観光協会の頼会長と面談をさせていただいたところでございます。頼会長からは、台北国際旅行博への出展については、特に日本からの出

展は順番待ちになるほど注目度を集めているというお話がありましたし、さらには台北国際食品見本市などにも観光ブースとともに出展するのはどうかといった示唆をいただいたところでございます。

2日目につきましては、午前中から午後にかけて台湾の現地旅行社、メディアなど招待社21社を対象に東紀州全体の概要説明を行うとともに、商談会として、5市町及び三重県の6つのブースでおおのの観光資源や産業などの紹介を行ったところでございます。また、その後、台湾交通部観光局を訪れ、国際組の林組長さんとも面談をいたしました。林組長さんからは、日台ともに訪問者数が増加し、三重県とは台湾ランタンフェスティバルを通じて密接な交流があること、そして引き続き日台交流を求めたいというふうな発言がございまして、観光のみならず、あらゆる交流の可能性について意見交換を行わせていただいたところでございます。

3日目については、午前中から1日かけて、東紀州地域への誘客につながる可能性の高い旅行会社やメディアなど合わせて10社を2班に分かれて訪問し、地域の観光資源などをもとにセールスを実施したところでございます。また、その後、公益財団法人日本交流協会台北事務所を訪れました。この交流協会台北事務所とは、日本との国交がない台湾における実質的な大使館機能を果たしているところでございます。この事務所の沼田代表と面談をさせていただきました。代表からは、台湾における富裕層は質の高いサービスを求めており、安価なものやサービスの提供だけを考えるのは好ましくないのではないかといったようなアドバイスをいただいたところでございます。

熊野市としての台湾からの評価につきましては、商談会やセールスの訪問先においていろいろなご意見、要望などをいただいたところでございます。幾つか挙げてみますと、世界遺産については商品価値が高いということ、台湾では見ることのできない景観である丸山千枚田への関心が高い。一方で、大型バスが入れないということ。熊野市駅から各観光資源までの二次交通が課題ではないかといったことなどのほか、台湾から日本への旅行客が必ずと言っていいほど目を通す情報サイトを運営する担当者からは、公共交通機関利用時の不便さや移動に要する交通費が高いなどの指摘がありました。このような意見の反面、台湾ではこの東紀州地域はまだまだ余り知られていないため興味を示す旅行者の方も少なくなく、台湾からの集客の可能性を感じることができたところでございます。

台湾においても団体ツアーや個人旅行などの旅行形態や旅行目的が多様化しておりま

して、これら旅行ニーズに合わせた旅行会社への売り込みや、SNS、ソーシャルネットワークなどを活用したメディアへの情報発信等を行い、この地域を継続してPRする必要があると考えております。

なお、今回の台湾訪問を踏まえた今後の展開でございますが、この協議会では、商談会、交流会、招待者及びセールス訪問先に対する東紀州地域への招聘ツアーを来年2月ごろ実施する予定としております。この招聘ツアーでは、東紀州の観光資源や産業、体験施設などを実際にごらんいただき、体感していただき、台湾からの観光客に来ていただくための課題や改善事項などを台湾の観光のプロの視点から指摘をいただきたいと思っております。そして、そうした指摘のあった改善点などへの対応をしっかりと行い、今後の一層の集客に結びつけてまいりたいと考えております。

市といたしましては、台湾を含め訪日外国人客数が毎年増加を続けるこの好機を逃さないためにも、台湾のみならずアジアや欧米などからツアーやFIT、いわゆる外国人の個人旅行者の誘客の促進に向け、受け入れ態勢の整備や情報発信、セールス活動等について一層取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 詳細にご報告いただきまして、ありがとうございます。また、訪問の際には大変ご苦労さまでした。

台湾を選んだといいますのは、一番、本土から見て近隣というよりも隣国という表現が正しいかと思いますが、これは県との相談もあったと思いますが、台湾を選んだという一つのあれは何か理由があったのでしょうか。

○副議長（山田 実君） 市長。

○市長（河上敢二君） 台湾を選んだ理由としましては、県が台湾とタイをアジアにおいては重点的な観光集客を取り組む対象国としているということがまずあります。市として調べましても、台湾からの観光客については、既にいわゆるゴールデンルートを外れて日本のローカルなエリアにも旅行客がふえてるというようなことを考え合わせて、対象国としては適切な国ではないかというふうに判断をしたところでございます。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

ただいまの市長の答弁の中で、東紀州地域のDMOについては、地域にある観光資源を宣伝して地域と協同して観光地域づくりをしていこうという一つの法人組織やと。日

本版のDMOというのがありまして、これもやっぱりよく似た趣旨で、観光地域づくりのかじ取りと、それから多様な関係者と協同しながら観光地域をつくって実現していく、いろんな戦略の調整機能を備えた法人と理解いたします。

また、報道によりますと、我が国は観光立国として、本年の10月末で2,000万人、さらに、2020年には東京オリンピックとパラリンピックが開催されることとなりますが、それには4,000万人、さらに2030年には6,000万人という目標をお聞きしております。そういうことから、外人客が毎年増加する傾向が明らかでございます。

その観点からお聞きいたしますけれども、もろもろの熊野市における、あるいは東紀州における環境から、外国人の入り込み客が期待できる観点から、わかる範囲で結構でございますが、東紀州地域もしくは熊野市内への入り込み状況についてお聞きしますと同時に、外国人が来られたときに、本市における観光資源各所において外人向けの案内PR等については備えは万全なのか、その辺について当局にお伺いいたします。

○副議長（山田 実君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） 東紀州地域もしくは熊野市内への外国人客の入り込み状況につきましては、外国人の入り込み状況の統計はございませんけれども、参考といたしまして、観光庁宿泊旅行統計調査による東紀州地域の外国人宿泊者数は、これは従業員10人以上の宿泊施設を対象としたものでございますけれども、平成26年で367人、平成27年で2,696人となっております。また、熊野市の宿泊者数は、平成26年175人、平成27年125人となっております。また、鬼ヶ城センターの昼食提供数における外国人の割合でございますけれども、平成26年度全体で2万6,950食中4,144食で15.5%、平成27年度全体で3万8,123食中6,958食で18.3%となっております。熊野市観光公社における外国人の荷物預かりにつきましては、平成27年度で76件、平成28年度は4月から11月までの途中実績でございますけれども、242件と大幅にふえております。

また、本市への外国人旅行者の国別につきましては、現在のところ統計はとっておりませんが、主な国につきましては全国的な動向と同様に、主に台湾や中国、韓国などのアジア系が多いと伺っております。

次に、外国人向けの観光PRにつきましては、これまで多言語表記の石柱、観光サインの設置や市内公衆トイレの多言語化表記、また熊野市観光公社事務所への英語、中国語の観光案内所の看板設置、観光関連施設へのWi-Fi機器整備事業補助金制度の創設、日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語に対応した熊野市総合観光パンフレット

の作成、市内飲食店、宿泊施設、指さしコミュニケーションツールの配布、携帯アプリ
かざすCITYの多言語化、また熊野市観光協会ホームページの多言語化などのほかさ
まざまな対策を行ってまいりましたが、まだまだ万全の状態ではないと思っております。

今後も受け入れ態勢の整備のほか、情報発信やセールス活動等、外国人向けのPRに
ついて一層取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

鬼ヶ城センターへの立ち寄り、昨年の15.5から18%という伸びが示されました。また、
荷物につきましても大幅にふえとるといふことの数値も明らかにされました。

1つお聞きしますけれども、私も担当課からお教えいただきましたけれども、日本語
と、それから中国語と台湾語と韓国語で表示したパンフレットを置いています。これは
現在はどこへ置かれておるのでしょうか。

○副議長（山田 実君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） 観光交流課と、あと市役所のロビーとか、あと
観光施設、鬼ヶ城センターとかお綱茶屋とかそういう観光施設のほうにも置かせていた
だいてます。あと、熊野市の駅前の観光公社、観光協会のほうにも置いております。あ
と、道の駅等にも配布して、熊野市に来る際に途中で手にとるようになっております。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 私が思いますのは、外国人客が恐らく団体ツアーで来たとき、あ
るいは個人ツアーで来たときには、この地域を訪れたときには多分観光公社へ来ると思
います。そのときにいただく面もあるでしょうが、名所によってやはり置いておくべき
必要な箇所もあるんじゃないかと思えます。そういう箇所にも置けるような一つの工夫
を考えてもらいたい。確かに道の駅とか、そういう雨にたたかれないような大きな館の
ところには置いとるらしいですけれども、そうじゃないやはり観光名所にも置いておけ
ば、個人で訪れた外国人だって目を通せるんじゃないかと思えます。そういう面でひと
つまた考えてください。

○副議長（山田 実君） 観光スポーツ交流課長。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） そのことを考えまして、実は先日、丸山千枚田
のほうに雨にぬれないような対策をとるようにして観光パンフレットを設置したところ
でございます。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） もう1点、一度確認させていただきます。

市長にお尋ねいたしますが、答弁の中で、要するに世界遺産に対する評価が高いと。同時に、ある面では交通利用の不便さが指摘されました。そういうことから鑑みますと、要するに二次交通手段の確保になるんですが、どうでしょうか。タクシー会社あるいはレンタカー業者、バス会社等交通関連業者との連携を図りながら対応し、その輸送手段の確立を早急に取り組む方向性が必要ではないかと思いますが、その件について市長の見解をお伺いいたします。

○副議長（山田 実君） 市長。

○市長（河上敢二君） 全く議員おっしゃるとおりでございます。関係交通機関の皆さんとの連携、協力によって柔軟な対応が可能な二次交通の確保を図るための協議を行っていく必要があるだろうというふうに思っています。ただ、非常に問題な点は、そもそも台湾を訪問して感じたことなんですけれども、台湾における交通機関の料金が日本と比べて非常に安価であることから、先方が言われたような高い交通料金をどれだけ安くできるか、こういった課題を含めて、二次交通の確保に向けた協議をしていかなければいけないというふうに思っています。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 最後に、市長にご要望しておきます。

来年2月にツアーでこちらを訪れるということでございますが、その際には、三重県知事も感心しておられました、インパクトを持たれました楯ヶ崎をぜひとも見ていただくように、私、個人的な立場からそのツアーの方にもご案内していただければということをお願いしまして、この項はこれで終わります。

次に、学力調査の結果とコミュニティ・スクールの設置、いじめ防止等について、ご見解をお伺いします。

まず、1点目ですが、平成28年度全国学力・学習状況調査結果から、市教委としてどのように評価され、今後の課題をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

2つ目には、来年度にコミュニティ・スクールを設置することですが、その内容についてお伺いいたします。

3つ目には、3月議会に提出されようとするいじめ防止等に関する条例の内容について、市教委の見解をお伺いいたします。

○副議長（山田 実君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 倉本勝也君 登壇）

○教育長（倉本勝也君） 岩本議員ご質問の2項目めの1つ目、平成28年度全国学力・学習状況調査結果から、市教委としてどのように評価され、今後の課題をどのように考えているのかについてお答えします。

まず、当市の結果につきましては、川口議員の答弁でもお答えしましたが、教科調査結果につきましては、小学校では全教科の平均正答率が全国平均を0.3ポイントと若干上回りました。中でも算数の主として知識に関するA問題については、全国平均を4.1ポイント上回りました。中学校の調査結果については、全教科の平均正答率が全国平均を若干下回ったものの、該当学年が小学校6年生のときはマイナス6.9ポイントだったことと比較すると、そのポイント差は大きく縮まりました。

市教育委員会といたしましては、今回の結果については、これまでの各学校の取り組みの一定の成果が出たものと評価しておりますが、結果に一喜一憂することなく、取り組みの見直しも図りながら、児童生徒のさらなる学力の定着と向上につながる支援を地道に続けていきたいと考えております。

今後の課題としましては、これまでも本市の児童生徒の課題でありました説明を記述する問題などで全国平均を下回っている状況が今回も見られました。また、児童生徒質問紙調査結果において、学校の授業時間以外の1日当たりの勉強時間の質問に対して、1時間以上と回答した割合が、小学校では7.2ポイント、中学校では10.7ポイント全国平均を下回っており、家庭での学習時間が短いことがうかがえます。このことから、市の学力向上の重点目標の一つである家庭学習の充実については、まだまだ課題が残っていると考えます。今後、具体的な事例紹介などを行いながら、学校が家庭とより連携し、課題の克服ができるよう支援していきたいと考えています。

次に、2項目めの2つ目の質問、コミュニティ・スクール設置についてお答えします。

まず、コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みであります。コミュニティ・スクールを設置した場合、その学校では、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させる学校運営協議会を組織します。学校運営協議会の主な役割としては、校長の作成する学校運営の

基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べるなどがあり、それらを通して保護者、地域が連携し、自分たちの力で学校をよりよいものにしていこうとする意識が高まるとともに、継続的、持続的に地域とともにある特色ある学校づくりを進めることができます。

現在、市内の全小・中学校において学校評議員制度を導入し、各学校3名から5名の委員を委嘱し、地域と連携しながら教育活動を行っているところです。学校評議員制度とコミュニティ・スクールの主な違いは、学校評議員制度においては、校長が保護者や地域の皆さんの意見を聴取し学校運営に反映させることにとどまっていることに対し、コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会の委員となった保護者や地域の皆さんによる学校運営の基本的な方針の承認などを初め、学校運営へ主体的に参画いただくことになります。

本市では、29年度、新鹿小・中学校にコミュニティ・スクールを設置する方向で、県の支援を受けながら、同校の評議員制度を学校運営協議会制度に移行し、より一層地域とつながる学校となるよう取り組んでいく予定です。

教育委員会といたしましては、コミュニティ・スクール設置に伴う学校管理規則の見直しや環境整備も並行して進めてまいりたいと考えています。

最後に、岩本議員ご質問の2項目めの3つ目、いじめ防止等に関する条例の内容についてお答えします。

教育委員会では、熊野市子供のいじめの防止等に関する条例（仮称）の本年度中の制定に向け、現在準備を進めております。内容の詳細については検討段階ですので、本条例の概要についてご説明いたします。

この条例には、子供のいじめ防止に関する基本理念や責務を定め、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を明記する予定です。また、いじめ防止等に係る機関及び団体の連携を図り、効果的な啓発等について協議を行う組織の設置や、重大事態が発生した際に対応する組織の設置などについても明記する予定であります。

教育委員会といたしましては、本市におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、市、学校、家庭、地域、その他関係者が一体となっていじめの未然防止、早期発見、早期対応に当たることができるよう本条例の制定を進めてまいります。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） では、お伺いたします。

学力調査の評価と課題についてでございますが、今、結果を教えてくださいました。小学校の算数のAを除き、中学校の国語、算数も平均を下回っておるといことなんです。今回の試験は、市内の小学校、中学校何校で、その受験というか解答に当たった児童生徒数は何人なんですか。

○副議長（山田 実君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） お答えします。

学力・学習状況調査の該当学年は、小学校第6学年と中学校第3学年でございます。

本年度、学力・学習状況調査の調査対象児童生徒数についてお答えします。

小学校の実施児童は第6学年児童数で112名です。また、中学生は第3学年で124名となっております。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

調査結果の概要ももう少しお聞きしたいんですが、それとあわせてですが、4月に行われたんですね。4月に行われたということは入学して間もないです。中学校につきましては2年生の問題というんですか、小学生では5年生の問題という捉え方でよろしいのか。

あわせて、この市教委の発表は市教委独自の発表なのか。というのは、昨日、1番議員の質問にもありましたように、各学校で文科省に送るまでに評価しとると、分析しとるといことなので、その各学校の分析したものの平均化したものの発表なのか。

3つ目に、各学校で、その自分とこで分析した数値も市教委が関与せずに公表しているのか。3点についてちょっと確認させていただきます。

○副議長（山田 実君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） お答えします。

学力・学習状況調査におきましては、4月に実施いたします。ですから、小学校においては前学年、第5学年までの内容が対象となっております。中学校におきましては第3学年で実施いたしますので、第2学年までの既習内容についてが対象となっております。

続きまして、熊野市がホームページ等で公表している数値については文部科学省のデータでございます。また、一緒に公表しております分析内容につきましては、熊野市教

育委員会が独自で分析し、掲載しておるものでございます。

続きまして、各学校の公表についてでございますが、熊野市が今公表している内容につきましては市の平均値でございます。文章表記につきましては市の全体の概要という、傾向と概要、課題、強み、弱みでございます。各学校において公表となりますと、例えば受験人数が1名の学校があります。または2名という学校等があります。そういった学校において平均値を公表するということは個人の成績が特定されるということにもなりますので、そこは控えております。

以上でございます。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

そういう見解のもとから、要するにこの学力調査の問題につきましては、やっぱり学力とはテスト、イコール調査の点で図られるものではなくて、全国学力・学習状況調査で図る学力は、学校の教育活動の一側面として、学力の特定の一部として考えてもよいのか、そのように捉えてよろしいのか、教育長の見解だけお伺いいたします。

○副議長（山田 実君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） お答えします。

全国学力・学習状況調査の実施要領の中で、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるということが明記されております。

本市の公表においても、保護者、学校評議員等への文書において、本調査により測定できるのは学力の一部であること等を踏まえていただいた上で内容をごらんいただきたいと存じますという文章を明記しております。

教育委員会といたしましては、議員ご指摘のと通りの捉え方をしております。ただ、大切な側面の一つであるということもあわせてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

では、学力調査についてはこの程度で終わらせていただきまして、コミュニティ・スクールについてちょっと確認させてもらいます。

これは、先ほど壇上でも答弁ありましたように、新鹿小・中学校に設置されるということなんですが、これは一応1年という単年度なのか、あるいは何年間計画なのか、その辺について、まず1点お伺いいたします。

○副議長（山田 実君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） コミュニティ・スクールを設置するための国や県からの支援は単年度となる予定ですが、設置された場合は次年度以降も継続してまいります。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 継続していくということですが、最初からもう3年計画とか5年計画とかいうそういう言い方じゃなくて、やっぱり単年度ごとで見直していくということなんでしょうか。

○副議長（山田 実君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 地域とともにある学校という視点から、一度制定した場合は見直しを図りながら継続していく。単年度または限定した年度という考えは持っていないで、継続的に行っていく所存でございます。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） では、そのように努めていただきますようお願いいたします。

このコミュニティ・スクールについては、平成12年に政府の教育改革国民会議の報告をもとに創設されたということをお聞きしております。これは、先ほど壇上で答えられましたように、学校運営協議会、これは保護者、地域住民、教員で成り立つということをお聞きしております。このコミュニティ・スクールは、その後、平成17年度には17校だったのが、平成23年度には789、あるいはずっと飛んで平成25年度には1,570校、平成28年度には、国としては全国の公立小・中学校の1割に当たる3,000校を目指しているということをお聞きしております。

そういう観点から、学校運営協議会は置いたものの、保護者や地域住民による、かえって、言い方は好ましくないかわかりませんが、学校応援団的な要素が強いんじゃないかとも言われております。そういうことから、そうじゃなくて、保護者と、それから地域住民が協力していく、学校を支えていくという、地域とともにある学校を目指していくと理解してよろしいでしょうか。その教育長の見解をお伺いいたします。

○副議長（山田 実君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） お答えします。

コミュニティ・スクールにおいては、保護者や地域住民が学校づくりに参画し、連携・協働体制をつくることで、議員ご指摘の地域とともにある学校づくりの実現を目指してまいります。その中で、地域ならではの創意工夫を生かした学校づくりを進めてまいります。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） はい、ありがとうございます。

そういう観点から、来年度コミュニティ・スクールが設置されます。よりよい方向で学校運営が、協議会をつくられて進むことを期待しております。

次に、いじめ防止条例についてお伺いいたします。

まず、いじめの被害を防ぐためには、早い段階での実態を把握して学校現場の意識改革を進めるべきだと指摘されております。文科省の問題行動調査によっても、昨年把握されたのが、いじめは調査以来最多の22万4,540件に上がっておりまして、前年度より3万6,468件多いと言われております。いじめの問題を抱えた児童生徒の自殺も過去最高の9件で、深刻な状態。あるいは自殺とは思えない数値も恐らくあるかと思いますが、そういう明らかになったのが9件。これは、好ましくないかわからんですが、最近、福島県から東京へかわられた生徒が原発避難中学生としていじめ、あるいは福島から新潟へ移られた方のいわゆる菌を使われたいじめという、最近そういうこともあります。これは、かえって先生のほうからいじめに加わったという明らかな実態が報道もされております。

そういう観点から、要するに文科省の発表ではそういう数値です。では、熊野市内での喫緊の市教委として把握している数値を簡単にちょっとお願いいたします。

○副議長（山田 実君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 平成28年のいじめの発生状況でございますが、小学校において11月末日までに9件、中学校において11月末日までに5件発生しております。小学校の8件については解消しておりますが、1件につきましては見守り支援中でございます。中学校の5件につきましては全て現在のところ解消している状況にあります。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 実態はそういうことがありまして、解決に向かっておるということで大変喜ばしいことと思うと同時に、一人もなくするように、学校現場あるいは家庭、地域でそういうふうに対応していきたいと思っております。

1点だけ確認させていただきます。

このいじめ防止条例は市教委主導なのか、あるいは昨日1番議員もあれしたように、学校あるいは保護者等、あるいは地域も含めて、そういう意見の聴取をして条例をつくっていくような方向の考え方はないのか、その2点について確認させていただきます。

○副議長（山田 実君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） お答えします。

いじめ防止に対する基本的事項を定めるため、条例案の制定につきましては教育委員会内で協議を進めております。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 市教委主導で対応されるということなので、いずれ3月議会に提出されるまでには議会にも何らかの報告があらうかと思えます。またいろいろとご審議をさせていただきたいと思えます。この項はこれで終わります。

3つ目のごみ減量化の対応についてお伺いいたします。

まず1点は、本年4月から資源プラスチック類の分別回収を実施してきておりますが、これまでの収集量の実績と今後の対応策についてお伺いいたします。

2点目には、熊野市ごみ減量化市民行動計画の取り組みについて、今後の課題についてお伺いいたします。

○副議長（山田 実君） 3項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

環境対策課長。

（環境対策課長 栗須廣也君 登壇）

○環境対策課長（栗須廣也君） 岩本議員ご質問の3項目めのごみ減量化の対応に向けてについてお答えいたします。

まず、1番目の資源プラスチック類のこれまでの収集量の実績と今後の対応策についてお答えいたします。

熊野市では、ごみ減量化やリサイクルを推進するために、ことし4月から資源プラスチック類の分別収集を始めました。市民の皆さんにご協力をいただきまして、ことし4月から10月までの7カ月間の各ごみステーションでの資源プラスチック類の収集量は約45tでございました。また、この間の燃やせるごみの収集量は約2,184tで、前年同期と比べて約392t、約15%の減少となっております。一方、紙類の収集量は大きな変化はございませんでしたので、資源プラスチック類や紙類の収集よりも大幅に燃やせるご

みの量が減っている結果となっております。まず市民の皆様のご協力に感謝申し上げます。

資源プラスチック類の分別につきましては、収集開始後、市民の皆様からは燃やせるごみの量がすごく減ったとのご意見もいただく一方で、分別方法がわかりにくいや汚れの基準の判断がしにくいなどといったご意見もいただいております。このため、随時、広報くまのや防災無線、地方紙への折り込みチラシ等を活用しながら、資源プラスチック類の分別についての周知や分別の協力を呼びかけているところです。

しかしながら、最近、資源プラスチック類の毎月の収集量が減少傾向にありまして、それにあわせて、燃やせるごみの前年同月と比べました削減率も少し下がってきております。このため、再度、資源プラスチック類の分別やごみ減量化の取り組みを継続していただけるよう、広報、啓発や各地での説明会の開催を通じて、4月から6月ごろまでの勢いを取り戻して維持していきたいと考えております。

次に、(2)のごみ減量化市民行動計画の今後の課題についてお答えいたします。

ごみ減量化のためには、市民の皆様一人一人が各家庭から排出されるごみの量をいかに減らしていけるかが重要だと考えております。今後は、資源プラスチック類の分別に加えて、生ごみの自家処理や水切りの推進、紙類や草木類の分別の徹底などについて家庭で具体的に取り組むことができる方法を柱に、ごみ減量化を進めてまいります。そのため、先ほど述べさせていただきましたが、市の広報やホームページ、各地での説明会の開催等を通じ、できるだけわかりやすい情報提供を行い、市民の皆様には繰り返し粘り強く協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、市が昨年10月に策定したごみ減量化市民行動計画における削減目標——3年間で市民1人当たりの燃やせるごみの量を25年の実績と比べまして20%、総ごみ量を11%削減するというものでございますが——の達成に向け取り組みを進めてまいりますので、市民の皆様にはごみ減量化に対するご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

6月の議会で、代表質問として11番議員も、瀬戸でしたかね、資源プラスチックの回収には増日の提言もありました。私も、地域からは、地区からは、自治会とか町内会か

ら聞いてませんが、不特定多数の方から資源プラスチックがふえるんやと、何とか回収方法も増日できないのかという声も聞かれます。この増日することによって、さらに資源プラスチックごみがよい方向に、私はかえって進むと思うんですよ。そういう面で、新年度からの面でも一度できればそういうふうな対応をすると。もしスムーズに進んで調子に乗れば、またその日を削ることもやぶさかでないけれども、削ることよりもふやすほうが大変なので、やはりそういう来年度から回収日を、今、月2回ですか、3回にするとかいう方向も考えることによって資源プラスチックの回収率もよくなると思います。一応そういうことを提言しておきます。

最後に、市長にお聞きいたしますが、市職員も新年度からに向けて120回も開催してきたその実績が、市民がこのように40tの資源プラスチックが回収されております。そういう思いから、今後一層進めていく市民行動計画に基づいて、市長としてのごみ対策について思いがあればお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（山田 実君） 市長。

○市長（河上敢二君） 資源プラスチック類の分別を始めてからは、先ほど課長が壇上からも申し上げたとおりでございますが、非常に市民の皆さんのご協力によって分別が進み、燃えるごみが減ってきております。ただ、残念ながら、先ほどこれも課長が申し上げたとおりでございますが、だんだんと資源プラスチック類の収集量が減ってきてるとい実態がございますので、やはり何といたってもこれは市民の皆さんの対応によってしかごみ減量というのは実質的に進まないわけですから、引き続いてしっかりと協力を求めさせていただきたいなというふうに思っています。

このプラスチック類の分別の収集を始める契機が、市内における市民の皆さんの1人当たりのごみの排出量が県内14市の中では相当よくない数字でございましたので、ぜひとも、繰り返しになりますけれども、市民の皆さんのご協力をいただいて、少しでも燃えるごみの減量を図り、環境によい取り組みを進めさせていただきたいなというふうに思っています。

先ほど回数が増ができないかというお話がありましたけれども、これも今の職員の体制では非常に難しいということは環境対策課から聞いております。どこかを減らしてこれをふやすというようなことでは可能かもしれませんが、さらに一度検討をさせてまいりたいと考えております。

○副議長（山田 実君） 岩本議員。

○9番（岩本育久君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

○副議長（山田 実君） これにて岩本議員の一般質問を終了いたします。

○副議長（山田 実君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時 09分）

○副議長（山田 実君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

○副議長（山田 実君） 一般質問を続行いたします。

8番 下田克彦議員。

（8番 下田克彦君 登壇）

○8番（下田克彦君） 議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、大きく2点について質問をさせていただきます。今回の質問、国や県の話、政策だとは思わずに、地域住民にわかりやすく伝えていただくのが基礎的自治体の役割だと思いますので、そのことをしっかり受けとめていただいてご答弁をいただきたいと思っています。私自身も、執行部の皆さんに目をつぶられないように緊張感を持って質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず最初に、改正年金機能強化法、いわゆる無年金者救済法成立に伴う周知徹底についてでございます。

公的年金の受給資格を得るのに必要な加入期間、いわゆる受給資格期間を25年から10年に短縮する無年金者対策について、施行日を消費税率10%への引き上げ時、再延期した2019年、平成31年10月から今年の8月1日に前倒しをする改正年金機能強化法が11月16日の参議院本会議で全会一致をもって可決、成立をいたしました。

受給資格期間の短縮は、公明党の強い主張を受けて社会保障と税の一体改革に盛り込まれ、消費税率10%への引き上げと同時に実施することが決まっております。

しかしながら、来年4月に予定されていた税率引き上げの2年半延期に伴い、2019年10月までの実施延期が懸念をされておりましたが、施行は2017年8月で、年金につつま

しては同年9月分、受け取りは来年の10月からでございますけれども、支給をされる予定となっております。これにより、約64万人が新たに年金の受給資格を取得することができます。受給資格期間の短縮には、将来にわたって無年金となる人を大幅に減らす効果が期待でき、またアベノミクスの効果がまだ及んでいない高齢者などへの対策でもあります。

そこで、当市において、今回の法改正により無年金者から受給資格者になられる方も多数おられると思いますので、周知徹底などの取り組みをしていただきたいので、以下の点についてお伺いをいたします。

まず、1点目、請求の手續についてでありますけれども、日本年金機構は明年3月以降、対象者に支給請求書を送付するなどして受給資格の確認作業を進めると報道をされております。当市は、尾鷲市にある年金事務所に相談に行かなければならないわけでありまして、現在やっただいております月1回の市役所での相談回数、また紀和総合支所での相談回数をふやしていただき、高齢者が受給漏れをしないような取り組みをお願いしたいと思います。

2点目としましては、今後無年金者をさらに出さないためにも、後納制度や免除などの申請の情報を市として情報発信をさらにすべきではないか。

この2点について大きく伺いますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○副議長（山田 実君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市民保険課長。

（市民保険課長 仲 俊光君 登壇）

○市民保険課長（仲 俊光君） 下田議員のご質問のうち、1点目の改正年金機能強化法に伴う周知徹底についてにお答えいたします。

まず、ご質問の1項目めの①請求の手續についてですが、現在、尾鷲年金事務所による年金相談は、熊野市役所で毎月第1水曜日、紀和総合支所では偶数月の第3金曜日に合わせて年間18回開催されており、1回当たりの相談件数は熊野市役所で10名程度、紀和総合支所では3名程度となっております。今回の法改正による受給資格期間の短縮に伴い、年金相談の件数が増加すると見込まれますので、年金相談の回数をふやしていただくよう尾鷲年金事務所に要望を行ってまいります。

高齢者の受給漏れ対策につきましては、今後詳細が示されることとなっておりますが、尾鷲年金事務所と緊密に連携をとりながら対応してまいります。

次に、1項目めの②無年金者を出さないための市としての情報発信についてですが、年金相談につきましては、市広報紙、文字情報及び防災行政無線で周知、広報をしておりますほか、昨年度は市広報紙で年12回のうち6回に年金制度についての記事を掲載し、周知に努めております。

今後も年金手続や年金制度の周知につきまして、尾鷲年金事務所と連携を図りながら対応してまいります。

○副議長（山田 実君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 今、ご答弁いただきまして、緊密に連携ということですが、年金機構も、相談者が殺到しないようにということで、5回に分けて支給請求書を送付する方針やというふうに聞いております。中身は違いますけれども、消えた年金問題等のとき、非常に殺到して、そのあげくにたらい回しに遭ったというようなことを私も経験をいたしました。ここへ相談に来る前に、こういう相談ですということで事前に申し上げたにもかかわらず、非常に相談者が多く、年金事務所に相談に来てくださいと。年金事務所に行きましても相談者が多くて、また後日にしてくださいというようなこともありまして、何遍足を運ばされるんだというようなこともございましたので、課長が言われるその緊密というのがどういう意味かわかりませんが、しっかりと対応していただきたいということと、塩崎厚生労働大臣も、市町村との連携を強化する考え、国が支援のあり方、留意点などを具体的に示すべきだということで、国会の質問を受けてそういうような答弁をされておりますけれども、現在、具体的な話というのは何かあるんでしょうか。

○副議長（山田 実君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） まだ法案のほうは成立したばかりということで、これから日本年金機構尾鷲年金事務所を通じて連絡なり通知があるものだと考えております。

○副議長（山田 実君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） これは、課長、言ってくるまで熊野市としては待っているしかないということなんでしょうか。お役所の体質上、そういうことになろうかと思うんですけれども、今回の対象者の相談もそうなんですけれども、64万人無年金者がなくなるという話なんですけれども、さらに、無年金者がゼロになるかということ、20万人ほどまだあるというような状況のお話もあります。

広報はしていただいておりますけれども、やはり我々日々相談を受ける中で、やはり

年金の相談もございまして、先般も、最低掛ける25年に3年を満たずしてお亡くなりになられた方がございまして、お亡くなりになられてからのご相談でしたのでどうしようもなかったと。もう少し早目にご相談をもしただいておれば、またご本人並びにご家族がそのことに気づいていたら、無年金にならずに、遺族年金の支給も当然なかったわけですから、さらなる情報発信をしていただきたいと思います。載せてます、出してます、でもやはりなかなか見ていただけないという部分も、歯がゆい部分もあろうかと思えますけれども。

そこで、この制度につきましてはかなり周知をされておるところもあるんですけども、10年さかのぼって後納できますよという制度が昨年もう終了いたしまして、昨年度からさらに5年さかのぼれますよというこの制度が、これは平成30年9月までの3年間ということによろしいでしょうか、そういった制度もございまして。

こういった中で、数字は出ますかね。全国の数字は出ておるんですけども、例えば熊野市で、この制度の相談件数、またその申請者の数というのは把握されてますでしょうか。

○副議長（山田 実君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） 議員ご指摘のとおり、過去10年間にわたって、10年間後納制度というのが平成24年10月から昨年平成27年9月までの3年間実施されまして、その後、平成27年10月以降につきましては5年後納制度に変わったということで、これが平成30年9月までの3年間に限って、過去5年間の保険料を納めることができるというものでございます。

尾鷲年金事務所によりますと、熊野市では23人がこの制度を利用して、70月、108万6,290円の保険料を納めているということでございます。

○副議長（山田 実君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） ありがとうございます。

それと、今、熊野市の数字を言っていただきましたんで、10年度の後納制度で全国で利用者数として118万4,747人という数字も出ておりまして、もう一つ、広報していただいておりますけれども、この制度を活用した場合に年金額が増額されるという部分があるんですけども、この辺は広報されておる部分に盛り込んでいただいておりますでしょうか。

○副議長（山田 実君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） 昨年度につきましては、年12回のうち6回広報させていただきまして、4月に学生納付特例、7月には保険料免除申請、それから10月にはこの保険料後納制度と広報いたしました。そのあたりにつきましても広報させていただいているところでございます。また、12月には国民年金基金、そして1月には源泉徴収票及び保険料の口座振替について、また3月には口座振替について、この年金制度につきまして広報紙に掲載して、周知に努めている次第でございます。

○副議長（山田 実君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） わかりました。今回のこの質問がさらなる周知徹底になればというふうに思います。

今、言っていただきました保険料の免除制度、さらに保険料の納付猶予制度、この中身について今回は触れませんが、そういったこともしっかり周知をしていただきまして、受給資格の要件が今回下がったわけですので、保険料をしっかり納付をして、年金を少しでも多くいただきたいというふうに考える人が熊野市内で多くなるきっかけになればというふうに思っておりますので、まず1項目めの質問はこれで終わらせていただきます。

じゃ、次に2項目めいきたいと思います。

次に、平成29年度の市の予算編成についてであります。

政府与党は、成長と分配の好循環が隔々まで行き渡る日本経済の構築に向け、2016年度第2次補正予算を成立させ、今後も一億総活躍プランの実施、さらなる地方創生のために、まち・ひと・しごと創生事業が継続できるよう、地方創生交付金について継続的に財源の確保に努めていただいております。

そのような中、三重県は9月27日に平成29年度当初予算調製方針案において、事業経費を平成28年度当初予算ベースの55%で要求する基準を発表しております。今年度も一昨年度の7割程度だったと思いますが、このような状況で市の来年度の事業が今年度のように編成できるのかどうか。ご存じのように、熊野市の歳入の半分以上が地方交付税と市債である現状です。このままでは、できなくなる事業、大幅な規模縮小もやむを得ない状況なのか、以下の点についてお聞きをいたします。

県の単独事業、県からの補助金、負担金事業、国からの補助金などについても、三重県の負担割合の縮小により、今年度よりどの程度、来年度の熊野市の事業規模が縮小になるのか。また、市費を増額させてでも予算を、事業を確保していくのか、この点につ

いてお聞きをいたします。

○副議長（山田 実君） 2項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

市長公室長。

（市長公室長 大西浩文君 登壇）

○市長公室長（大西浩文君） 下田議員ご質問の2項目め、平成29年度の市の予算編成についてにつきましてお答えいたします。

三重県の財政状況は深刻な状況にあり、本年9月に三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）が示され、平成29年度から31年度までを財政の健全化に向けた集中取組期間として、持続可能な行財政運営の維持に向けた取り組みを行うこととされています。この取り組みの中で県内市町に影響のある事柄としては、県の事務事業の徹底した見直しや県単独補助金の見直し、社会保障関係経費についても裁量の余地のある事業の見直しが想定され、当市にも大きな影響があるものと認識しております。

このような状況の中、三重県の平成29年度当初予算調製方針の中で、県の各部局に対して政策的経費を平成28年度当初予算額の55%以内で要求することが求められております。県の予算要求状況については、12月に総務部が取りまとめをしたものが示されますが、当市においてもそれまでの期間、各所属において情報収集に努めていきたいと考えております。

県の単独事業、県からの補助金、負担金事業、国庫支出金の三重県の負担割合の縮小等によって、当市の事業規模がどれくらい縮小になるかにつきましては、要求状況の全体像や個々の事項がまだ示されておられませんので、詳細はわかりません。ただし、当市の県支出金以外の重要な財源である市税、地方交付税や国庫支出金、市債などは県の財政状況の悪化から直接影響を受けず、また県の支出金の中でも、あらかじめ法令等で県の負担割合が定められているものや、県が国から交付を受けた金額をそのまま市町に交付するものなどがあり、現時点では、例えば事業費にして数億円単位の大幅な影響はないものと考えております。

市費を増額させてでも予算を確保していくのかにつきましては、例えば、漁港建設事業に代表されるような国庫補助事業の三重県の負担が軽減された場合などは、国庫補助事業は県、市を合わせた地方負担割合というものが決まっている場合が多いので、従来から市で減額された分を肩がわりせざるを得ない場合があります。そのような事業以外で、これまで県の負担額が減額された場合、大まかに言って県の減額分は市で肩がわり

せず、市の負担分はそのまま継続していく方針をとっておりました。県の負担額が減った分を全て市で肩がわりすることは市の財政に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、今後も原則としてはこの方針を続けていきたいと考えますが、個々の事業の検討におきましては、市民生活に大きな支障を及ぼすものなどについては市の負担額をふやさざるを得ない可能性があると考えております。

なお、三重県市長会におきましては、三重県知事に対して平成29年度予算編成に向けての特別要望として、まず1つには、子育て、介護、医療など社会保障施策を初め、県民の生活に大きな影響を及ぼすことのないよう、所要の予算措置を講じること。2つ目として、喫緊の課題である地方創生の推進、防災・減災対策、社会基盤整備の推進、教育施策の充実について財源を確保すること。3つ目として、予算編成上、制度改正を伴うものについては、関係市町と事前協議を行うとともに、市町の負担を増加させないこと。4つ目として、市町の予算編成に当たり、三重県予算の基本方針を総括的に把握することが必要であることから、早期に考え方を提示するとともに、関係する市町との協議を行うこと。5つ目として、市町が取り組む国の経済対策に係る諸事業の県負担分については、所要額の全額を予算措置することを本年11月に要望いたしました。

いずれにいたしましても、県の財政状況の悪化による市民生活への悪影響を極力軽減するよう、市の財政状況を勘案しながら予算編成作業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山田 実君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） こういった厳しい状況が今に始まったわけでは——それは県も市も同じでありますけれども、他市町はともかく、やはり執行部としましては本当に三重県に対して、また国に対して、人の町はともかくやっぱり熊野市だけは本当に事業を確保していくことが直接的、間接的に市民生活を大事にしていくということだと思います。

それで、12月に県の総務部という話がありました。今現在では、公室長、その29年度の先ほど申しあげました当初予算の調製方針、これ以外には具体的なものは何も出てきてないということでしょうか。

○副議長（山田 実君） 市長公室長。

○市長公室長（大西浩文君） 方針としては、調製方針が示されているもののみでござい

ます。ただ、予算のその影響等については、こちらからも聞き取りをしているところがございます。

○副議長（山田 実君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 聞き取りという話でしたが、先ほどの市長公室長の答弁からいきますと、各担当課で情報収集をしないと。

そこで、各担当課に少しずつちょっとお聞きをしたいと思っておりますけれども、一番影響を受けるであろう農業振興、林業振興、また水産の部分、漁港整備等あると思います。現在、県の担当者と話し合いをやってわかっていることがあれば、農業振興課長、林業振興課長、水産・商工振興課長、とりあえずは今年度同様に予算要求をしていくのか、12月を待つのか、その辺具体的にお話ししていただける部分があれば、市民生活にこのままでは影響があるよと。先ほど市の負担割合がそのままの部分もあれば、ふやさざるを得ない部分もあるといった市長公室長の答弁を補足してご答弁をいただけたらと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○副議長（山田 実君） 農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） まず、私、農業振興課から答弁させていただきます。

農業振興課で一番大きく影響するのは、県営中山間地域総合整備事業といいまして、農業基盤の整備でございます。

これにつきましては、この10月に東紀州地域の担当課長等と三重県の農水商工部長と東紀州から選出されております県議に対して、確保してくださいという、来年度も同様な予算を確保してくださいという要望活動をしました。また、それに基づき、いろんな情報交換、この55%という中で、一番この県営中山間地域総合整備事業に関しては農業基盤において本当にきめ細かく整備をしてもらうこともありますし、5年間の計画という中でやはり進捗を進めていかななくてはいけない。何としてでも、55%でなく前年並みにお願いしたいということの情報交換は常に実施をしております。

以上です。

○副議長（山田 実君） 林業振興課長。

○林業振興課長（橋詰寿人君） 林業振興課が県のほうに聞き取りをさせていただいたところ、農山漁村地域整備交付金、具体的には林道の開設とか、あとは橋梁の修繕工事です。あとは森林環境保全整備事業、これも林業専用道路の開設工事です。あとは県単林道事業、主のところでは環境創造事業、そしてあと造林事業、これは国補、県単ござい

ます。そして、あと県営林道、国庫の治山、県単治山などが想定されます。

以上です。

○副議長（山田 実君） 水産・商工振興課長。

○水産・商工振興課長（下和田貞明君） お答えいたします。

水産分野におきましては、既に平成28年度、今年度から影響が出ております。具体的には、遊木漁港において実施しております岸壁の耐震強化を図る漁港施設機能強化事業では、これまで50%の国の補助に上乗せして県の補助が20%ありました。この20%の上乗せ補助が今年度から廃止されております。

このほか、県が40%の補助を行う県単漁港改良事業についても、今年度事業の内示がない状況でございます。このような状況が来年度も続くのではないかとというふうには思っております。

以上です。

○副議長（山田 実君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 今、3課長にお聞きしただけで、直接的、間接的にかかわらず、市民生活にもう既に大きな影響が出てきておるということは間違いないなというふうに思います。

ほかの課長さんにもお聞きをしたいんですけども、時間があるようなないような、まだありますね。

例えば、教育長、臨時特別支援教育の支援員なんかは、これは県7割でしたかね。その辺についての予算の教育委員会としての影響というのは、今のところ実感としてございますか。

○副議長（山田 実君） 教育長。

○教育長（倉本勝也君） 教育委員会といたしましては、県単独加配の教職員について、具体的な県からの説明等はございませんが、それが削られるということを懸念しております。議員おっしゃったような部分についても懸念を持っておりますので、県教育委員会に対し、最低、現状維持ということでお願いをしております。

○副議長（山田 実君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） ここまで来ると、本当に三重県でイベント一つやっても県下で批判を浴びとるような状況もございまして、熊野市民ももちろんそうですけれども、派手なことはやっていらんと。本当に日々地道に生活がしていただける行財政運営をしてい

ただきたいというのが多くの庶民の願いではないかなというふうに思っております。

市長にもお聞きしたいんですけども、地方創生の関連予算が、市でも地方創生事業を始めたときに、妊婦の無料健診14回を既にもうずっとやっていただいていたんですけども、これを地方創生の予算に組み替えられておまして、当初私も、じゃ、地方創生でやるべき事業がほかにあるのに何でこれをこっちへ持ってきたんやというのは、そのときむっとしましたけれども、県を通さずにそういった行財政運営をしていただけたんかなと勝手に思ってたんですけども、そのことは横に置いたとしても、恐らく各課、市長からの指示で、なるべく県を通さずにできる事業で引っ張ってこいという指示があるんかというふうに思いますけれども、しかしながら、地方創生関連予算だけで乗り切れていくのかなというような非常に難しい部分があります。

市の最重要課題は、やはり雇用政策、地域間競争にさらに勝ち抜いていかなければならないという部分だと思いますけれども、このまま行きますと、当たり前で税で補うべき市のサービスというのが、今までしていただいていたそのサービスというのが税で、いや、これも受益者負担です、あれも受益者負担ですよというふうな可能性が非常に出てくるのではないかなということが1点と、そやけど、市長公室長も答弁されましたけれども、今まで100万円の事業がありましたと。県が30万円出していただきましたと。いやいや、もう三重県は10万円しか出せませんよということで事業規模が50万なり30万円になってしまうというような可能性があるんであれば、本当に直接的、間接的にも市民生活に影響ということになると思います。

市長は、これまでも知事と一対一の対話等もされておりますけれども、そこら辺は今まで具体的に話をされたことがあるのかどうかということと、最近は少し少なくなりましたけれども、一時期、教育委員会なんかでは、非常に同じようなことを市がやっとなのに県もやっとなというような二重行政の部分、さらに、県なんかは結構コンサルタントへの事業の丸投げとか、一番僕が腹が立つのは、国の予算、一応交付税とかいろんな事業が来て、事務費を県が持ってっちゃいますよね、人件費なのか。この辺について、非常に答弁しにくいとは思いますが、市長の見解を。この事務費を市町へ持ってこいというふうに私も声を大にして言いたいですけれども、市長もぜひ言っていただきたいという部分と、知事との対話の中で今回の件の話し合いというのはされたのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（山田 実君） 市長。

○市長（河上敢二君） ちょっと事務的な、その事務費をどうするかという話はちょっと私、詳しい事情を十分に把握してないんで、必要に応じて担当課長から申し上げますが、知事との話し合いということでいえば、先ほど市長会が予算に関する特別要望を県に行ったということですが、実はこれは市長会だけじゃなくて、町村会も同じレベルで知事に特別要望を出したところなんです。

それで、市長会で、実はこういう要望については従来から一般的な要望としてはありましたけれども、今回、特に特別要望として、先ほど5つの点を市長公室長が申しあげましたけれども、要するに県の減額分を市町に負担させるなというのが一番強い思いでございます。この特別要望については、実は市長会の中で私が最初に提案をして、防波堤を築くべきだという提案の結果行われたものでございます。

それ以外に、具体的に知事に申しあげた点は2つございます。それぞれ、私が市長という立場でありながらも各種団体の長という立場もございまして、その各種団体の長の立場で申しあげたことの1つは、東紀州地域振興公社の理事長として、原則、この公社の運営に係る予算については県2分の1、市町2分の1となっておりますけれども、ある部分については、県が地方創生のお金を使おうとしたりするものですから、実質的な県の負担が少なくなりつつございます。そういう点については、やはりルールどおり、原則どおり2分の1の負担を県として行うべきじゃないかというような要望をしまして、高速道路についても、熊野尾鷲道路の期成同盟会の会長をやらせていただいておりますが、県が負担を削ると全体としての事業費は少なくなるわけでございますから、場合によっちゃ進捗に支障が生じることもあるんで、国がつけた予算に見合う県の負担額については100%国につき合いをしてくださいというような要望をしたところでございます。高速道路の県費負担についての回答については、明確に、国が予算をつけた場合には県もその必要な負担は行いますということがございましたけれども、東紀州地域振興公社の件に関しては頑張りますという返事しかなかったということでございまして、実質的な回答は得られておりません。

市長会、町村会の要望に対しても、副知事対応と聞きましたので、明確な方向性のある回答はもらってないんじゃないかということでございます。

○副議長（山田 実君） 下田議員。

○8番（下田克彦君） 先日来、議員の一般質問に対しまして課長方が県へしっかり要望していきますというご答弁をされておるんですけれども、非常にそれもむなしく聞こえ

てきたりもします。本当にやはり今の市長のご答弁からも、予算編成、予算の計上に当たっては市長の専権事項、執行部の皆さんでのことであって、我々には予算の権限はございませんけれども、これを機会に、大変に厳しい状況になるという、まずはその認識に立たなければならないかなというふうに思っておりますけれども、しかしながら、行財政運営をしていく上で、当然、議会もそうですけれども、今既に厳しい、本当に厳しい市民生活が少しでも上向きになるようにとり行っていくのが行政の役割であり、さらに言えば我々の政治の務めだというふうに思っております。よく言われる言葉ですけれども、将来に負担を先送りすることがないような行財政運営が基本というのが、単なる文句なのか、本当にそれをやっていくのかというのは、この年末年始、また今後の予算編成にかかってくるのではないかなというふうに思います。

国の交付金のフル活用、こういう取り組みについてですけれども、地方創生も始まってしまいましたので、いよいよひと・まち・しごとにおいて年々結果を、実績を出していかなければならない、来年度は特にそういう年になると思います。議会としましても、皆さんが出されました予算編成につきまして、いつも以上にチェックをするなり注視をしながら議論をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○副議長（山田 実君） これにて下田議員の一般質問を終了いたします。

○副議長（山田 実君） 午後 1 時 55 分まで休憩いたします。

（午後 1 時 40 分）

○副議長（山田 実君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 55 分）

○副議長（山田 実君） 一般質問を続行いたします。

4 番 大橋秀行議員。

（4 番 大橋秀行君 登壇）

○4 番（大橋秀行君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

質問は 1 項目でございます。2 次災害防止に向け早急な大又川の堆積土砂撤去を。

平成23年9月、12号台風により、当地方は200年から300年に一度という大変な被害を受けました。光陰矢のごとしといいますが、あれからはや5年と2カ月、東日本大震災からでも5年8カ月を経過いたしました。

そんな折、先月22日、福島県沖を震源とする震度5、マグニチュード7.4の地震が発生し、仙台港では1.4mの津波が観測されました。福島第二原発では、使用済み燃料を保管するプールの冷却水のポンプが一時ストップしていると報道され、かつての原発3基のメルトダウンが思い起こされました。さらに、津波は大丈夫でも、地震によりタンクに入った汚染水や地下にある高濃度汚染水6万8,000tは大丈夫なのかと大変不安な気持ちになりました。幸いにも軽微な被害で済みましたが、まさに災害は忘れたころにやってくるということを再認識し、足元から見直す必要性を強く感じました。

紀伊半島大水害の被害も、市、県等の行政の力により大部分が復旧しました。しかしながら、小又川を含む大又川流域の土砂の撤去作業におきましてはまだまだ不十分であり、2次災害を恐れる周辺住民から早急の堆積土砂の撤去の要望が強まっております。災害発生時より5年以上経過していることへの焦りと不満も出てきています。

そこで質問いたします。

1、平成23年9月に発生した大又川流域での山腹崩壊（土砂災害）に伴う流出土砂の推定数量と、その箇所数を把握しておりますでしょうか。

2点目、その後、今日までに大又川流域より撤去されました土砂の搬出量と場所を教えてください。

3点目、河川のしゅんせつをする場合、工事の発注はどのような方式で実行されますでしょうか。

○副議長（山田 実君） 1項目めの質問について、執行部の答弁を求めます。

建設課長。

（建設課長 仲森弘安君 登壇）

○建設課長（仲森弘安君） 大橋議員ご質問の2次災害防止に向け早急な大又川の堆積土砂撤去をにつきましてお答えいたします。

1点目の平成23年9月に発生した大又川流域での山腹崩壊に伴う流出土砂の推定数量とその箇所数を把握しているかについてでございますが、平成23年9月の紀伊半島大水害の際には、記録的な豪雨により市内各地で山腹崩壊が発生し、大量の土砂や流木が河川へ流出したことにより、たくさんの河川護岸や道路、橋梁等が被害を受けました。大

又川の流域となる五郷町や飛鳥町地内におきましても、多数の山腹崩壊が発生したことは市も承知しているところです。

しかし、災害発生直後に重要なことは、早急に復旧工事を行うための市が管理している道路や河川等公共施設の被害状況調査等、災害査定を受けるための準備であり、この段階で災害復旧工事として申請が可能な土砂撤去については数量を算出してまいります。災害復旧工事に直接関係しない山腹崩壊や、それに伴う流出土砂量までは市では把握しておりません。

なお、この件に関し熊野農林事務所へ問い合わせをしましたところ、山腹崩壊等の箇所数を飛鳥地区で15カ所、五郷地区で5カ所として国へ報告されていることはお聞きしております。

次に、2点目の大又川流域より撤去された土砂搬出量と場所についてお答えいたします。

一級河川大又川は三重県が管理している河川であることから、堆積土砂の撤去は県により行われております。平成23年災以降に実施された土砂撤去の実績としましては、まず五郷町地内では桃崎里地区の墓地周辺や桃崎地区のコンビニエンスストア前付近、五郷町寺谷地内の柚木橋下流付近の河川において、平成23年度及び平成25年度から26年度にかけて事業等を実施し、合計で5万4,800 m^3 の土砂を撤去しているとお聞きしております。

また、飛鳥町地内では、神山地区の水路橋付近、小阪地区の原木市場と浅見川橋までの間の一部、大又地区の道の駅きのくにより尾鷲寄りにあるガソリンスタンド前付近の河川において、平成25年度から26年度にかけて事業を実施し、合計で7,500 m^3 の土砂を撤去しているとお聞きしております。

3点目のしゅんせつ工事の発注はどのような方式で実行されているかにつきましては、災害等により河川に堆積した土砂の撤去は、現在、熊野建設事務所では大きく分けると2つの方法で対応しているとのこと。そのうちの1つとして、砂利採取による方法があります。これは、三重県砂利協同組合連合会に属する砂利採取組合が行うもので、河川に堆積している土砂の撤去について県と組合で協議を行い、話が調べば県が一定の条件のもとに許可を出し、組合が砂利採取を行うものであります。

もう一つは、通常県が行っている建設事業の工事発注と同様に、河川管理者である県が維持管理業務の一環として土砂撤去工事を発注するもので、砂利採取によるもの以外

はこの方法にて実施することになります。

以上でございます。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 一般論になりますけれども、山腹崩壊、土砂の災害が発生した場合は、何カ所で発生したのか、また堆積土砂の量はどれぐらいかといったような全体的な状況を把握した上で堆積土砂撤去の計画が県より示されるというふうな認識でおったわけでございますけれども、そうした堆積土砂の把握ができてないということでございますけれども、これについては数量的な把握は必要ないということなんでしょうか。それとも、必要があるけれども、なかなかそういうことをつかみ出すのは困難であるということなんでしょうか。もし困難であるということであれば、どういう理由なのか、もしわかれば答弁お願いいたします。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） お答えします。

先ほど壇上でも申し上げたことの繰り返しになりますが、災害により河川等へ堆積した土砂の撤去につきましては、災害復旧事業で申請する場合には、その部分の土砂について数量を算出することが必要となりますが、災害復旧など事業に直接関係しない部分の把握までは行っておりません。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 平成23年8月25日に発生いたしました台風12号は、高知県に上陸した後、スピードが極端に遅かったために、前後して大量の雨が降りました。大台ヶ原では6日間、総雨量2,000mmを超えました。小又川、大又川の氾濫、土砂崩れの箇所、量も想像を超えるぐらいの量でございました。平時ならともかく、これだけの大規模な自然災害発生時におきましても、流出または堆積土砂の量の把握は必要ないというのが県の判断というふうに先ほど来の答弁で、改めますけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） 自然災害時においても同じだと考えております。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） すみません、なぜ先ほどから私、堆積土砂の数量の把握等にこだわるのかといいますと、河川の流出土砂というのは刻一刻と変化してまいります。堆積

した土砂は、当然ながら上流から下流へと、大又から小阪、佐渡を経て五郷町のほうへ流れ下ってきます。

そういう中で、ちょっと教えてほしいのは、平成23年以降、この辺は台風の通過路になっておりますけれども、その台風、どの程度接近しているか等、資料をお持ちでしたらお願いいたします。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） 台風の数でございますが、23年以降本土に接近したのが、合計で、28年、今年度も入れまして、本土接近が38件、それから東海地方への接近が16件、日本に上陸した数が20件となっております。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 平均しますと、年3個ぐらい接近したり上陸しておることになるかと思いますが、さらに、台風でなくても、大雨によりまして川の増水というのは頻繁に起こっております。災害時に小山のように堆積した土砂も、月日の経過とともに下流へ流れていき、平均化、ならされてしまいます。ちなみに、五郷中学校付近におきましては、災害直後は大量の土砂が水面上に出ておりましたけれども、今はほとんどが水面下でございます。一見、全く被害がなかったような錯覚を起こします。しかしながら、一旦大又川流域に流入した土砂は、水と違って行き場がないために必ず堆積し、そして大又川の河床全体を押し上げることとなります。

平成23年以降、大又川流域におきまして堤防のかさ上げ工事が行われた箇所がありますでしょうか。あれば教えていただきたいと思います。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） お答えします。

被災を受けた箇所につきまして、災害復旧事業で復旧を行う場合は原形復旧が基本となっております。大又川につきましても、この基本的な考えのもとで行っていると考えられます。したがって、かさ上げ工事については承知しておりません。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 災害復旧は原形回復が基本ということでございますので、工事が行われていないということになるかと思いますが、大又川の河床全体が高くなっているにもかかわらず、堤防のかさ上げ工事が全く実行されていないということは、逆に言えば、いつでもどこでも洪水の被害を受ける可能性は平成23年度以上に高くなって

いるということに当然なりますので、市、県を問わず、行政の方はこのことにしっかりと注意を払う、そこに注目していただきたいというふうに思っております。

次に、私が認識する被害のその当時大きかった場所としましては、小又川と大又川の合流地点、小阪の旧熊野市役所飛鳥出張所付近、五郷中学校付近、五郷町の湯屋、里、藤後付近が大きかったんじゃないかというふうに把握しておりますが、この今言った中で、先ほど言っていたいただいた堆積土砂の撤去の中で該当している部分は湯屋地区のみと判断いたします。県のほうでは、春と秋に市役所と打ち合わせ会議を開催して、堆積土砂の撤去等の希望があれば優先順位をつけて要望してほしいというふうにしております。

被災後5年以上を経過し、河川の状況も一変しております。市、県との打ち合わせ会議をより有効にするためにも、市と県が協力しまして、被害の大きかった地区を中心として、地元区長さん等の協力を得ながら、改めまして堆積土砂の現状なり、あるいは堆積土砂の撤去要望を把握していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） ただいまのご質問ですが、県と市との打ち合わせですが、地元の皆さんから土砂撤去につきまして、たくさん県へ要望が上がっております。

県におきましては、処分地の確保や治水安全度など総合的に判断しながら、市や町と協議を行いながら実施箇所を決められているとお聞きしております。

県との打ち合わせにつきましては、協議は春5月ぐらいに一度行い、台風シーズンが終了した後にもう一度行いながら場所が決定されるというふうなことになっておりますので、地元の皆さんの要望もお聞きしていきたいと考えております。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） ありがとうございます。

次に、砂防堰堤工事でございますが、土砂崩れも多くは谷に発生いたしますが、それが一気に大又川に流れ込むということではございません。谷における砂防堰堤は大きな効果が期待できます。平成23年以降、砂防堰堤工事が大又川流域でどれぐらい施行されておられますでしょうか。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） 砂防工事の状況でございますが、平成23年災以前から動きがあったものとして次のものがございます。

五郷町寺谷の桑谷川で、平成23年災以降に完成したものが1基、それから測量設計中が1基。また、飛鳥町野口の雨東谷につきましても、平成23年災以降に調査設計を開始している箇所が1地区ございます。また、飛鳥町大又北の谷川で平成23年災以降にかさ上げ改良が完成しているのが1基。

砂防堰堤としましては以上でございます。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） ありがとうございます。

実は本日、今この時間で五郷町の桑谷の砂防堰堤工事に関する説明が行われておりまして、今も報告ありましたけれども、ここでは平成25年に1基完成しておりますが、今回2個目の取り組みでございます。県からは、さらに3個目の計画しているというような報告も受けておりまして、住民の皆さん大変安心感といいますか、喜んでおるところでございます。

2次災害防止等におきまして、堆積土砂撤去と砂防堰堤工事を車の両輪として、県とともにさらなる工事を進めさせていただきたいというふうに思いますので、これにつきましては要望としてお願いいたします。

続きまして、2点目でございますが、五郷町では、先ほど言いましたように5万4,800㎡の堆積土砂の撤去をしていただきまして、大変ありがたいことだと思っておりますが、私が認識するほかに被害の大きかったところでは、先ほど言いました小又地区と大又川の合流地点、あるいは七色ダムバックヤード手前の藤後地区につきましては、先ほどの報告ではまだ堆積土砂が十分取られていないということでございますので、少し残念な気がするわけでございますが、その中で五郷中学校付近の堆積土砂の撤去につきまして、この間の経緯と現状をお知らせ願いたいと思います。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） お答えします。

この間の堆積土砂の撤去につきましては、先ほど申し上げたように、砂利採取の方法で対応する場合と通常の県事業のように工事発注して対応する場合がございます。

五郷中学校付近につきましては、いまだに土砂撤去は行われておりませんが、2つの方法のうちどちらで対応するかにつきましては、現場条件により県と組合が協議を行い、判断しながら進められております。

また、個別事案に対する経過や理由につきましては、県が行う事業であり、県が検討

し、決めていくことでございます。市が県にかわり詳細を述べられる立場にもありませんので、現場条件をもとに判断しているということをご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 県の仕事でございますので、ただいまの答弁、理解できるところがあるわけでございますけれども、これにつきましては、一応平成26年12月ごろに、私聞いておりますのでは決定しとったわけでございますけれども、それから以降、27年、28年という形で工事が行われていないという状況でございます。

また、本年も、既に12月であるということを考えますと、28年の工事も不可能というふうに判断できるのじゃないかというふうに、これは回答というよりも現実的な判断からそのように判断しとるわけでございますが、ただいまの答弁ですと、ちょっと私のほうも質問もしにくいところがあるわけでございますが。

それでは、その当時のこの近辺の状況というものを少し改めて振り返ってみたいと思うわけでございますけれども、この近辺は、床上1.5m以上の浸水が7世帯9棟ございました。また、床下浸水が5世帯、そしてすぐ近くの橋が2本流出して、ふれあい公園も流出いたしました。兩岸の水田への大量の土砂と流木がございました。これだけ1カ所に被害が集中したという原因はいろいろあるかと思いますが、このところで大又川が極端に直角に曲がっておることから、渦が発生して一気に水位が上昇したわけでございます。既に被災後5年と2カ月たっておりますし、先ほど言いましたように、堤防のかさ上げ、土砂の撤去等も一切行われておらなという状況でございます。したがって、住民の皆さんは被災時の恐怖から、台風時はもちろんのことながら、大雨が降るたびに、いつまた浸水してくるのかと大変不安がっている状況でございます。

そういう中で、地域住民の皆さんが堆積土砂の早期の撤去を強く要望してきたところでございますので、そうした中で26年度、土砂撤去の開始の報を聞きまして住民の皆さん大変喜んだところでございますけれども、先ほど来言われてますように、現実的には工事がストップしたままという状況でございます。これにつきまして、市のほうとしましても行政のほうにできるだけ早い対応、これだけ多くの被害が出ているということも事実でございますので、ぜひ強力にお願いしてほしいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） 堆積土砂の撤去につきましては、先ほど申し上げましたよう

に、砂利採取の方法でやっていただく場合と、通常の県事業で工事発注して対応している場合がございます。市としましては、方法は問いませんので、できるだけ早く撤去できるように要望しているところでございます。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 確かに住民の皆さん、方法はどちらでも別によろしいかと思いますが、現実の不安から住民を安心させるというのが行政の務めでございますので、そちらのほう、どちらの方法でもよろしいんですけれども、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

次に、3点目の工事の方法についてでございますけれども、ちょっと先ほど触れましたけれども、河川のしゅんせつには、砂利業者さんをお願いする場合、あるいは県が直接工事をする場合という2通りの方法があるということは認識させていただきました。砂利採取業者さんをお願いする場合、料金が立米216円というふうに聞きました。大変恥ずかしい話なんでございますけれども、私はこの料金というのは、これは県が業者のほうに支払うお金なのかなというふうに思っておりましたけれども、逆にこれは砂利をとる業者さんから支払ってもらった金額であるということを理解させていただきました。この金額につきまして、過去からの料金の推移、これはまた平常時と災害時点での金額の違いはあるのかどうか、さらに、この料金というのは県下統一なのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） ただいまの砂利採取料金のことでございますが、採取料金につきましては、三重県河川流水占用料等徴収条例により定められております。そのことから、三重県独自の単価であると言えます。

変遷でございますが、これまでの金額の変遷につきましては、昭和62年10月に金額が1 m³当たり200円、それから平成元年に206円、平成9年に210円、平成26年に、先ほど議員が申されたような216円という単価になってございます。

災害時につきましても、単価というのは特に変わりません。砂利の採取料金については県条例で定められているということから、その単価と認識しております。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） ありがとうございます。

立米216円といいますと、先ほどの五郷の土砂撤去数量が5万4,800m³でございますの

で、単純計算いたしますと、約1,185万円ぐらい業者の方から県へ支払われたのかなという認識を持っております。

先ほど来の五郷中学校付近の土砂撤去の件でございますけれども、これは私の勝手な、ある面、想像でもございますけれども、やはり一旦決まっておったものがなかなか取り組んでいただけないということは、業者から見た場合、収益の面で魅力に一つ欠けるのではないかなということを推定いたします。今回のように未曾有の災害が発生した場合、先ほど料金というのは県条例で決まっておるといふふうに言われておりますけれども、そういうふうに条例で決まっておるとなかなか難しい点があるかと思っておりますけれども、こういうような、平成23年のような未曾有の大災害が発生した場合は、業者さんから料金をいただくというよりも、一定の期間を設定した上で料金を無料にするというような方法はとれないのかどうかという点につきましてはどうでしょうか。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） ただいまの無料のお話でございますが、砂利の採取料金につきましては、先ほど申し上げましたように県条例で定められております。ただ、今回ご意見をいただきましたこともございますので、県のほうへお話をさせていただきたいと思っております。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） ありがとうございます。

市で決めるということよりも県のほうでございますので、実現できるかどうかは別としましても、そういう要望はぜひ伝えてほしいというふうに思います。

といいますのは、今言いました業者にやってもらうという以外のもう一つの方法、県が直接工事をするという場合は、そこでとった砂利の処理代も含めて工事費を全部県が負担するということとなります。それでしたら、もし先ほどの件が通れば、期間限定ながら料金を無料にするということでございますので、業者の参入をより一段と促すことができるのじゃないかというふうに想像できますし、また、県にとっても予算的にも大変有利になるのではないかと。また、業者の参入が促されることによって、災害復旧のスピードも図られるのではないかと。さらには、災害直後でございますと堆積土砂も1カ所に固まっておるので、作業能率もよくなり、コストの低減につながるのではないかと。というふうに思います。特に、当地域は南海トラフに隣接しておりまして、東海・南海・東南海地震、しかも最悪時にはこの3つの地震が連動して起こる可能性が非常に高い地域

でございます。その場合には、この平成27年当時以上の被害が予想されますので、先ほど言いましたけれども、そのような状況も鑑みまして、県のほうには期間限定による堆積土砂の撤去の無料化政策みたいなものが再度検討の余地がないかどうかをお願いしたいというふうに、これは要望でございます。先ほど返事をいただきましたので、ぜひ強く訴えていただきたいというふうに思っております。

今、大変な被害をこうむりました大又川、小又川、湯谷川は一級河川でございますが、一級河川といいますのは、暮らしを守り、産業を発展させる、特に重要な河川というふうに定義されておりますが、市といたしまして、大又川の重要性等につきましてどのような認識を持っておられるでしょうか。

○副議長（山田 実君） 建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） 大又川でございますが、地元の皆様にとりましても、上水道や農業用水の取水、または漁業面でアユなどの放流もされておりますし、夏場ですと水遊び等にも利用される、そのように多面的に利活用されている、地域にとっても重要な河川だと認識しております。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 私も地元ではございますけれども、この大又川流域というのは、地元にとっても当然ながら、熊野市を代表するような自然の財産だというふうに思っております。まさに私たち住民の暮らしを守り、産業を発展させる、重要な役割を担っております。今、言っていただきように、上水道の水源地にもなっておりますし、山間部の農業も大又川の水がなければ成り立たないという状況でございます。

しかしながら、この暮らしを守る河川が、自然の猛威は時としてこの暮らしを守るはずの河川を市民の暮らしを脅かす凶器へと変えてしまいます。例えば、熊野川におきましては、計画高水位が約8mのところを2.6m超えまして10.6mに達しました。そこで、国のほうでは、平成28年度の末までに堤防のかさ上げと強化以外に、河口から3.2kmまでの間で400万 m^3 、東京ドーム3.2個分の堆積土砂を取り除き、井田海岸の侵食対策、海岸再生に使っております。二度と過ちを繰り返さないという強い決意を感じます。小又川、大又川の堆積土砂撤去にも市・県を問わずしっかり目を向けていただき、被災住民を安心させていただきたいということを要望したいと思います。

最後でございますけれども、市長にぜひ理解をしておいてほしいということがございます。それは五郷のふれあい公園の件でございます。

ふれあい公園は、27年、28年と整備をしていただきまして、今後2年間でも控室や倉庫等の建設の要望をしてございますけれども、もしそれが認められた場合は1,300万近くの投資になろうかと思いますが、このふれあい公園というのは、平成23年のときにはあずまやのひさしまで浸水した箇所でございます。したがって、本来ならば、堤防のかさ上げ工事が終了した後に公園の整備にかかるのがベストではございました。

しかしながら、かさ上げ工事にはすぐには期待ができないということと、あるいはふれあい公園は五郷唯一の公園であり、町の活性化の中心地域ということから、これ以上整備をおくらすことはできないということで、2次災害を防ぐ手だてのないまま公園の整備に着手するという、いわば見切り発車、苦渋の選択をしてございます。

ふれあい公園は、五郷の住民の財産であると同時に、市の財産でもあります。これ以上、1円も水に流したくないという状況でございます。早急な堤防のかさ上げ工事が期待できない状況の中でございますので、小又川を含む大又川流域の堆積土砂の撤去に対しまして、市長のほうからもぜひ県のほうに強く訴えていただきたいと思います。とりわけ、ふれあい公園の近く、先ほど言いましたように、五郷中学校付近は大変な被害を受けております。

ちなみに、消防団におきましては、警報が発せられましたときは30分置きに水位を把握しておりますが、最近水位の上昇が物すごく急になっておりまして、河床全体が非常に高くなっておるということを身にしみて感じておりますので、そういった意味でもぜひ市長のほうからも県のほうへ強く要望してほしいと思いますが、市長、いかがでございますでしょうか。

○副議長（山田 実君） 市長。

○市長（河上敢二君） 県に対しては、毎年大又川を含む市内における河川の河床整備、いわば土砂の撤去については要望してきているところでございます。

ただ、非常に、熊野市だけじゃなくて、三重県下で同じように河床整備の要望を行っておられるようでございまして、なかなかその順番が回ってこないというのが実情でございますが、引き続いて、大又川を初め市内の河川の土砂の撤去については要望を続けてまいりたいと思っております。

○副議長（山田 実君） 大橋議員。

○4番（大橋秀行君） 大変ありがとうございます。

先ほど来言ってますように、県の仕事でございますので、やはり私たちは住民からい

ろんな要望をもらっておりますけれども、市と違いまして県のほうはワンクッション置きますので、大変要望もしにくいところがございますけれども、そういうところにつきましては、ぜひ市長のお力をおかりしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、5年前、床上1.5m以上の浸水を受けました被災者住民にとりましては、堤防のかさ上げや堆積土砂の撤去が十分でないままに万が一にも同様な被害をこうむるようなことがあれば、これ以上の悲劇はございません。一度は許される想定外であっても、二度目は通用いたしません。行政の責任も問われかねません。幸い、まだ2次災害が発生しておりません。だからこそ、今やらなければならないこと、できることは必ずあるはずです。私は、まずは小又川、大又川流域の堆積土砂の撤去であろうかと思います。工事の責任は県でありましても、被災者住民の切実なる声を県に訴え、後押しするのが市の役割であり、私を含めました議員の役割というふうに確信しておりますので、ぜひ小又川、大又川流域の堆積土砂の撤去と砂防堰堤の建設の県への要望に対しまして、市としての行政の力をぜひかしていただきたいというふうをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（山田 実君） これにて大橋議員の一般質問を終了いたします。

散 会

○副議長（山田 実君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明9日は午前9時から会議を開き、議案質疑及び委員会付託等を行います。時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時 41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

熊野市議会副議長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

(第4日)

平成28年12月9日(金曜日)

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

平成28年12月9日（金曜日）

第 4 日

招集年月日 平成28年11月28日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成28年12月9日（金）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	11番	山本	洋信君
12番	中田	征治君	13番	前地	林君
14番	前田	桂之助君			

欠席議員

10番 樋口 雄史君

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

- 同意案第1号 熊野市教育委員会の委員の任命について
同意案第2号 熊野市公平委員会の委員の選任について

議事日程

[提案理由、質疑、採決]

- 日程第1 同意案第1号 熊野市教育委員会の委員の任命について
- 日程第2 同意案第2号 熊野市公平委員会の委員の選任について
[質疑、委員会付託]
- 日程第3 議案第1号 熊野市総合計画基本構想条例案
- 日程第4 議案第2号 熊野市議会議員及び熊野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第5 議案第3号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第4号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第6号 熊野市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第9 議案第7号 熊野市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第8号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第9号 財産の取得について
- 日程第12 議案第10号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第13 議案第11号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第12号 平成28年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第13号 平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第14号 平成28年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第15号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について
[質疑]
- 日程第18 報告第1号 専決処分の報告について

午前 9時 00分 開議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。欠席の届けは10番 樋口雄史議員であります。また、説明員のうち伊藤監査委員事務局長が、地方自治法第121条第1項の規定により欠席する旨、届け出がありました。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（同意案第1号、同意案第2号）

○議長（前地 林君） 本日、市長より同意案2件が追加提出されましたので、議題といたします。

日程第1 同意案第1号「熊野市教育委員会の委員の任命について」及び日程第2 同意案第2号「熊野市公平委員会の委員の選任について」を一括議題といたします。

提案説明

○議長（前地 林君） 市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

本定例会に追加提案いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市教育委員会の委員の任命について」につきましては、平成28年12月22日任期満了となります井戸町小山清さんの後任に井戸町北野雅章さんを任命した

いので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意案第2号「熊野市公平委員会の委員の選任について」につきましては、平成28年12月21日任期満了となります久生屋町大久保賀也さんの後任に有馬町宮本浩一さんを選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第1 同意案第1号「熊野市教育委員会の委員の任命について」を議題とし、質疑に入りますが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第2 同意案第2号「熊野市公平委員会の委員の選任について」を議題とし、質疑に入りますが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会への付託の省略について

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号及び第2号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号及び第2号につきましては、委員会への付託を省略いたします。

採 決

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

日程第1 同意案第1号「熊野市教育委員会の委員の任命について」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号はこれに同意することに決しました。

採 決

○議長（前地 林君） 日程第2 同意案第2号「熊野市公平委員会の委員の選任について」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第2号はこれに同意することに決しました。

議案の上程（議案第1号～議案第15号）

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第3 議案第1号「熊野市総合計画基本構想条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第4 議案第2号「熊野市議会議員及び熊野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第5 議案第3号「熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第6 議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第7 議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。
質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第8 議案第6号「熊野市職員退職手当支給条例の一部を改

正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第9 議案第7号「熊野市税条例等の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第10 議案第8号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第11 議案第9号「財産の取得について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、許可します。

12番 中田議員。

○12番（中田征治君） 質疑させていただきます。

財産の取得ということですが、取得する財産が戸籍システムとなっておりますが、どのような構成になっているのかお伺いしたいと思います。

それと、競争入札ということになっていますが、他社のシステムとの互換性というものはこういう場合あるのでしょうか。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） 議案第9号「財産の取得について」の質疑につきましてお答えいたします。

1項目めの、取得する財産が戸籍システムとなっているが、どのような構成になっているのかでございますが、現在の戸籍システムは平成23年に紙戸籍から電算化された戸籍システムへと移行し、戸籍の届け出から記載完了までの時間や戸籍謄本等の戸籍証明書の発行においても、検索機能の充実により大幅な時間短縮となっております。この戸籍システムは導入から5年が経過し、システム機器の保守契約が来年3月末で切れるため、機器を更新し、引き続き安定した運用を行おうとするものでございます。

概要といたしましては、6階のサーバー室に設置するメインサーバーが1台、サブサーバーが1台、バックアップサーバーが1台でございます。1階の市民保険課に設置・運用する機器といたしましては、業務端末、デスクトップ型パソコンが3台、レーザープリンターが1台、これらの機器の設置作業に加え、現在使用している戸籍システムの機能を継承するソフトウェアの経費も全て含めたものとなっております。

次に、2項目めの競争入札ということになっているが、他社のシステムとの互換性はあるのかにつきましては、今回の指名競争入札では、既存の戸籍システムと互換性のあるメーカーを選び、指名競争入札を行っております。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 中田議員。

○12番（中田征治君） ちょっとだけ追加させていただきます。

そうすると、これから後の3年とか5年のメンテは入っているのかということと、その互換性がある会社の数をお願いします。

○議長（前地 林君） 市民保険課長。

○市民保険課長（仲 俊光君） いわゆる維持管理につきましては、前回の補正予算のほうで債務負担行為ということで計上させていただきまして、5年間の債務負担行為として1,680万円の補正予算を計上させていただいたところでございます。

次に、何社が競争入札に参加したかということでございますが、2社が参加いたしました。

以上でございます。

○議長（前地 林君） これにて議案第9号の質疑を終結します。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第12 議案第10号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とし、質疑に入ります。

別冊の補正予算書に関する説明書の内容について、質疑の通告がありますので、許可します。

歳出のうち、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、農業振興事業経費について。

岩本議員。

○9番（岩本育久君） お伺いいたします。予算書の42・43ページの農業費の中に、農産物乾燥加工施設工事費85万円計上されておりますが、この内容についてお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（尾中弘明君） 議員ご質疑の農産物加工施設設置工事につきましてお答えいたします。

工事場所につきましては、久生屋町にある熊野市総合育苗センター内の作業室の一室を改修するものであります。改修の内容ですが、農産物の加工品等の販売に向けたサンプルを製造するためには、施設が食品衛生基準を満たす必要があります。そのため、二層シンクの設置など水回りの改修や、コンセントの増設、分電盤改修など電気設備工事を行うものであります。施設管理は引き続き農業振興課で行うこととしています。

以上です。

○議長（前地 林君） 次に、歳出のうち、款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、林業総務事業経費について。

9番 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 予算説明書の44・45ページの林業費の中に、林道改良工事費757万7,000円を計上されておりますが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

林業振興課長。

○林業振興課長（橋詰寿人君） 岩本議員ご質疑の林道改良工事費757万7,000円の内容についてお答えいたします。

今回の林道改良工事費は、2路線の改良を予定しております。

1路線目は、紀和町湯ノ口地内の林道野放線の舗装改良です。その内容は、アスファルト舗装の損傷の激しい14カ所、面積1,308㎡、施工延長406mを県の補助を受けて改良するものです。このうち、アスファルト舗装の表層のみを改良するオーバーレイ工事が5カ所、面積が612㎡、施工延長が173mです。舗装路盤から改良する9カ所、面積が696㎡、施工延長が233mです。

続きまして2路線目は、同じく紀和町湯ノ口地内の林道小船小川口線の側溝改良です。その内容は、湯ノ口温泉近くの道路側溝106mを既製品のL型側溝を設置し、市単独事業で改良するものです。

今回の改良箇所は、湯ノ口温泉利用者の車両が数回にわたり側溝へ脱輪した箇所を、脱輪の心配のない構造の側溝に改良することで、通行の安全を確保しようとするものです。

以上でございます。

○議長（前地 林君） 次に、款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、側溝・舗装修繕事業について。

9番 岩本議員。

○9番（岩本育久君） 予算説明書の50・51ページの土木費、項2の道路橋りょう費の中に、社会資本整備工事費4,020万円の予算が計上されておりますが、この内容についてお伺いいたします。

○議長（前地 林君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（仲森弘安君） 岩本議員ご質疑の社会資本整備工事費の4,020万円の内容についてにつきましてお答えいたします。

本工事費は、平成27年度より事業を行っている側溝・舗装修繕事業におきまして、今回、国の補正予算を受け、計画路線である市道中芝2号線ほか4路線の整備延長合計560mに係る工事費でございます。

以上でございます。

○議長（前地 林君） これにて議案第10号の質疑を終結します。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第13 議案第11号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第14 議案第12号「平成28年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第15 議案第13号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第16 議案第14号「平成28年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第17 議案第15号「平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

常任委員会へ付託

○議長（前地 林君） ただいま議題となっております議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号は総務厚生常任委員会に、議案第14号、議案第15号は産業教育常任委員会に、議案第10号は各所管の常任委員会に、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ付託いたします。

議案の上程（報告第1号）

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第18 報告第1号「専決処分の報告について」を議題とし、質疑に入りますが、ただいまのところ質疑の通告はありません。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項のため、これをもって終わります。

散 会

○議長（前地 林君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

12月12日から15日まで委員会審査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、12月12日から15日までを休会とすることに決しました。

16日は午前9時から会議を開き、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

時間励行でご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前 9時 23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

(第5日)

平成28年12月16日(金曜日)

平成28年11月熊野市議会定例会会議録

平成28年12月16日（金曜日）

第 5 日

招集年月日 平成28年11月28日（月）

招集の場所 熊野市議会議場

開 議 平成28年12月16日（金）午前9時00分

出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長	河上 敢二 君	副 市 長	山川 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	下地 砂登子さん	消 防 長	岡田 敏哉 君
福 祉 事 務 所 長	室谷 隆也 君	市 長 公 室 長	大西 浩文 君
総 務 課 長	清嶺地 利夫君	防 災 対 策 推 進 課 長	山本 方秀 君
市 民 保 険 課 長	仲 俊光 君	税 務 課 長	福嶋 雅人 君
健 康 ・ 長 寿 課 長	松本 健 君	環 境 対 策 課 長	栗須 廣也 君
農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君	林 業 振 興 課 長	橋詰 寿人 君
水 産 ・ 商 工 振 興 課 長	下和田 貞明君	観 光 ス ポ ー ツ 交 流 課 長	松岡 功 君
建 設 課 長	仲森 弘安 君	地 域 振 興 課 長 兼 地 域 総 合 課 長	坪井 正登 君
水 道 課 長	大平 勝美 君	教 育 長	倉本 勝也 君
選 挙 管 理 委 員 会 長 選 書 記 長	清嶺地 利夫君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山口 耕作 君
監 査 委 員 事 務 局 長	伊藤 伸 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次 長 兼 庶 務 係 長	勝田 悦生 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	上西 ゆみ さん

提出議案

議員提出議案第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案

議員提出議案第2号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置をを求める意見書案

議事日程

[委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決]

- 日程第1 議案第1号 熊野市総合計画基本構想条例案
- 日程第2 議案第2号 熊野市議会議員及び熊野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第3 議案第3号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第4 議案第4号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第5 議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第6号 熊野市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第7号 熊野市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第8 議案第8号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 日程第9 議案第9号 財産の取得について
- 日程第10 議案第10号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第11号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第12号 平成28年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第13号 平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第14号 平成28年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第15号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について

[提案理由、質疑、討論、採決]

- 日程第16 議員提出議案第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案
- 日程第17 議員提出議案第2号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書案

[採決]

日程第18 議員派遣について

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開議

○議長（前地 林君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案の上程（議案第1号～議案第15号）

○議長（前地 林君） 日程第1 議案第1号「熊野市総合計画基本構想条例案」から日程第15 議案第15号「平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について」まで、以上15件を一括議題といたします。

総務厚生常任委員長報告

○議長（前地 林君） 本件については、各委員会へ審査付託となっておりますので、この際、各委員長報告及び報告に対する質疑に入ります。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

川口議員。

（総務厚生常任委員長 川口 朋さん 登壇）

○総務厚生常任委員長（川口 朋さん） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る12月9日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、

議案第1号 熊野市総合計画基本構想条例案

議案第2号 熊野市議会議員及び熊野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

議案第4号 熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第5号 熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第6号 熊野市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

議案第7号 熊野市税条例等の一部を改正する条例案

議案第8号 熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

議案第9号 財産の取得について

議案第10号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）について、第1条第1表歳入全般、歳出のうち款1議会費、款2総務費、款3民生費、款4衛生費、項1保健衛生費、款8消防費、第2条第2表繰越明許費、第3条第3表地方債補正

議案第11号 平成28年度熊野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 平成28年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第13号 平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてについては、全会一致をもって、また、

議案第3号 熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

につきましては、賛成多数をもって原案を可とすることに決しました。

以上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑

○議長（前地 林君） これより総務厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

産業教育常任委員長報告

○議長（前地 林君） 次に、産業教育常任委員長の報告を求めます。

端無議員。

（産業教育常任委員長 端無徹也君 登壇）

○産業教育常任委員長（端無徹也君） おはようございます。

産業教育常任委員会の委員長報告をいたします。

産業教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

去る12月9日に委員会を開催し、関係課職員の出席を求め、慎重審査した結果、質疑や意見交換が活発に行われ、

議案第10号 平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）第1条第1表歳出のうち、
款4衛生費、項2環境対策費、款5農林水産業費、款6商工費、款7土
木費、款9教育費、款10災害復旧費

議案第14号 平成28年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて

議案第15号 平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について
につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可とすることに決しました。

なお、議案第10号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）」第1条第1表歳出のうち、款6項1商工費、目3観光交流費の審査において、紀和地区振興総合拠点整備事業に関し、今後検討していくと答弁があった事項については、随時情報提供を議会に要望する意見があったことを申し添え、本委員会の報告とさせていただきます。

以上、ご賛同を承りますようよろしくお願い申し上げます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑

○議長（前地 林君） 次に、産業教育常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて産業教育常任委員長の報告に対する質疑を終結いたしま

す。

討 論

- 議長（前地 林君） 日程第1 議案第1号「熊野市総合計画基本構想条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。
- よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

- 議長（前地 林君） これより採決いたします。
- 本案に対する委員長の報告は可決であります。
- 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。
- よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

討 論

- 議長（前地 林君） 日程第2 議案第2号「熊野市議会議員及び熊野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。
- よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

- 議長（前地 林君） これより採決いたします。
- 本案に対する委員長の報告は可決であります。
- 本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第3 議案第3号「熊野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。

討論の通告がありますので、許可します。

中田征治議員。

（12番 中田征治君 登壇）

○12番（中田征治君） おはようございます。

本件に、私、反対するものであります。

まず、ここ熊野市の一般市民においては年金生活者も多く、アベノミクスの効果も全く実感されず、個人事業主も消費拡大を感じることのできない状況であります。一般市民も、雇用拡大のよくなったとかそういう株が高いとか、そういうことを実感できる状況ではございません。さらに、不安を抱えた年金の方々が、給付金等の支給が決まりますと、ご老体にむち打って市役所まで一生懸命やってきてやっと生活している状況でございます。

このような熊野市の状況下で市会議員の期末手当の引き上げはするべきではないのではないかと。少なくとも、今ではないでしょうということです。

このような理由で反対するわけですが、議員諸侯におかれましても、私の反対の理由にご理解いただきまして行動をとともにされることを切望するものであります。

以上であります。

○議長（前地 林君） 賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） これにて討論を終結いたします。

採 決

これより起立による採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(多 数 起 立)

○議長（前地 林君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第4 議案第4号「熊野市特別職の職員の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第5 議案第5号「熊野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第6 議案第6号「熊野市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第7 議案第7号「熊野市税条例等の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第8 議案第8号「熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第9 議案第9号「財産の取得について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第10 議案第10号「平成28年度熊野市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とし、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第11 議案第11号「平成28年度熊野市国民健康保険事業特別

会計補正予算（第3号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第12 議案第12号「平成28年度熊野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第13 議案第13号「平成28年度熊野市紀和診療所事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第14 議案第14号「平成28年度熊野市紀和地区水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

討 論

○議長（前地 林君） 日程第15 議案第15号「平成28年度熊野市水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とし、討論を行います。本案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、討論を終結いたします。

採 決

○議長（前地 林君） これより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案の上程（議員提出議案第1号）

○議長（前地 林君） 日程第16 議員提出議案第1号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案」を議題といたします。

提案説明

○議長（前地 林君） 議員提出議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

川口議員。

（1番 川口 朋さん 登壇）

○1番（川口 朋さん） 議員提出議案第1号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める

意見書案」につきまして、案文の朗読により提案理由をご説明申し上げます。

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

三重県熊野市議会

以上でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第16 議員提出議案第1号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案」を議題として質疑に入りますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会への付託の省略について

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

ただいま議案となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は委員会の付託を省略することに決しました。

討 論

○議長(前地 林君) 日程第16 議員提出議案第1号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(前地 林君) これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案の上程(議員提出議案第2号)

○議長(前地 林君) 日程第17 議員提出議案第2号「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書案」を議題といたします。

提案説明

○議長（前地 林君） 議員提出議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

下田議員。

（8番 下田克彦君 登壇）

○8番（下田克彦君） おはようございます。

それでは、議員提出議案第2号につきまして、案文の朗読により説明させていただきます。

議員提出議案第2号「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書案」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めて来ました。しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の10%への引き上げが、2019年10月まで再延期されることになりました。

他方で、2012年には約1,500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1,700万人、そして2025年には約2,200万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進めることが必要です。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となりました。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしであります。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDPと雇用の約7割を占める“地域経済圏”の活性化が求められています。今こそ、地域資源や地域の特色に着目した、農林水産業の6次産業化や、魅力ある観光産業の開発など、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべき時であると考えます。

そこで政府においては、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、以下の事項について要望を致します。

記

- 1 消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に、支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に要望の強い保育の受け皿整

備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講
じること。

- 2 人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など「一億総
活躍プラン」関連施策の実施についても、地方負担分も含めて国の責任において適切
に財源措置を講じること。
- 3 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、
地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地方創生を推進することが出来るよう、
1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続すること。また、地方創
生推進交付金についても、安定かつ継続的に所要の財源を確保すること。
- 4 地方自治体が提供する社会保障の充実策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や
河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを确实
に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額につ
いては确实に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

三重県熊野市議会

以上でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上
げます。

質 疑

○議長（前地 林君） 日程第17 議員提出議案第2号「安心な社会保障と強い地域経済
を構築するための地方財政措置を求める意見書案」を議題として質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前地 林君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会への付託の省略について

○議長（前地 林君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長(前地 林君) 日程第17 議員提出議案第2号「安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書案」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(前地 林君) これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議員派遣について

○議長(前地 林君) 日程第18 「議員派遣について」を議題といたします。

お手元に配付いたしております議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条及び会議規則第162条の規定により、議員を派遣したいと存じます。

お諮りいたします。

手元に配付いたしております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いただきました議員派遣の内容等につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思います。

また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣については、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前地 林君) 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉 議

○議長(前地 林君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長(前地 林君) これにて、平成28年11月熊野市議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前 9時 34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____